

小学校学習指導要領解説

道徳編

平成 20 年 6 月

文 部 科 学 省

目 次

第1章 総説	1
第1節 道德教育改訂の要点	1
1 改訂の経緯	1
2 道德教育改訂の趣旨	2
3 改訂の要点	7
4 昭和33年からの改訂の歩み	11
第2節 道德教育の基本的な在り方	14
1 道德の意義	14
2 道德性の発達と道德教育	15
3 児童を取り巻く社会の変化と道德教育	19
第2章 道德の目標	22
第1節 道德教育と道德の時間	22
第2節 道德教育の目標	23
第3節 道德の時間の目標	28
第4節 道德教育推進上の基本的配慮事項	31
第3章 道德の内容	33
第1節 内容の基本的性格	33
1 内容のとらえ方	33
2 内容構成の考え方	34
3 内容の取扱い方	35
第2節 内容項目の指導の観点	38
1 第1学年及び第2学年の内容	38
2 第3学年及び第4学年の内容	47
3 第5学年及び第6学年の内容	52
第4章 道德の指導計画	61
第1節 指導計画作成の方針と推進体制の確立	61
1 校長の方針の明確化	61
2 道德教育推進教師を中心とした協力体制の整備	61

第2節 道徳教育の全体計画	63
1 全体計画の意義	63
2 全体計画の内容	64
3 全体計画作成上の創意工夫と留意点	65
第3節 道徳の時間の年間指導計画	67
1 年間指導計画の意義	67
2 年間指導計画の内容	68
3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点	69
第4節 学級における指導計画	72
1 学級における指導計画の意義	72
2 学級における指導計画の内容	72
3 学級における指導計画作成や活用上の創意工夫と留意点	73
第5節 指導内容の重点化における配慮と工夫	74
1 各学年を通じて配慮すること	74
2 学年段階ごとに配慮すること	75
第5章 道徳の時間の指導.....	77
第1節 指導の基本方針	77
第2節 学習指導案の内容とその作成	79
1 学習指導案の内容	79
2 学習指導案作成の主な手順	80
3 学習指導案作成上の創意工夫	81
第3節 学習指導の多様な展開	82
1 道徳の時間の特質を生かした指導	82
2 多様な学習指導の構想	83
3 道徳の時間に生かす指導方法の工夫	84
第4節 道徳の時間の指導における配慮とその充実	87
1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実	87
2 体験活動を生かすなどの指導の充実	88
3 魅力的な教材の開発や活用	90
4 言葉を生かし考えを深める工夫	92
5 情報モラルの問題に留意した指導	94

第6章 教育活動全体を通じて行う指導	96
第1節 指導の基本方針	96
第2節 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動における指導	98
1 各教科及び外国語活動における指導	99
2 総合的な学習の時間における指導	102
3 特別活動における指導	104
第3節 その他の教育活動における指導	107
1 日常的な生活の場面における指導	107
2 人間関係の充実	108
3 教室や校舎，校庭等の環境の整備	109
第7章 家庭や地域社会との連携	111
第1節 家庭や地域社会における道徳教育とその役割	111
1 家庭における道徳教育	111
2 地域社会における道徳教育	112
第2節 家庭や地域社会との連携による道徳教育	114
1 家庭や地域社会との協力体制	114
2 多様な連携の創意工夫	115
第8章 児童理解に基づく道徳教育の評価	119
第1節 道徳教育における評価の意義	119
第2節 道徳性の理解と評価	120
1 評価の基本的態度	120
2 評価の観点と方法	120
3 評価の創意工夫と留意点	123

第1章 総説

第1節 道徳教育改訂の要点

1 改訂の経緯

21世紀は、新しい知識・情報・技術が政治・経済・文化をはじめ社会のあらゆる領域での活動の基盤として飛躍的に重要性を増す、いわゆる「知識基盤社会」の時代であると言われている。このような知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性を増大させている。このような状況において、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視する「生きる力」をはぐくむことがますます重要になっている。

他方、OECD（経済協力開発機構）のPIISA調査など各種の調査からは、我が国の児童生徒については、例えば、

- ① 思考力・判断力・表現力等を問う読解力や記述式問題、知識・技能を活用する問題に課題、
 - ② 読解力で成績分布の分散が拡大しており、その背景には家庭での学習時間などの学習意欲、学習習慣・生活習慣に課題、
 - ③ 自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下といった課題、
- が見られるところである。

このため、平成17年2月には、文部科学大臣から、21世紀を生きる子どもたちの教育の充実を図るため、教員の資質・能力の向上や教育条件の整備などと併せて、国の教育課程の基準全体の見直しについて検討するよう、中央教育審議会に対して要請があり、同年4月から審議を開始した。この間、教育基本法改正、学校教育法改正が行われ、知・徳・体のバランス（教育基本法第2条第1号）とともに、基礎的・基本的な知識・技能、思考力・判断力・表現力等及び学習意欲を重視し（学校教育法第30条第2項）、学校教育においてはこれらを調和的にはぐくむことが必要である旨が法律上規定されたところである。中央教育審議会においては、このような教育の根本にさかのぼった法改正を踏まえた審議が行われ、2年10か月にわたる審議の末、平成20年1月に「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善について」答申を行った。

この答申においては、上記のような児童生徒の課題を踏まえ、

- ① 改正教育基本法等を踏まえた学習指導要領改訂

- ② 「生きる力」という理念の共有
- ③ 基礎的・基本的な知識・技能の習得
- ④ 思考力・判断力・表現力等の育成
- ⑤ 確かな学力を確立するために必要な授業時数の確保
- ⑥ 学習意欲の向上や学習習慣の確立
- ⑦ 豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実

を基本的な考え方として、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領の改善の方向性が示された。

具体的には、①については、教育基本法が約60年振りに改正され、21世紀を切り拓く心豊か^{ひら}でたくましい日本人の育成を目指すという観点から、これからの教育の新しい理念が定められたことや学校教育法において教育基本法改正を受けて、新たに義務教育の目標が規定されるとともに、各学校段階の目的・目標規定が改正されたことを十分に踏まえた学習指導要領改訂であることを求めた。③については、読み・書き・計算などの基礎的・基本的な知識・技能は、例えば、小学校低・中学年では体験的な理解や繰り返し学習を重視するなど、発達の段階に応じて徹底して習得させ、学習の基盤を構築していくことが大切との提言がなされた。この基盤の上に、④の思考力・判断力・表現力等をはぐくむために、観察・実験、レポートの作成、論述など知識・技能の活用を図る学習活動を発達の段階に応じて充実させるとともに、これらの学習活動の基盤となる言語に関する能力の育成のために、小学校低・中学年の国語科において音読・暗唱、漢字の読み書きなど基本的な力を定着させた上で、各教科等において、記録、要約、説明、論述といった学習活動に取り組む必要があると指摘した。また、⑦の豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実については、徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験活動の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生きる自分への自信を持たせる必要があるとの提言がなされた。

この答申を踏まえ、平成20年3月28日に学校教育法施行規則を改正するとともに、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領を公示した。小学校学習指導要領は、平成21年4月1日から移行措置として算数、理科等を中心に内容を前倒しして実施するとともに、平成23年4月1日から全面実施することとしている。

2 道徳教育改訂の趣旨

(1) 改善の基本的な観点

今回の学習指導要領の改訂における道德教育の改善についての基本的な観点は次のとおりである。

ア 改正教育基本法等の趣旨と道德教育

改正教育基本法においては、その第1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と教育の目標を規定し、第2条においては、その目的を実現するための目標を示した。そこでは、今後の教育において重視すべき理念として、従来から規定されている個人の価値の尊重、正義、責任などに加え、新たに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度、生命や自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うことなどが規定された。

教育基本法の改正を受けた学校教育法の一部改正でも、義務教育の目標として、第21条において上記と同様の趣旨が明記された。学校で行う道德教育は、これらの趣旨の実現に向けて取り組まれるものでなくてはならない。

イ 「生きる力」の理念の共有と道德教育

「生きる力」をはぐくむことは、今回の学習指導要領においても引き継がれる。「生きる力」とは、変化の激しい社会において、人と協調しつつ自律的に社会生活を送ることができるようになるために必要な、人間としての実践的な力であり、豊かな人間性を重要な要素としている。

子どもたちに必要とされる豊かな人間性とは、美しいものや自然に感動する心などの柔らかな感性、正義感や公正さを重んじる心、生命を大切にし、人権を尊重する心などの基本的な倫理観、他人を思いやる心や社会貢献の精神、自立心、自己抑制力、責任感、他者との共生や異なるものへの寛容などの感性及び道徳的価値を大事にする心であるととらえられる。このような心の育成を図るのが心の教育であり、その基盤としての道德教育なのである。

次代を担う児童自らが学ぶ意思や意欲をもち、未来への夢や目標を抱き、自らを律しつつ、自己責任を果たし、自分の利益だけでなく社会や公共のために何をなし得るかを大切に考える豊かな心をはぐくむことが重要である。その視点からも、道德教育の充実は重要な課題である。

ウ これからの学校の役割と道德教育

学校は、子どもたちの豊かな人格を形成していくとともに、国家・社会の形成者として必要な資質を培う場である。そのためには、子どもが友達や大人たちの中でかけがえのない一人の人間として大切にされ、頼りにされていることを実感でき、存在感と自己実現の喜びを味わえることのできる学校にしていかななくてはならない。また、

そのような学校は、子どもにとって伸び伸びと過ごせる楽しい場であり、興味・関心のあることにじっくり取り組めるゆとりがあり、安心して自分の力を発揮できるような場であることが求められる。さらに、そのための基盤として、子どもたちの望ましい人間関係や教師との信頼関係がはぐくまれていくことが重要である。

しかし、現在、子どもの自制心や規範意識の希薄化、生活習慣の確立が不十分であることなど、子どもたちの心と体の状況にかかわる課題は少なくない。また、自分に自信がある子どもが国際的に見て少ないことや、学習や将来の生活に対して無気力であったり不安を感じたりしている子どもの増加等も指摘されている。その中で、現実から逃避したり、今の自分さえよければという自己の考えに閉じこもりがちな子どもの問題も指摘されている。子どもたちが、他者、社会、自然など環境との豊かなかかわりの中で生きるという実感や達成感を深めてこそ健全な自信の源になる。そのためにも、学校の集団生活の場としての機能を十分に生かし、道德教育の一層の充実を図らなければならない。

エ 学校段階における重点の明確化と道德教育

道德教育は全ての学校段階において一貫して取り組むべきものであり、幼稚園、小・中・高等学校の学校段階や小学校の低・中・高学年の各学年段階ごとにその重点を明確にし、より効果的な指導が行われるようにする必要がある。その際、

- ・幼稚園においては規範意識の芽生えを培うこと、
 - ・小学校においては生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実すること、
 - ・中学校においては思春期の特質を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方を見つめさせる指導を充実すること、
 - ・高等学校においては社会の一員としての自己の生き方を探求するなど人間としての在り方生き方についての自覚を一層深める指導を充実すること、
- にそれぞれ配慮する必要がある。

とりわけ、基本的な生活習慣や人間としてしてはならないことなど社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識、自他の生命の尊重、自分への信頼感や自信などの自尊感情や他者への思いやりなどの道徳性を養うとともに、それらを基盤として、法やルール^{レール}の意義やそれらを遵守することなどの意味を理解し、主体的に判断し、適切に行動できる人間を育てることなどが重要な課題となっている。

(2) 改善の基本方針

平成20年1月の中央教育審議会の答申においては、このような観点を踏まえ、道德教育の充実・改善のための基本方針について、次のように示されている。

- 道德教育については、その課題を踏まえ、小・中・高等学校の道德教育を通じ、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、自立し、健全な自尊感情をもち、

主体的、自律的に生きるとともに、他者とかかわり、社会の一員としてその発展に貢献することができる力を育成するために、その基盤となる道徳性を養うことを重視する。

また、発達段階や社会とのかかわりの広がりなどの子どもたちの実態や指導上の課題を踏まえ、学校や学年段階ごとに、道徳教育で取り組むべき重点を明確にする。

- 道徳の時間における子どもの受け止めは、小学校と中学校では相当に異なっていることから、幼児期や高等学校段階での改善を視野に入れつつ、より効果的な教育を行うために、小学校と中学校の指導の重点や特色を明確にする。

高等学校においては、道徳の時間は設定されていないが、社会の急激な変化に伴い、人間関係の希薄化、規範意識の低下が見られる中で、高等学校でも、知識等を教授するにとどまらず、その段階に応じて道徳性を養い、人間としての成長を図る教育の充実を進める。

- 学校全体で取り組む道徳教育の実質的な充実を図る視点から、道徳教育の推進体制等の充実を図る。

また、子どもの道徳性の育成に資する体験活動を一層推進するとともに、学校と家庭や地域社会が共に取り組む体制や実践活動の充実を図る。

(3) 改善の具体的事項

さらに、これらの基本方針を受け、改善の具体的事項が下記の10項目にわたって示されている。

- (ア) 道徳教育の指導内容について、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成をいずれの段階においても共通する重点として押さえるとともに、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度、伝統や文化を尊重する態度などを育成するといった観点から、学校や学年の段階ごとに取り組むべき重点を示す。特に人間関係や集団の一員としての役割や責任などを実践を通して学ぶ特別活動をはじめとして各教科等がそれぞれの特質を踏まえ担うものについても明確にする。

また、道徳教育の内容項目について、学校や学年の接続や系統性を踏まえて、分かりやすくする。

- (イ) 小学校における道徳の時間においては、自己の生き方及びその基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底する観点から、低学年では、幼児教育との接続に配慮し、例えば、基本的な生活習慣や善悪の判断、きまりを守るなど、日常生活や学習の基盤となる道徳性の指導や感性に働きかける指導を重視する。

また、中学年では、例えば、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合うなど、体験や人間関係の広がりや配慮した指導を重視する。

さらに高学年では、中学校段階との接続も視野に入れ、他者との人間関係や社会とのかかわりに一層目を向け、相手の立場の理解と支え合い、集団の一員としての役割と責任などに関する多様な経験を生かし、夢や希望をもって生きることの指導を重視する。特に高学年段階から同じテーマを複数の時間において指導するなど、指導上の工夫を促進する。

(ウ) 中学校における道徳の時間においては、思春期の特徴を考慮し、社会とのかかわりを踏まえ、人間としての生き方や社会とのかかわりを見つめさせる指導を充実する観点から、道徳的価値に裏打ちされた人間としての生き方について自覚を深める指導を重視する。その際、法やきまり、社会とのかかわりなどに目を向ける、人物から生き方や人生訓を学んだり自分のテーマをもって考え討論したりするなど、多様な学習を促進する。

また、中学校は教科担任制であり、複数の教師が生徒の教科等の指導にかかわることを生かして、学年や学校において協力し合う指導体制による展開を重視する。

(エ) 高等学校においては、高等学校のすべての教育活動を通じて道徳教育が効果的に実践されるようにするため、学校としての指導の重点や方針を明確にし、道徳教育の全体計画の作成を必須化するとともに、各教科や特別活動、総合的な学習の時間がそれぞれの特徴を踏まえて担うものについて明確にする。

また、社会の一員としての自己の生き方を探求するなど、生徒が人間としての在り方生き方にかかわる問題について議論し考えたりしてその自覚を一層深めるようにする観点から、中核的な指導場面となる「倫理」や「現代社会」（公民科）、「ホームルーム活動」（特別活動）などについて内容の改善を図る。

(オ) 特に小学校高学年や中学校の段階で、法やきまり、人間関係、生き方など社会的自立に関する学習において、より効果的な指導を行うため、道徳の時間及び各教科等それぞれで担うものや相互の関連を踏まえ、役割演技など具体的な場面を通じた表現活動を生かすといった指導方法や教材等について工夫することが必要である。

(カ) 道徳的価値観の形成を図る観点から、書く活動や語り合う活動など自己の心情・判断等を表現する機会を充実し、自らの道徳的な成長を実感できるようにする。

(キ) 社会における情報化が急速に進展する中、インターネット上の「掲示板」への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった情報化の影の部分に対応するため、発達の段階に応じて情報モラルを取り扱う。

(ク) 学校教育全体で取り組む道徳教育の実質的な充実の観点から、道徳教育主担当者を中心とした体制づくり、実際に活用できる有効で具体性のある全体計画の作成、小・中学校における授業公開の促進を図る。

(ケ) 子どもの道徳性の育成に資する体験活動や実践活動として、例えば、幼児等と触れ合う体験、生命の尊さを感じる体験、小学校における自然の中での集団宿泊活動、

中学校における職場体験活動，高等学校における奉仕体験活動などを推進する。

(コ) 道徳教育にとっても家庭や地域社会の果たす役割は重要であり，様々な学校教育活動について学校，家庭，地域が相互に結び付きを深める中で，道徳教育については，例えば，生活習慣や礼儀，マナーを身に付けるための取組などが家庭や地域社会において積極的に行われるようにその促進を図ることが重要である。

3 改訂の要点

これらの改善の基本方針等を踏まえて，次のような改善を行った。

(1) 「第1章 総則」の第1の2について

道徳教育の教育課程編成における方針として，道徳の時間の役割を「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うもの」であるとし，「^{かなめ}要」という表現を用いて道徳の時間の道徳教育における中核的な役割や性格を明確にした。また，「児童の発達の段階を考慮して」と示し，学校や学年の段階に応じ，発達的な課題に即した適切な指導を進める必要性について示した。

道徳教育の目標については，従来の目標に加えて，「伝統と文化を尊重し，それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し」，「公共の精神を尊び」，「他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し」を加えた。これらは，改正教育基本法における教育の目標や学校教育法の一部改正で新たに規定された義務教育の目標を踏まえたものである。

道徳教育推進上の配慮事項については，人間関係を深めること，家庭や地域社会との連携，豊かな体験活動の充実等について示しているが，そこに「児童が自己の生き方についての考えを深め」と加え，児童が健全な自信をもち豊かなかかわりの中で自立心をはぐくみ，自律的に生きようとすることの大切さを示した。また，発達の段階や子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ，小学校段階で重視すべき豊かな体験として集団宿泊活動を例示に加えた。さらに，児童の内面に根ざした道徳性の育成に際し，「特に児童が基本的な生活習慣，社会生活上のきまりを身に付け，善悪を判断し，人間としてしてはならないことをしないこと」への配慮など，第3章の第3の1の(3)に示す低学年段階の重点を例示し，小学校段階での指導の特色を示した。

(2) 「第3章 道徳」について

ア 「目標」

道徳の時間の目標に関しては，「道徳的価値の自覚を深め」としていたところに，「自己の生き方についての考え」を加え，「道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め」とした。これは，道徳の時間の特質である道徳的価

値の自覚を一層促し、そのことを基盤としながら、児童が自己の生き方に結び付けて考えてほしいとの趣旨を重視したものである。これは、中学校段階における「道徳的価値及びそれに基づいた人間としての生き方についての自覚」に発展する前の段階であるにとらえることができる。このことによって、道徳の時間が人間としての在り方や生き方の礎となる道徳的価値について学び、それを自己の生き方に結び付けながら自覚を深め、道徳的実践力を育成するものであることをより明確にした。

イ 「内容」

内容については、その項目を示す前段の冒頭に「道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする」と示した。これは、以下に示す内容項目の全てが、道徳の時間の内容として計画的、発展的に取り上げるべきものであり、教育活動全体でも、各教科等の特質に応じて指導するものであることを示している。このことは、それぞれの教育活動で行われる道徳性育成の指導が、道徳の時間において補充、深化、統合されると同時に、道徳の時間で行った指導が学校の教育活動全体に波及し、生かされていくという関係があることも示している。

また内容については、4つの視点によって内容項目を構成して示すという考え方は従来どおりとしつつ、以下のような改善を図った。

(ア) 「第1学年及び第2学年」においては、新たな項目として4の(2)「働くことのよさを感じて、みんなのために働く」を加えた。この段階から、児童が身近な集団の役に立つために働くという社会参画への意識を育てることを意図した項目であり、1の(2)の「自分がやらなければならない勉強や仕事」を自己の成長のためにしっかりと行うとする項目との関連や違いを考慮する必要がある。

また、2の(2)は「若い人や高齢者など身近にいる人に」と表現を調整し、児童が親切な行為について若い人や高齢者だけでなく、困っている人など身近にいる多様な人々に意識を広げられるようにした。4の(1)においては、「約束やきまりを守り、みんなが使うものを大切にすると、前後の内容を入れ替え、集団のルールをしっかりと守ることをより強調した。

3の視点の内容項目については、従来の3の(2)の生命を大切にする心に関する内容を3の(1)とし、3の(1)の自然愛や動植物に対する優しさに関する内容を3の(2)として入れ替えた。これは、3の視点の中で生命を尊重する心の育成を最初に位置付けたものである。この改善は後述する中・高学年段階のみならず、中学校段階まで同様に行っている。これにより、自然を愛する心や畏敬の念に関する内容等の配列順も含め、学校や学年の段階を通した一貫的な理解がしやすくなったといえる。

(イ) 「第3学年及び第4学年」においては、新たな項目として、1の(5)「自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす」を加えた。児童が自己の生き方を大切に考え、多様な可能性を意識しながら自己のよさを実現するために意欲的に取り組んでいくことが重要であるとの考えを踏まえたものであり、高学年段階の1の(5)「自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす」につながる内容項目である。

また、従前の1の(2)「よく考えて行動し、過ちは素直に改める」の項目を削除し、その趣旨を1の(1)の基本的な生活習慣の形成に関する内容に「よく考えて行動し」を加えるとともに、1の(4)の正直さや明るい心に関する内容に「過ちは素直に改め」を加えることによって、他の学年段階における内容との指導のつながりや発展性をより分かりやすいものとした。また、このことにより、1の視点内での各学年段階間の内容項目のつながりが一層理解しやすくなったといえる。

さらに、1の(3)において、「正しいと思うこと」を「正しいと判断したこと」と改め、善悪の判断をより主体的に自らの考えで行うものであることとした。4の(2)においては、「進んで働く」を「進んでみんなのために働く」と改め、働くことによる社会参画への意識を中学年なりに一層深められるようにした。

なお、この段階においても、3の視点の中で内容項目の順を低学年段階と同様の趣旨から入れ替えている。

(ウ) 「第5学年及び第6学年」においては、新たに付け加えた内容項目はないが、まず、1の(1)の内容に「生活習慣の大切さを知り」を加え、望ましい生活習慣の形成を重視するとともに、生活習慣にかかわる内容項目であることを明確にした。また、「生活を振り返り」を「自分の生活を見直し」と改め、生活の自己改善を図ることの重要性を示した。

また、1の(3)においては、「規律ある行動をする」を「自律的で責任のある行動をする」と改め、自立心や自律性及び自己に対する責任感をはぐくむことをより明確にした。

なお、この段階においても、3の視点の内容項目の順を低学年段階と同様の趣旨から入れ替え、生命を尊重する心の育成を最初に位置付け、低学年段階から中学校段階に至る3の視点全体の内容項目の連続性を分かりやすくした。

4の視点では、この段階においても、法やきまりを守る態度等の育成にかかる内容を最初に位置付けることとして内容項目を入れ替え、従来の4の(1)の内容項目を4の(3)とし、新たに4の(1)の内容項目を「公德心をもって法やきまりを守り、自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす」とした。これにより低学年や中学年段階との間の発展的な理解をしやすくした。また、4の(3)の項目は「身

近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす」とし、4の(4)の働くことの意義の理解や公共のために尽くすことなどに関連させて、社会参画への意欲や態度に関する内容項目としての理解をしやすくした。

ウ 「指導計画の作成と内容の取扱い」

指導計画の作成と内容の取扱いについては、特に次のような改善を図っている。

(ア) 1の道徳教育の指導計画の作成においては、「校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に」と示した。これは、全教師で作成する道徳教育の諸計画について、校長の方針を明確にし、学校として取り組む重点や特色を明確にする必要があることを示すとともに、道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付け、学校として一体的な推進体制をつくることの重要性を示したものである。

1の(1)の道徳教育の全体計画の作成に関しては、教育活動全体の関連を生かした指導の充実とともに、計画そのものに具体性をもたせ、より活用しやすいものとするために、各教科等の道徳性の育成に関して、主な指導の「内容及び時期」を含めた計画を作成する必要があることを示した。

1の(2)の道徳の時間の年間指導計画の作成に関しては、「第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること」と示した。このことは、2学年ずつまとめて示している道徳の内容項目について、どの内容も明確に各学年ごとに計画に位置付け、見通しのある適切な指導をすべきことを意味している。

1の(3)においては、まず、子どもが自らの生き方を積極的に考え、かけがえない自他の生命を大切にすることを育てることの重要性から、「各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重することを育てることに配慮する」と示し、全ての学年段階にわたる一貫した重点として考慮する内容を示した。それに続けて、各学年段階で配慮したい重点について、従前の内容に加えて具体的に示した。特に低学年では、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では、集団や社会のきまりを守ること、高学年では、法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすことなどを加え、各学校での重点化を図るに当たって配慮したい内容を、子どもの発達段階や現在求められる教育課題に即して、より具体的なものとした。また、思春期に入る児童も見られる高学年段階では、悩みや葛藤等の心の揺れに加えて、「人間関係の理解」等の課題を例示し、自己の生き方についての考えを一層深められるよう工夫することを示した。

(イ) 2について、趣旨はそのままとしている。なお、第2に示す道徳の内容について

て「各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする」と示す趣旨をより明確にするため，学習指導要領の「第2章 各教科」及び「第4章 総合的な学習の時間」，「第5章 外国語活動」，「第6章 特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」においても，その趣旨を新たに規定した。

(ウ) 3に示す道徳の時間における指導に関しては，次の改善を行っている。

3の(1)では，校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導等において，「道徳教育推進教師を中心とした」指導体制を充実することとし，各学年や学級で進める道徳の時間の指導について，学校としての計画に基づいて見通しをもって実施し，相互に情報交換したり，学び合ったりして一層の効果を高めること等の重要性を示した。

3の(2)では，道徳の時間に生かす体験活動として，総則と同様に集団宿泊活動を加え，主として指導方法にかかわって創意工夫ある指導を行うことをより明確にした。

3の(3)では，教材の開発や活用に関して，「先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，児童が感動を覚えるような魅力的な教材」と具体的に例示し，多様な教材を生かした創意工夫ある指導を行うことを一層重視した。

3の(4)では，「自分の考えを基に，書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し，自分とは異なる考えに接する中で，自分の考えを深め，自らの成長を実感できるよう工夫すること」を示し，全教育活動で充実する言語活動に関するものとして，道徳的価値観の形成を図る観点から，自己の心情や判断等を表現する機会を充実して，自らの成長を実感できるようにすることを重視した。

3の(5)は「児童の発達の段階や特性等を考慮し，第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ，情報モラルに関する指導に留意すること」と示し，情報化の影の部分への対応を重視した。

(エ) 4においては，学校と家庭，地域社会とが共通理解を深め，相互の連携を生かした一体的な道徳教育が行われるよう「道徳の時間の授業を公開」することに配慮する必要性について示した。

4 昭和33年からの改訂の歩み

今回の道徳教育の改訂は，昭和33年の学習指導要領の改訂において，道徳が教育課程に位置付けられて以来5回目になる。今回の改訂においても，道徳教育に関する基本的な考え方は変わっていない。

(1) 昭和33年の改訂

まず、「総則」の「第3 道徳教育」において、「学校における道徳教育は、本来、学校の教育活動全体を通じて行うことを基本とする」ことや、「道徳教育の目標は、教育基本法および学校教育法に定められた教育の根本精神に基く」こと、更に、道徳の時間においては「道徳的実践力の向上を図る」ことを明記している。

「第3章 第1節 道徳」の「目標」では、「総則」の道徳教育の目標の部分を再掲し、後段で道徳の時間の具体的目標を、基本的行動様式、道徳的心情・判断、個性伸長・創造的生活態度、民主的な国家・社会の成員としての道徳的態度と実践意欲の四つに分けて示している。

「内容」では、「目標」に書かれている四つの柱の下に36の内容項目をあげ、その内の26項目については、かっこ書きを付けて各学年段階の指導内容を示している。

「指導計画作成および指導上の留意事項」においては、道徳の時間の性格をはじめとして、具体的に指導計画作成や指導上の留意事項について記述している。

(2) 昭和43年の改訂

「総則」においては、道徳教育の目標を教育全般の目標と区別するために、「その基盤としての道徳性を養うこと」を加えた。また、道徳の時間についての記述は「第3章 道徳」の「目標」に移している。

「第3章 道徳」の「目標」では、四つの具体的目標の記述を削除し、「道徳の時間においては、以上の目標に基づき、各教科および特別活動における道徳教育と密接な関連を保ちながら、計画的、発展的な指導を通して、これを補充し、深化し、統合して、児童の道徳的判断力を高め、道徳的心情を豊かにし、道徳的態度と実践意欲の向上を図るものとする」と明記した。

「内容」については、四つの柱を削除し、内容項目も一部を整理・統合して32項目に精選している。また、かっこ書きをすべての項目に付けた。

「指導計画の作成と内容の取扱い」では、重点的指導や関連的指導及びかっこ書きの活用について明記している。

(3) 昭和52年の改訂

「総則」においては、道徳教育の目標の部分も「第3章 道徳」の「目標」に移し、新たに「教師と児童及び児童相互の人間関係を深める」こと、「家庭や地域社会との連携を図りながら」、「道徳的実践の指導を徹底する」ことを加えている。

また、「第3章 道徳」の「目標」では、道徳の時間に関する記述部分の末尾に「道徳的実践力を育成するものとする」を加えている。

「内容」においては、更に一部を整理・統合して28項目に精選したが、基本的にはほとんど変わっていない。

「指導計画の作成と内容の取扱い」では、新たに「家庭や地域社会との共通理解を

深め、相互の連携を図るように配慮する」ことを加えている。

(4) 平成元年の改訂

「総則」においては、児童や学校の実態を考慮して「豊かな体験を通して内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない」ことや「望ましい人間関係の育成」を加えている。

「第3章 道徳」の「目標」については、従来の人間尊重の精神の一層の深化を意図して「生命に対する畏敬の念」を加えるとともに、「主体性のある」日本人の育成を強調した。また、道徳の時間の目標では、道徳的心情を豊かにすることを強調した。

「内容」については、小学校・中学校共通に四つの視点によって分類整理するとともに、内容の重点化を図って、低学年14項目、中学年18項目、高学年22項目とした。

「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」においては、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画の充実を図った。さらに、重点化された内容の取扱いや道徳の時間における指導の工夫、学級や学校における環境の整備などについて充実を図った。

(5) 平成10年の改訂

学校の教育活動全体で行う道徳教育の趣旨を明確にし、それを充実する観点から、道徳教育の目標を「第1章 総則」に掲げるとともに、従来 of 趣旨に加えて、「豊かな心」と「未来を拓く」を新たに加えた。また、道徳教育推進に当たって、ボランティア活動や自然体験活動などの豊かな体験や道徳的実践を充実させ、児童の内面に根ざした道徳性の育成に一層努めるよう示した。

「第3章 道徳」の「目標」では、「道徳的な心情や判断力、実践意欲と態度」の記述を道徳教育の全体目標の部分に移行させるとともに、道徳の時間の特質を一層明確にするため、「道徳的価値の自覚を深め」を加えるなどの改善を図った。

「内容」については、低学年に4の(4)「郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ」を加え、低学年を15項目とした。中学年は18項目、高学年は22項目で変わりはないが、全体として自らのよさを伸ばす目的意識をもった生活、集団や社会への積極的に主体的なかかわりを伸ばす視点及び発達段階を踏まえた指導内容の発展性を一層考慮して、表現を一部改善している。

「指導計画の作成と各学年にわたる内容の取扱い」においては、計画の作成に当たり、校長の指導力と指導体制の充実と道徳の時間の指導における2学年を見通した重点的な指導などを強調するとともに、学年段階ごとに配慮すべき重点的な課題を示し、児童の発達の段階や特性に応じた指導の工夫を推進することとした。また、道徳の時間の指導においては、体験活動を生かすなどの指導方法の工夫や魅力的な教材の開発や活用の一層の促進を示し、家庭や地域社会との連携にかかわって、授業の実施や教材の開発への保護者や地域の人々の参加や協力について示した。

第2節 道德教育の基本的な在り方

道德教育の改訂の趣旨について理解を深めるために、まず、道德教育の基本的な在り方について押さえておく必要がある。学校における道德教育の意義は、次のようにとらえることができる。

1 道德の意義

(1) 人間としてよりよく生きる－人格の基盤としての道德性の育成－

人間は、だれもが人間として生きる資質をもって生まれてくる。その資質は、人間社会における様々なかかわりや自己との対話を通して開花し、固有の人格が形成される。その過程において、人間は様々に夢を描き、希望をもち、また、悩み、苦しみ、人間としての在り方や生き方を自らに問いかける。この問いかけを繰り返すことによって、人格もまた磨かれていくということができる。人間は、本来、人間としてよりよく生きたいという願いをもっている。この願いの実現を目指して生きようとするところに道德が成り立つ。

道德教育とは、人間が本来もっているこのような願いやよりよい生き方を求め実践する人間の育成を目指し、その基盤となる道德性を養う教育活動である。教育基本法第1条に「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と規定されているように、教育は人格の完成を目的としている。道德教育はこの人格の形成の基本にかかわるものである。

(2) 豊かなかかわりと人間としての在り方や生き方の自覚

人間としての在り方を自覚し、よりよい生き方を求めていくのは、日々の生活における様々なかかわりを通してである。そのかかわりには、道德との関連において、特に自分自身、他の人、自然や崇高なもの及び集団や社会などを指摘できる。

道德は、自らを見つめ、自らに問いかけることから出発する。それは、外に表れている自己と内なる自己との対話を意味する。このことを通して、より積極的な自己像を描き、未来に夢と希望をもって力強く生きようとするところに主体性が確立され、自律的な人間が形成される。

道德は、他者とのかかわりにおけるよりよい生き方を求めるものである。個人の生活は、個人の独自性と相互依存性とをもって営まれている。自己を主張すればするほど、ますます自己が他者とのかかわり合いの中にあることを自覚する。他の人との心の交流を深め、人間愛の精神に支えられることによって、人間は力強く生きることが

できる。

道徳は、自然や崇高なものとのかかわりをもっている。人間は自然との日々の触れ合いによって、様々な思考や感情を発展させ、豊かな心を形成する。そして、生命ある全てのものをかけがえのないものとして感じ、大切にしようとする思いをもつ。自然は、直接、間接に人格の形成に大きな影響を与えているのである。また、人々は美しいものや崇高なものとのかかわりを通して、人間としての在り方や生き方の自覚を一層深めていく。

そして、道徳は、人間社会におけるよりよい生き方を求めるものである。人間社会は、人格としての個人と個人がかかわり合いながら生活を共にするところに成り立つ社会集団である。そこには、独自の規範や価値観が存在する。人間は、様々な社会集団とのかかわりの中で価値観を形成し、また、積極的にかかわることによってそれらに愛情をもち、自己の役割や責任を自覚して共に成長を図ろうとする。

道徳教育は、このようなかかわりを深めることを通して、国民として望ましい道徳性を育成していくことが求められるのである。

(3) 小学校ではよりよく生きる基礎となる道徳性を育成する

小学校における道徳教育は、人間としてよりよく生きるための基礎・基本となる道徳性を育成するところに意義がある。幼児期においてなされる道徳性の芽生えを促す指導を踏まえて、小学校では、人間としてよりよく生きるために必要な道徳的価値や行動の仕方を様々な体験や学習を通して学び、一人一人の基礎的な道徳性を確立していく必要がある。そして、自らの日々の生活や現在及びこれからの自己の生き方に結び付けて考えを深めようとする視点が重要になる。それらは、人間としての生き方の自覚を重視した中学校における道徳教育へと受け継がれていく。

2 道徳性の発達と道徳教育

(1) 道徳性のとらえ方

道徳性とは、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指してなされる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的諸価値が一人一人の内面において統合されたものといえる。

すべての生命のつながりを自覚し、すべての人間や生命あるものを尊重し、大切にしようとする心に根ざして、向上心や思いやり、公德心などの道徳的価値が形成されていく。

こうしてはぐくまれた道徳性は、個人の生き方のみならず、人間のあらゆる文化的

活動や社会生活を根底で支えている。

初めて出会う人々とも仲よく交流したり，異なった文化や習慣を受け入れたりして，人々が協力してよりよい社会を創っていくことができるのは，道徳性をもっているからである。道徳性は，人間が人間として共によりよく生きていく上で最も大切にしなければならないものである。

(2) 道徳性の発達

道徳性は，生まれたときから身に付けているものではない。人間は，道徳性の萌芽をもって生まれてくる。人間社会における様々な体験を通して学び，開花させ，固有のものを形成していくのである。道徳性の発達には，様々な要素がかかわり合っているが，特に次の点に留意する必要がある。

ア よりよく生きる力を引き出すこと

第1は，よりよく生きようとする力を諸能力の発達に合わせて自らが引き出していくことである。そのためには，自らの中によりよく生きようとする力があることに気付き，それを伸ばしていこうとする意欲をはぐくむ必要がある。

よりよく生きる力の自覚は，幼児期から可能である。すなわち，快，不快の感情が認識できれば，それを基準にして，行ってよいことと悪いことに気付く。快の感情をもたらす行為ができるのは，よりよく生きようとする力があるからである。成長するにつれ，理性や内省する力などが加わり，内面的・共通的な道徳的心情を発達させ，自らよりよく生きる力を伸ばしていくことができる。

イ かかわりを豊かにすること

第2は，体験等の広がりに合わせて豊かなかかわりを発展させていくことである。道徳性は，人間社会における様々なかかわりを通して発達する。例えば人間は，成長とともに人間的な触れ合いの輪を広げていく。そうした人間関係の広がりの中で，大切にし尊重する人々が次第に拡大し，自分の好き嫌いや身内や仲間であるかないかといった意識を超えて，多くの人々へと触れ合いの輪が広がり，すべての人へ，そして生命あるすべてのものへと広がっていく過程を道徳性の発達ととらえることができる。

道徳性を発展させる主なかかわりは，自分自身，他の人，自然や崇高なもの及び集団や社会が考えられる。日常生活において，それらとのかかわりを豊かにもてる体験を充実させることによって，道徳性が発達する。

ウ 道徳的価値の自覚を深めること

第3は，認識能力や心情等の発達に合わせて，道徳的価値の自覚を深められるようにしていくことである。道徳性の発達には，基本的には他律から自律への方向をとる。それは，判断能力からみれば，結果を重視する見方から動機をも重視する見方へ，主観的な見方から客観性を重視した見方へ，一面的な見方から多面的

な見方へ，などの発達が指摘できる。このような道徳性の発達には，自分自身を見つめる能力，相手のことを考える能力や相手のことを思う能力，さらには，感性や情操の発達，社会的な経験や実行能力，社会的な期待や役割の自覚などとも大いに関係する。

人間は，友達や回りの人々に親切にしなければならないと分かっているにもかかわらず，心が動かないこともあるし，それを態度化し，行動に移せないこともある。また，人間を尊重するといっても，意見や感情などの対立がある場合にどうするのかといった問題も出てくる。こうした個々の具体的な状況に即して内面的な葛藤や感動などを体験し，道徳的価値の自覚を深めていくことによって道徳性が発達する。

したがって，道徳性の発達には，人間らしさを表す道徳的価値にかかわって道徳的心情や判断力，実践意欲や態度などをはぐくみ，それらが一人一人の内面に自己の生き方の指針として統合されていくようなはたらきかけを必要とする。

(3) 各学年段階における道徳性の育成

以上のことを踏まえて，児童の発達の段階に応じた道徳性の育成について，各学年段階における留意点を述べておく。

ア 低学年

この時期には，特に道徳性の基本である自分でしなければならないことができるようになる。幼児期の自己中心性はかなり残っているが，他人の立場を認めたり，理解したりする能力も徐々に発達してくる。動植物などへも心で語りかけることができる。善悪の判断や具体的な行為については，教師や保護者の影響を受ける部分が多いものの，行ってよいことと悪いことについての理解ができるようになる。このような諸能力の発達そのものが，よりよく生きる力を引き出しているのである。それらをじっくり見守る姿勢が，まず求められる。

また，この時期の児童は，知的能力の発達や学校などにおける生活経験によって次第に自主性が増し，様々なかかわりを広げていく。例えば仲間関係においても，次第に自分たちで役割を分担して生活や遊びができるようになる。また，家庭や学級において，様々な役割を期待されたり，行ったりすることによって，集団の一員としての意識をもってかかわりを深めていく。

教師は，特に児童が学校の生活リズムに慣れ，基本的な生活習慣を中心に規則的な行動が進んでできるように根気強くかかわる必要がある。また，行ってよいことと悪いことの区別がしっかりと自覚でき，社会生活上のルールが確実に身に付くよう繰り返し指導する必要がある。そして，集団の一員としての自覚が次第に育つことにあわせて，みんなのために進んで働き役立とうとする意識を高めることも重要である。さらに，児童の素直な心を大切に，空想的な想像の世界が広がっていくように，回りの人々や動植物等とのかかわりに留意することや，自

然との触れ合いや、魅力的な読み物などを通して豊かな感性が育つよう配慮することが大切である。

イ 中学年

この時期の児童は、身体が丈夫になるにつれ、運動能力や知的な能力も大きく発達する。それらに合わせて社会的な活動能力が広がり、地域の施設や行事などに興味を示し、自然等への関心も増してくる。また、問題解決能力の発達に伴い学習活動に一層興味を示すようになる。そして、計画的に努力する構えも身に付く。自分の行為の善悪については、ある程度反省しながら把握できるようになる。性差を意識するのもこの頃である。よりよく生きようとする力は、このような発達特性のよさを実感し、自分のものとなるよう伸ばしていこうとするとき、具体化されてくる。

集団とのかかわりにおいては、徐々に集団の規則や遊びのきまりの意義を理解して、集団目標の達成に主体的にかかわったり、協同作業を行ったり、自分たちできまりをつくり守ろうとしたりすることもできるようになるなど、自主性が増してくる。学級においては、幾つかの仲間集団ができ、集団の争いや、集団への付和雷同的な行動も見られるようになる。仲間や身近な周りの人を意識して自己のあり方を決める傾向も強くなるので、望ましい集団の中で成長することが大切な時期である。また、自然や崇高なものとのかかわりにおいては、不思議さやすばらしさに感動する心が一層はぐくまれる。

この時期の児童は、快活さと興味の拡大から回りの人々のことを考えずに自己中心的な行動をしてしまう傾向があることから、自主性を尊重しつつ、特に自分を内省できる力を身に付け、自分の特徴を自覚し、そのよい所を伸ばそうとする意識を高めることが大切である。そして、特に相手の立場に立って考えることの大切さを自覚させながら、集団での協同活動の仕方や仲間関係の在り方などについて指導するとともに、社会規範や生活規範の意義についても適宜指導し、道徳的に好ましい具体的な体験を日々の生活の場で行えるようにする配慮が求められる。また、児童の間に個人差が目立ちはじめ、善悪の判断に基づく行動形成ができるかどうかの重要な時期であるため、特に一人一人をよく観察して、道徳的価値の自覚を図るための適切な指導を行うよう留意する必要がある。

ウ 高学年

この時期の児童は、知的な能力においては、抽象的、論理的に思考する力が増し、行為の結果とともに行為の動機をも十分に考慮できるようになる。それは、相手の身になって人の心を思いやる共感能力の発達を示すものである。それらに合わせて、共によりよく生きようとする力が引き出されてくる。

また、この時期の児童の価値観は、理想主義的な傾向が強く、自分の価値判断

に固執しがちである。そして、自律的な態度が発達し、自分の行為を自分の判断で決定しようとするのに伴い、責任感も強くなるし、批判力もついてくる。異性に対しては、対立的にではなく、積極的な興味を抱くようになる。多様な体験を通して協同的な態度を引き出すことができる。

集団や社会とのかかわりでは、属している集団や社会における自分の役割や責任などについての自覚が深まっていく。この傾向は、第6学年の児童が最上級生として校内における集団生活のリーダーの体験をもつことによって、一層強められる。なお、仲間集団は、開放的で柔軟なものへと変化する傾向があり、活動の場を広げていく。また、自然や崇高なものとのかかわりにおいては、環境保護などに目を向けるとともに、人間の力を超えたものへの畏敬の念も培われてくる。

教師は、児童の自律的な傾向を適切に育てるように配慮しなければならない。特に社会的な認識能力が発達するにつれ、より広い立場から民主的な社会を維持し発展させるための基本的な価値観と規範意識を養い、国家・社会の一員としての自覚を育てる必要がある。また、国際的な視点でものごとを捉えるとともに、日本の伝統と文化を尊重する態度の育成が求められる。その際、特に、自己に対する肯定的な自覚を促し、この時期の特徴である理想主義的な思考を大切にして未来への夢や希望がはぐくめるよう、道徳的価値の自覚を深める指導を工夫する必要がある。

3 児童を取り巻く社会の変化と道徳教育

このような児童の道徳性の発達には、また、児童を取り巻く社会の影響を大きく受ける。現代の社会は、科学技術の進歩・発展が人間の生活に多大の恩恵をもたらす一方で、それを活用する人間の側の問題から様々な影響も出てきているといわれる。特に今日の変動の激しい社会においては、児童の自然な道徳性の発達を阻害している現象も多く指摘される。学校における道徳教育は、それらへの対応をいかに行うかが大きな課題になる。特に考慮しなければならないこととして、次のような事柄があげられる。

(1) 社会全体のモラルの低下への対処

まず、児童が感化され影響を強く受ける社会全体のモラルが低下していることである。児童の道徳性の育成に、大きな影響を与えている社会的風潮として次のようなものがあげられる。

ア 社会全体や他人のことを考えず、専ら個人の利害損得を優先させる。

イ 他者への責任転嫁など、責任感が欠如している。

ウ 物や金銭等の物質的な価値や快楽が優先される。

エ 夢や目標に向けた努力，特に社会をよりよくしていこうとする真摯な努力が軽視される。

オ じっくりと取り組むことなどのゆとりの大切さを忘れ，目先の利便性や効率性を重視する。

このような社会的風潮は，社会全体の規範意識を低下させ，それが児童の豊かな心の成長にも影を落とし，児童が本来もっている人間としてよりよく生きようとする力をも弱めさせかねない状況にもある。これらの問題を直視し，その改善に努めるとともに，子どもが多様な人々との豊かなかかわりの中で健全な心がはぐくまれるように努める必要がある。

(2) 家庭や地域社会の教育機能の低下への対処

第2は，家庭や地域社会が今日に至るまでに果たしてきた教育機能を著しく弱めていることである。このことは，上記の社会的風潮の変化と密接にかかわっている。

すなわち，基本的なしつけや人間としてしてはならないことへの指導や善悪の判断，そして思いやりや譲り合いの精神などは，本来家庭や地域ではぐくまれてきた。しかし，大人には，自信をもってそれらを子どもに伝え教えることを躊躇する傾向も見られる。今日の家庭においては，少子化，核家族化が進み，兄弟姉妹間の切磋琢磨の機会の減少，親の過保護な傾向，我が子への過度な期待などが，子どもの基本的な生活習慣の確立，自制心や規範意識の醸成，生活の自立や社会的自立に向けての成長などを阻む要因にもなっている。また，産業構造の変化や都市化などにより地域に根ざした共同体も弱体化の方向に加速し，子どもを社会の一員として見守り，育てる力が弱まっている。

家庭や地域社会の現状を踏まえつつ，社会全体で子どもの成長を見守り，心を豊かにはぐくんでいく必要がある。

(3) 社会体験，自然体験の不足への対処

第3は，児童の社会体験や自然体験，親や教師以外の地域の大人や異年齢の子どもたちの交流の場が著しく不足していることである。情報通信の発達やライフスタイルの変化などの社会の変化に伴って，そのような直接体験が著しく減少しつつある。

現代社会は物が豊富にあり，工業製品などが生活のあらゆる面に浸透し，個人主義的風潮が強まっている。児童の道徳性は，豊かなかかわりを通してはぐくまれるが，そのかかわりに極端な偏りがあるといわれる。また，人工的・機械的なものとのかかわりを深めても道徳性はなかなかはぐくまれにくいという特性がある。豊かな道徳性の育成には，直接人と人が触れ合い高め合う機会になる集団宿泊活動やボランティア活動，自然や生き物とのかかわりを深める自然体験活動などの体験を充実させることが不可欠である。学校や地域社会などにおいては，このような価値ある体験の機会

を意図的につくっていくことが期待されている。

(4) 社会の変化に伴う様々な課題への対処

第4は、少子高齢化、情報化、国際化などの社会の変化が急速に進んでいることである。

例えば、少子化の進行により人口が減少し、若年者の割合が低下する一方で超高齢社会を迎えている。また、インターネットや携帯電話等を通じたコミュニケーションが更に進む一方で、その影の部分への対応も課題となっている。さらには、グローバル化が一層進む中で、異文化との共生がより強く求められるようになる。このほか、地球温暖化問題をはじめとする様々な環境問題の複雑化、深刻化、産業構造や雇用環境の変化といった社会状況への対応も必要である。

我が国の社会を公正で活力あるものとして持続的に発展させるためには、我々の意識や社会のシステムにおいて、社会・経済的な持続可能性とともに、人として他と調和して共に生きることの喜びや、そのために必要とされる倫理なども含めた価値を重視していくことが求められている。

これからの学校における道德教育は、こうした課題を視野に入れ、児童が夢や希望をもって未来を拓き、一人一人の中に人間としてよりよく生きようとする力が育成されるよう、一層の充実が図られなければならない。

第2章 道徳の目標

第1節 道徳教育と道徳の時間

(小学校学習指導要領「第1章 総則」の「第1 教育課程編成の一般方針」の
2 前段)

2 学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達^{かなめ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

学校における道徳教育は、豊かな心をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、道徳性を育成することをねらいとする教育活動であり、社会の変化に主体的に対応して生きていくことができる人間を育成する上で重要な役割をもっている。

道徳教育は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて行うとともに、あらゆる教育活動を通じて、適切に行われなくてはならない。その中で、道徳の時間は、後述するように各活動における道徳教育の^{かなめ}「要」として、それを補充し、深化し、統合する役割を果たす。いわば、扇の^{かなめ}要のように道徳教育の要所を押さえて中心で留めるような役割をもつといえる。したがって、各教育活動での道徳教育がその特質に応じて効果的に推進され、相互に関連が図られるとともに、道徳の時間において、各教育活動での道徳教育が調和的に生かされ、道徳の時間としての特質が押さえられた学習が計画的、発展的に行われることによって、児童の道徳性は一層豊かにはぐくまれていく。

また、学校における道徳教育は、幼児期の指導から小学校、中学校へと、学校段階における幼児児童生徒が見せる成長発達の様子や学校の段階の実態等を考慮して、適切に指導を進めなくてはならない。その中で、小学校の時期においては、6年間の発達の段階を考慮するとともに、幼児期の発達の段階を踏まえ、中学校の発達の段階への成長の見通しをもって、小学校の時期にふさわしい指導の目標を明確にし、指導内容や方法を生かして、計画的に進めることが必要である。

第2節 道徳教育の目標

〔第1章 総則〕の〔第1 教育課程編成の一般方針〕の2 中段）

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かし、豊かな心をもち、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図るとともに、公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努め、他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人を育成するため、その基盤としての道徳性を養うことを目標とする。

〔第3章 道徳〕の〔第1 目標〕 前段）

道徳教育の目標は、第1章総則の第1の2に示すところにより、学校の教育活動全体を通じて、道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養うこととする。

道徳教育の目標については、学習指導要領「第1章 総則」の第1の2の中段部分にその理念を具体的に示し、それを受けて「第3章 道徳」の「第1 目標」で、道徳性の諸様相を示している。これらに示された道徳教育の目標は、学校における全体的な道徳教育の目標である。各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などの指導を通じて行う道徳教育も、道徳教育の要^{かなめ}としての道徳の時間の指導も、常にこの目標を目指して行われる。

学校における道徳教育の目標は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づいて設定されている。いうまでもなく、教育基本法や学校教育法は、日本国憲法に掲げられた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献する国民の育成を目指す我が国の教育の在り方を示したものである。そのことを実現するのが道徳教育であり、そのために特に重視しなければならないことが目標として示されている。

なお、道徳教育の目標は、教育全体の目標にも通じるものであるため、固有の目標として「その基盤としての道徳性を養うこと」と規定し、道徳教育の役割が道徳性の育成にあることを明示している。

(1) 人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培う

人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念とが併記されているのは、人間尊重の精神が生命に対する畏敬の念に根ざすことによって、より深まりと広がりをもってとらえられるからである。

人間尊重の精神は、道徳教育の目標の中で一貫して述べられていることであり、生命の尊重、人格の尊重、人権の尊重、人間愛などの根底を貫く精神である。日本国憲法に述べられている「基本的人権の尊重」や、教育基本法に述べられている「人格の完成」、さらには、国際連合教育科学文化機関憲章（ユネスコ憲章）にいう「人間の尊厳」の精神も根本において共通するものである。

民主的な社会においては、人格の尊重は、自己の人格のみではなく、他の人々の人格をも尊重することであり、また、権利の尊重は、自他の権利の主張を認めるとともに、権利の尊重を自己に課するという意味で、互いに義務と責任を果たすことを求めるものである。しかもこれらは、相互に人間を尊重し信頼し合う人間愛の精神によって支えられていなければならない。

このように、児童の内面的な人格の目覚めを普遍的な人間愛の精神へと高めると同時に、それを具体的な人間関係の中で、日々の実践的態度として伸ばし、それによって人格の内面的充実を図るという趣旨に基づいて、広く「人間尊重の精神」という言葉を使っている。

生命に対する畏敬の念は、人間の存在そのものあるいは生命そのものの意味を深く問うときに求められる基本的精神であり、生命のかけがえのなさに気付き、生命あるものを慈しみ、畏れ、敬い、尊ぶことを意味する。このことにより人間は、自他の生命の尊さや生きることのすばらしさの自覚を深めることができる。

また、ここでいう生命は、人間のみではなく、すべての生命を含んでいる。生命に対する畏敬の念に根ざした人間尊重の精神を培うことによって、人間の生命があらゆる生命との関係や調和の中で存在し生かされていることを自覚できる。そして更に、生命あるものすべてに対する感謝の心や思いやりの心をはぐくみ、より深く自己を見つめながら、人間としての在り方や生き方の自覚を深めていくことができる。子どもの自殺やいじめにかかわる問題、環境の問題などを考えるとき、このことが一層重要になる。

(2) 豊かな心をはぐくむ

道徳教育は、子どもたち一人一人が人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を培い、それらを家庭、学校、その他社会における具体的な生活の中に生かすことができるようにしなければならない。例えば、困っている人がいれば優しく声をかける、ボランティア活動など人の役に立つことを進んで行う、喜びや感動を伴って植物や動物を育てる、日常生活の中で少しでも自分をよくしていこうと心掛け、自分の成長を素直に喜ぶ、人の喜びや悲しみを共有することができる、美しいものを美しいと感じること

ができるなど、日常生活において豊かな心をはぐくみ、それらを通して人間としての心の基本である道徳的価値を身に付け、固有の人格を形成していくことができるようにするのが道徳教育である。

(3) 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図る人間を育成する

道徳教育の目標には、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛し、個性豊かな文化の創造を図ることが掲げられている。

個性豊かな新しい文化を生み出すには、古いものを改めていくことも大切であるが、先人の残した有形無形の文化的遺産の中に優れたものを見いだし、それを継承し発展させることが必要である。先人の残した優れた文化的業績とそれを生み出した精神に学び、自らを向上させていくことによって、よりよく生きたいという人間の個人的、社会的な願いを、より広い世代の共感を伴って実現することができる。

また、これからの国際社会の中で主体性をもって生きていくには、鋭い国際感覚をもち、広い国際的視野に立ちながらも、自己がよって立つ基盤にしっかりと根を下ろしていることが必要である。すなわち、我が国や郷土の伝統と文化に対する関心や理解を深め、それを尊重し、継承・発展させる態度を育成するとともに、それらをはぐくんできた我が国と郷土への親しみや愛着の情を深め、そこにしっかりと根を下ろし、世界と日本とのかかわりについて考え、日本人としての自覚をもって、新しい文化の創造に貢献しうる能力や態度が養われなければならない。

(4) 公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間を育成する

公共の精神を尊び、民主的な社会及び国家の発展に努める人間の育成も、道徳教育の重要な目標である。人間は個としての尊厳を有するとともに、集団や社会を形成する社会的存在でもある。それぞれの個を生かし、よりよい集団や社会を形成していくためには、個としての尊厳とともに社会全体の利益を図ろうとする公共の精神が必要である。

また、民主主義の精神は、国民主権、基本的人権の尊重、自由、平等などの実現によって達成することができる。これらが、法によって規定され保障されることによるのみ維持されるだけならば、一人一人の日常生活の中で真に主体的なものとして確立されたことにはならない。それらは、一人一人の道徳的自覚によってはじめて達成されるものである。

したがって、道徳教育においては、法律的な規則やきまりそのものを取り上げるだけでなく、それらの基盤となっている道徳的な生き方を問題にするという点に留意する必要がある。

(5) 他国を尊重し、国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献する人間を育成する

教育基本法の前文に述べられているように、「世界の平和と人類の福祉の向上に貢

献する」ことは、日本国憲法において定められた国民の決意である。

平和は、人間の心の内に確立すべき道徳的課題でもある。日常生活の中で社会連帯の自覚に基づき、あるゆる時と所において自他協同の場を実現していく努力こそ、民主的で平和的な社会及び国家を実現する根本である。また、環境問題が深刻な問題となる中で、環境保全に努めることが重要な課題となっている。そのためにも、自然や生命に対する感受性や、身近な環境から地球規模の環境への豊かな想像力、それを大切に守ろうとする態度が養われなければならない。

このような努力や心構えを、広く国家間ないし国際社会に及ぼしていくことが他国を尊重することにつながり、国際社会に平和をもたらす、人類の福祉の向上や環境の保全に貢献することになる。

(6) 未来を拓く主体性のある日本人を育成する

道徳教育は、人間として自らの人生をどう生きるかを一人一人に問い掛けるものである。そのことを通して、未来に夢や希望をもち、自らの人生や新しい社会を切り拓く力を身に付けられるようにしていかなければならない。そして、社会の変化に主体的に対応できるとともに、国際社会において自らの役割と責任を果たすことができる日本人となることが求められる。

未来を拓く主体性のある人間とは、常に前向きな姿勢で未来に夢や希望をもち、自主的に考え、自律的に判断し、決断したことは積極的にしかも誠実に実行し、その結果について責任をとることができる人間である。このことは、人間としての在り方の根本にかかわるものであるが、ここで特に日本人と示しているのは、日本人としての自覚をもって新しい文化の創造と民主的な社会の発展に貢献するとともに、国際的視野に立って世界の平和と人類の幸福に寄与し、世界の人々から信頼される人間の育成を目指しているからである。

(7) その基盤としての道徳性を養う

道徳教育は、以上のような資質を支える基盤となる道徳性を養うことを目標としている。

「第3章 道徳」の目標では、そのことを「道徳的な心情、判断力、実践意欲と態度などの道徳性を養う」と示している。道徳性は、既に述べたように、様々な側面からとらえることができるが、学校における道徳教育においては、各教育活動の特質に応じて、特に道徳性を構成する諸様相である道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度などを養うことを求めている。

道徳的心情は、道徳的価値の大切さを感じ取り、善を行うことを喜び、悪を憎む感情のことである。人間としてのよりよい生き方や善を志向する感情であるともいえる。それは、道徳的行為への動機として強く作用するものである。

道徳的判断力は、それぞれの場面において善悪を判断する能力である。つまり、人

間として生きるために道徳的価値が大切なことを理解し、様々な状況下において人間としてどのように対処することが望まれるかを判断する力である。的確な道徳的判断力をもつことによって、それぞれの場面において機に応じた道徳的行為が可能になる。

道徳的実践意欲と態度は、道徳的心情や道徳的判断力によって価値があるとされた行動をとろうとする傾向性を意味する。道徳的実践意欲は、道徳的心情や道徳的判断力を基盤とし道徳的価値を実現しようとする意志の働きであり、道徳的態度は、それらに裏付けられた具体的な道徳的行為への身構えといえることができる。

また、この他に、道徳的習慣などがある。道徳的習慣は、長い間繰り返して行われているうちに習慣として身に付けられた望ましい日常的行動の在り方であり、その最も基本となるものが基本的な生活習慣と呼ばれている。これがやがて、第二の天性とも言われるものとなる。道徳性の育成においては、道徳的習慣をはじめ道徳的行為の指導も重要である。

これらの道徳性の諸様相は、それぞれが独立した特性ではなく、相互に深く関連しながら全体を構成しているものである。したがって、これらの諸様相が全体として密接な関連をもつように指導することが大切である。そして、道徳的行為が児童自身の内面から自発的、自律的に生起するよう道徳性の育成に努める必要がある。

第3節 道徳の時間の目標

〔第3章 道徳〕の「第1 目標」後段

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

道徳の時間の目標は、学校の全教育活動を通じて行う道徳教育の目標をそのまま受け継いでいる。そして、さらに、道徳の時間以外における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によって、それらを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成することが目標としてあげられている。

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動では、それぞれの目標に基づいて教育活動が営まれている。これら各教科等で行われる道徳教育は、それぞれの特質に応じた計画によってなされるものであり、道徳的価値の全体にわたって行われるものではない。このことに留意し、道徳教育の^{かなめ}要である道徳の時間の目標と特質を捉えることが大切である。

(1) 計画的、発展的に指導する

道徳の時間の大きな特徴は、学校の教育活動全体で行う道徳教育との関連を明確にし、児童の発達の段階に即しながら、「第3章 道徳」の「第2 内容」に示された基本的な道徳的価値の全体にわたって計画的、発展的に指導するところにある。そのためには、学校が、地域や学校の実態及び児童の発達の段階や特性を考慮し、教師の創意工夫を加えて、「第2 内容」のすべてについて確実に指導することができる見通しのある計画をもつ必要がある。

(2) 学校の教育活動全体で行う道徳教育を補充、深化、統合する

「第1章 総則」に示されている通り、道徳の時間は、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動など学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育の^{かなめ}要の時間としての役割を担っている。すなわち、各教育活動において行われる道徳教育を、全体にわたって調和的に補充、深化、統合する時間である。

児童は、学校の諸活動の中で多様な道徳的価値について感じたり考えたりするが、その全てについて考える機会があるとは限らない。道徳の時間は、このように学校の

諸活動で考える機会を得られにくい道徳的価値などについて補充する役割がある。また、体験の中では道徳的価値の意味などについて必ずしもじっくりと考え、深めることができているとは限らない。道徳の時間は、このように道徳的価値の意味やそれと自己とのかかわりについて一層考えを深化させる役割を担っている。さらに、多様な道徳的体験をしていたとしても、それぞれがもつ道徳的価値相互の関連や、自己とのかかわりにおいての全体的なつながりなどについて考えないままに過ごしてしまうことがある。道徳の時間は、それらを統合し、児童に新たな感じ方や考え方を生み出すというような役割もある。

このことを児童の立場から見ると、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などで学習した道徳的諸価値を、全体にわたって人間としての在り方や生き方という視点からとらえなおし、自分のものとして発展させていこうとする時間ということになる。

(3) 道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深める

道徳的価値の自覚については、発達の段階に応じて多様に考えられるが、例えば、次の3つの事柄を押さえておくことが考えられる。一つは、道徳的価値についての理解である。道徳的価値が人間らしさを表すものであるため、同時に人間理解や他者理解を深めていくようにする。二つは、自分とのかかわりで道徳的価値がとらえられることである。そのことに合わせて自己理解を深めていくようにする。三つは、道徳的価値を自分なりに発展させていくことへの思いや課題が培われることである。その中で自己や社会の未来に夢や希望がもてるようにする。

なかでも、人格の基盤を形成する小学校の段階においては、児童が道徳的価値の自覚を深め、自己の中に形成された道徳的価値を基盤として、自己の生き方についての考えを深めていくことができるようにすることが大切である。

児童は、道徳的価値の自覚を深める過程で同時に自己の生き方についての考えも深めているが、特にそのことを強く意識して指導することが重要である。

例えば、まず、児童がよりよくなろうとする自分を感じ、自己を肯定的に受け止められるようにする。また、他者とのかかわりや身近な集団の中で自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己を深く見つめられるようにする。それとともに、現在の生活及び将来の生き方の課題を考え、それを自己の生き方として実現していこうとする思いや願いを深めることができるようにする。

道徳の時間においては、これらのことが、児童の実態に応じて主体的になされるように様々に指導を工夫していく必要がある。

なお、このことは中学校段階において、道徳的価値の自覚を基盤とした人間としての生き方についての自覚を深めることに発展していく。

(4) 道徳的実践力を育成する

道徳的実践力とは、人間としてよりよく生きていく力であり、一人一人の児童が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、将来出会うであろう様々な場面、状況においても、道徳的価値を実現するための適切な行為を主体的に選択し、実践することができるような内面的資質を意味している。それは、主として、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度を包括するものである。

本来、道徳的実践は、内面的な道徳的実践力が基盤になければならない。道徳的実践力が育つことによって、より確かな道徳的実践ができるのであり、そのような道徳的実践を繰り返すことによって、道徳的実践力も強められるのである。道徳教育は、道徳的実践力と道徳的実践の指導が相互に響き合って、一人一人の道徳性を高めていくものでなければならない。

したがって、道徳的実践力を育てることを目的とする道徳の時間においては、その特質を十分に理解して、教師の一方的な押し付けや単なる生活経験の話合いなどに終始することのないよう特に留意し、それにふさわしい指導の計画や方法を講じ、指導の効果を高める工夫をすることが大切である。道徳的実践力は、徐々に、しかも、着実に養われることによって、潜在的に、持続的な作用を行為や人格に及ぼすものであるだけに、長期的展望と綿密な計画に基づいた丹念な指導がなされなければならない。

第4節 道徳教育推進上の基本的配慮事項

〔第1章 総則〕の「第1 教育課程編成の一般方針」の2 後段

道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

学習指導要領「第1章 総則」の第1の2の後段においては、道徳教育を推進するにあたっての基本的な配慮事項について示している。各学校においては、このことについて確認し、配慮しながら進めるようにすることが大切である。

(1) 教師と児童及び児童相互の人間関係を深める

教育は、教師と児童との人格の触れ合いがその前提となる。道徳教育を進めるに当たっては、教師と児童の信頼関係や児童相互の好ましい人間関係が確立し、学級の雰囲気も温かく、児童が安心して学習できる雰囲気がなければ実質的な効果は期待できない。この点については日ごろから十分配慮する必要がある。その際、教師は、児童とともに考え、悩み、感動を共有していくという姿勢で指導に当たることが大切である。

(2) 自己の生き方について考えを深められるようにする

小学校における道徳教育では、児童が発達の段階に即して自己の生き方について考えを深めることができるようにすることが大切である。例えば、児童は日々の生活の中で、自分を振り返り、自分のよさについて考え、自立した生活をつくろうとする。また、受け止めた自分らしさを踏まえて、これからの自分に夢や希望をもち、社会的自立に向けてよりよい生き方をしようとする。そのために、道徳の時間はもとより、毎日の生活や学習においても、自分の日常の姿を振り返ったり、伸ばしたい自己像や自己目標などを意識したりする機会を充実していくことが望まれる。

(3) 家庭や地域社会との連携を図る

道徳教育は、学校、家庭、地域社会においてそれぞれ行われるものであるが、道徳教育の目標等について三者で共有されていなければ、その成果をあげることはできない。特に日常生活における道徳的実践を促すためには、学校生活と家庭や地域生活と

の関連に着眼することが重要であり、学校と家庭や地域社会の連携を密にし、保護者や地域の人々との共通理解を深め、相互の協力によって道德教育の充実が図られるようにしていく必要がある。

(4) 豊かな体験を通して内面に根ざした道德性の育成を図る

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にすることを育てるための自然体験活動など、様々な体験活動の充実が求められている。各学校においては、学校の教育活動全体において各学校の特質や児童の興味・関心を考慮し、広い意味での豊かな体験をさせることを通して自然な形で児童の内面に根ざした道德性が育成されるようにすることが大切である。

(5) 小学校の時期における発達の段階に即した指導を充実する

このような指導の中で、特に小学校の時期においては、例えば、低学年の段階から、あいさつや整理整頓、食事の仕方などの基本的な生活習慣を身に付け、善悪についてしっかりと判断し、人とのかかわりの中で、嘘をつかない、人を傷つけない、人のものを盗まないなど、人間としてしてはならないことを知り、それを絶対にしないようにすることなど、発達の段階に応じた指導すべき事柄について明確にし、配慮していくことが大切である。

第3章 道徳の内容

第1節 内容の基本的性格

（「第3章 道徳」の「第2 内容」冒頭）

道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は、次のとおりとする。

道徳の内容について、学習指導要領第3章の第2では、上記のように示した上で、各内容項目を示している。

1 内容のとらえ方

学習指導要領「第3章 道徳」の「第2 内容」は、教師と児童とが人間としてのよりよい生き方を求め、共に考え、共に語り合い、その実行に努めるための共通の課題である。学校の教育活動全体の中で、様々な場や機会をとらえ、多様な方法によって進められる学習を通して、児童自らが調和的な道徳性をはぐくむためのものである。

学習指導要領には、それぞれの発達の段階や道徳的課題を考慮し、児童が人間として生きていくうえで主体的に学ぶべき内容として、その基本的なものが示されている。学校における道徳教育は、道徳の時間を^{かなめ}要として、全教育活動において、児童一人一人の道徳性の育成を図るものである。したがって、道徳の内容は、児童自らが成長を実感でき、これからの課題や目標を見付けられるような工夫のもとに、道徳の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動で行われる道徳教育において、それぞれの特質に応じて適切に指導されなければならない。

ここにあげられた内容項目は、小学校の6年間に児童が自覚を深め自分のものとして身に付け発展させていく必要がある道徳的価値を含む内容を、短い文章で平易に表現したものである。それらの内容項目は、児童自らが道徳性を発展させていくための窓口ともいえるべきものである。したがって、各内容項目を児童の実態を基に把握し直し、指導課題を児童の側から具体的にとらえ、児童自身が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め発展させていくことができるよう、実態に見合った指導をしていくことが大切である。

2 内容構成の考え方

(1) 四つの視点

「第2 内容」は、道徳教育の目標を達成するために指導すべき内容項目を四つの視点から、「第1 学年及び第2 学年」、「第3 学年及び第4 学年」、「第5 学年及び第6 学年」に分けて示している。

すなわち道徳の内容は、児童の道徳性を次の四つの視点からとらえ、その視点から内容項目を分類整理し、内容の全体構成及び相互の関連性と発展性を明確にしているのである。

- 1 主として自分自身に関すること。
- 2 主として他の人とのかかわりに関すること。
- 3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること。
- 4 主として集団や社会とのかかわりに関すること。

人々は様々なかかわりの中で生存し、そのかかわりにおいて様々な道徳性を発現させ、身に付け、人格を形成する。

1の視点は、自己の在り方を自分自身とのかかわりにおいてとらえ、望ましい自己の形成を図ることに関するものである。2の視点は、自己を他の人とのかかわりの中でとらえ、望ましい人間関係の育成を図ることに関するものである。3の視点は、自己を自然や美しいもの、崇高なものとのかかわりにおいてとらえ、人間としての自覚を深めることに関するものである。4の視点は、自己を様々な社会集団や郷土、国家、国際社会とのかかわりの中でとらえ、国際社会に生きる日本人としての自覚に立ち、平和的で文化的な社会及び国家の成員として必要な道徳性の育成を図ることに関するものである。

この四つの視点は、相互に深い関連をもっている。自律的な人間であるためには、1の視点の内容が基盤となって、他の三つの視点の内容にかかわり、再び1の視点に戻ることが必要になる。また、2の視点の内容が基盤となって4の視点の内容に発展する。さらに、1及び2の視点から自己の在り方を深く自覚すると、3の視点がより重要になる。そして、3の視点から4の視点の内容をとらえることにより、その理解は一層深められる。

したがって、各学年段階においては、このような関連を考慮しながら、四つの視点に含まれるすべての内容項目について適切に指導しなければならないのである。

(2) 児童の発達的特質に応じた内容構成の重点化

道徳の内容項目は、「第1 学年及び第2 学年」が16項目、「第3 学年及び第4 学年」が18項目、「第5 学年及び第6 学年」が22項目にまとめられている。

それらは、小学校の6年間及び中学校の3年間で視野に入れ、児童の道徳的心情の発達、道徳的価値を認識できる能力の程度や社会認識の広がり、生活技術の習熟度及び発達の段階などを考慮し、最も指導の適時性のある内容項目を学年段階ごとに精選し、重点的に示したものである。したがって、各学年段階の指導においては、常に全体の構成や発展性を考慮して指導していくことが大切である。

内容項目の学年段階ごとの発展性には、次のような三つの形態がある。

ア 最初の段階から継続的、発展的に取り上げられるもの。

イ 学年段階が上がるにつれて新たに加えられるもの。

ウ 学年段階が上がるにつれて統合・分化されていくもの。

なお、指導する学年段階に示されていない内容について指導の必要があるときは、他の学年段階に示す内容を踏まえた指導や、その学年段階の他の関連の強い内容項目にかかわらせた指導などについて考えることが重要である。

また、以上の趣旨を踏まえた上で、特に必要な場合は、他の学年段階の内容項目を加えることはできるが、当該学年段階の内容項目の指導を全体にわたって十分行うよう配慮する必要がある。

3 内容の取扱い方

第2に示す内容項目は、関連的、発展的にとらえ、計画作成や指導に際して重点的な扱いを工夫してこそ、その効果を高めることができる。

(1) 関連的、発展的な取扱いの工夫

ア 関連性をもたせる

具体的な場で道徳的行為が成される場合、「第2 内容」に示されている一つの内容項目だけが単独に作用するということはほとんどない。ここでは、ある内容項目を中心として、同一視点内及び他の視点にある幾つかの内容項目が関連し合っている。例えば「第5学年及び第6学年」の場合であれば、2の(1)「礼儀正しく真心をもって接する」ためには、2の(2)「だれに対しても思いやりの心を持ち、相手の立場に立つ」ことが必要であるし、また、4の(4)「社会に奉仕する喜びを知って公共のために役に立つことをする」ことは、2の(5)「日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し、それにこたえる」ことと密接にかかわっている。

道徳の時間の指導に当たっては、項目間の関連を十分に考慮しながら、指導の順序を工夫したり、内容の一部を関連付けたりして、実態に応じた適切な指導を行うことが大切である。そして、各学年段階を通して、全部の内容項目が調和的

にかかわり合いながら、児童の道徳性が高まっていくように工夫する必要がある。
イ 発展性を考慮する

「第1学年及び第2学年」と「第3学年及び第4学年」の内容項目は、すべてが「第5学年及び第6学年」の内容に発展・統合されるように構成されている。先に挙げた各内容項目の発展性についての三つの形態を参考にし、低学年から中学年、高学年への発展を考慮した指導を行う必要がある。

例えば、家族を愛する心を育てる内容については、第1学年から第6学年まで一貫して父母、祖父母を敬愛する態度を養い、「第1学年及び第2学年」では、「進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る」こと、「第3学年及び第4学年」では、「家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる」こと、「第5学年及び第6学年」では、「家族の幸せを求めて、進んで役に立つことをする」ことを強調している。このように、児童の発達に応じて、家族とのかかわりを徐々に深めて、家庭を担うものとして自覚ある行動ができるよう発展的に内容項目を示している。

6年間を見通した発展性を十分に配慮した計画の下に、各学年段階において重点化されている内容項目を適切に指導することが大切である。

(2) 各学校における重点的指導の工夫

各学校においては、児童や学校の実態、学校の特色などを考慮し、重点的指導を工夫する必要がある。重点的指導とは、各学年段階で重点化されている内容項目の指導において、学校でさらに重点的に指導したい内容項目をその中から選び、多様な指導を工夫することによって、内容項目全体の指導を一層効果的に行うことである。

この重点的指導については、以下に示すように、学校の教育活動全体で重点化を図るものと、道徳の時間の指導の中で重点化を図るものなどが考えられるが、これらは十分な関連が図られていなくてはならない。

なお、指導計画を作成する際に配慮したい内容の重点化については、第4章で述べることとする。

ア 学校の教育活動全体における指導

重点的指導は、学校全体で取り組む必要がある。そのためには、道徳教育の全体計画の作成において、校長の方針の下に道徳教育推進教師を中心に全教師が協力して児童や学校の実態、児童や保護者の意見等を把握し、学校全体における道徳教育の重点目標を決めていくことが必要になる。また、それを具体的に指導していくための方針を各教育活動の特徴を考慮して明確にしたり、各学年の重点目標を設定したりすることなども求められる。これらを通して、より計画的な重点的指導を推進することができるようになる。

イ 道徳の時間における指導

道徳の時間においては、各学年段階の内容項目について2学年間を見通した重点的指導を工夫することが大切である。そのためには、道徳の時間の年間指導計画の作成において、当該の学年段階に示される内容項目全体の指導を考慮しながら、重点的に指導しようとする内容項目についての扱いを工夫しなければならない。例えば、その内容項目に関する指導について年間の授業時数を多く取り、各教科等での指導との関連を図りながら一定の期間をおいて繰り返し取り上げたり、一つの内容項目を何回かに分けて指導したり、幾つかの内容項目を関連づけて指導したりすることができる工夫などが考えられる。このような工夫を通して、より児童の実態に応じた適切な指導を行う必要がある。

第2節 内容項目の指導の観点

「第2 内容」の学年段階ごとに示されている内容項目は、その全てが道徳の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育における学習の基本となるものである。それぞれの内容項目の発展性や特質及び児童の発達段階などを全体にわたって理解し、児童の学習が充実するようにしていく必要がある。その際、特に留意すべき事柄や、児童の実態等に応じて指導をする際に参考としたい考え方等について述べておく。

なお、記述に当たっては、その学年段階で初めて出てくる内容項目については、①その内容項目と上の学年段階の内容項目との関連、②指導を行う全学年段階を通して特に求められる指導の留意点、③その学年段階で特に求められる指導の留意点について、段階ごとに示している。すでに前の学年段階で出ている内容項目については、③のみを記述している。またその際、例えば、「第1学年及び第2学年」を「第1・2学年」、1の視点の(1)の内容項目については、「1の(1)」という形で表記している。

1 第1学年及び第2学年の内容

この段階においては、次の16の内容項目を示している。

1 主として自分自身に関すること

(1) 健康や安全に気を付け、物や金銭を大切にし、身の回りを整え、わがままをしないで、規則正しい生活をする。

基本的な生活習慣を身に付け、節度のある生活ができる児童を育てようとする内容項目を示したものである。主に、第3・4学年の1の(1)及び第5・6学年の1の(1)と深くかかわっている。

この内容は、大きく二つからなる。一つ目は、基本的な生活習慣に関することである。小学校の時期に身に付けた基本的な生活習慣は生涯にわたってあらゆる行為の基盤となり、気力と活力のあふれた生活をする上で欠くことのできないものとなる。このような態度の育成は、日常の様々な場面における具体的な指導の積み重ねによって継続的に進めることが大切である。二つ目は、進んで自分の生活を見直し、思慮深く考えながら自らを節制していくことである。自己の確立にとって、自分を客観的に見つめ、内省することは不可欠な要素である。この部分は認識能力が向上する第3・4

学年の頃から本格化し、主体性のある自己の形成へとつながっていく。基本的な生活習慣にかかわる指導を進めるに際しては、それを型の指導やその繰り返しだけにするのではなく、児童自身が内面からそうすることが望ましいことだと自覚し、節度ある自制心が培われるように指導していくことが大切である。

この段階においては、特に健康や安全に気を付けること、物や金銭を大切にすること、身の回りを整えることなどの具体的な指導を進める必要がある。それとともに、わがままをしないで規則正しい生活をすることが自分にとって大切なことであり、そのような生活が気持ちのよいことに気付かせ、基本的な生活習慣を確実に身に付けることができるようにする必要がある。

(2) 自分がやらなければならない勉強や仕事は、しっかりと行う。

勤勉に、くじけず努力し、自分を向上させる児童を育てようとする内容項目を示したものである。主に、第3・4学年の1の(2)及び第5・6学年の1の(2)、1の(3)と深くかかわっている。

児童が自立し、よりよく生きていくためには、自分がやらなければならないことはしっかりとやりぬくことが大切である。そこには、何事にも粘り強く取り組み、努力し続ける忍耐力も求められる。しかし、それは見通しもなく取り組むのではなく、よりよい自己を実現しようとする向上心と結びついてこそ、前向きな自己の生き方が自覚されてくるといえよう。そのためにも、児童がより高い目標を立てたり、自分としての夢や希望を掲げたりして、その達成や実現への志をもち、勇気をもって取り組むことができるようにすることが重要になる。

この段階においては、やらなければならないことを素直に受け入れることが多い段階といわれる。特に親や教師の励ましや賞賛、助言などの下に、この時期の基本的な課題である勉強や自分のなすべき仕事を、自分でやるべきこととしてしっかりと行うことができるよう指導する必要がある。また、やりとげたときの喜びや充実感を味わい、がんばることができた自分に気付くことができるようにすることが求められる。

(3) よいことと悪いことの区別をし、よいと思うことを進んで行う。

よいことあるいは正しいことについての的確に判断し、勇気をもって主体的に取り組める児童を育てようとする内容項目を示したものである。主に、第3・4学年の1の(3)及び第5・6学年の1の(2)、1の(3)と深くかかわっている。

人としてやってよいこと、社会通念としてしてはならないことをしっかりと区別したり、判断したりする力は、児童が幼い時期から徹底して身に付けていくべきもので

ある。それとともに、より積極的で健康的な自己像を描くことができるようにすることが大切である。そのためには、何事にも積極的に取り組む姿勢が必要となるが、その原動力が勇気であると考えられる。ただし、それは、蛮勇ではなく、よいと思ったり、正しいと判断したりできる力を伴った勇気でなくてはならない。特に価値観の多様な社会を主体的に生きる上での基礎を培うために、よいことと悪いことの区別ができるように指導しておくことは重要である。

この段階においては、まだ集団生活に慣れていないために、引っ込み思案になったりものおじしたりすることも少なくない。行ってよいこと、人間としてしてはならないことが区別できる力を養うとともに、よいと思ったことは、遠慮しないで進んで行うことができるよう励まし、援助し、一貫した方針をもって指導していくことが大切である。

(4) うそをついたりごまかしをしたりしないで、素直に伸び伸びと生活する。

正直で誠実に、明るく楽しく生活する児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の1の(4)及び第5・6学年の1の(4)と深くかかわっている。

児童が積極的で健康的な自己像を描くには、自己の過ちを認め、改めていく素直さをもつとともに、誠実さを持ち、明るく楽しい生活を心掛けようとする姿勢をもつことが大切である。過ちや失敗は誰にも起こりうることであり、そのときの自己保身的なうそやごまかしは、あくまでも一時しのぎ的なものであり、真の解決には至らず、他者の信頼を失うどころか、自分自身の中に後悔や自責の念、強い良心の呵責などが生じる。それを乗り越えるのが正直な心であり、自分自身に対する真面目さであり、伸び伸びと過ごそうとする心の明るさである。そのような誠実な生き方を大切にする心を育てていくことが重要である。

この段階においては、特に叱られたり笑われたりすることから逃れるために、うそをついたりごまかしをしたりして暗い心になることが少なくない。いけないことをしてしまったときには素直にその非を認め、あやまることができるとともに、人の失敗を責めたり笑ったりしないようにし、正直で素直に伸び伸びと生活できる態度を養うようにすることが求められる。

2 主として他の人とのかわりに関すること

(1) 気持ちのよいあいさつ、言葉遣い、動作などに心掛けて、明るく接する。

他の人とのかわりに関する習慣の形成に関するものであり、状況をわきまえて心

のこもった適切な礼儀正しい行為ができる児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の2の(1)及び第5・6学年の2の(1)と深くかかわっている。

礼儀は、相手の人格を尊重し、相手に対して敬愛する気持ちを具体的に示すことであり、心と形が一体となって表れてこそその価値が認められる。つまり、礼儀とは、心が礼の形になって表れることであり、礼儀正しい行為をすることによって、自分も相手も気持ちよく過ごせるようになる。また、礼儀は、具体的には言葉遣い、態度や動作として表現されるが、それは、人間関係や社会生活を円滑にするために創り出された文化の一つであるといえることができる。よい人間関係を築くには、まず、気持ちのよい応対ができなければならない。それは、さらに真心をもった態度と時と場をわきまえた態度へと深めていく必要がある。

この段階においては、特にはきはきとした気持ちのよいあいさつや言葉遣い、動作などの具体的な指導を通して明るく接することのできる児童を育てることが大切である。身近な人々と明るく接する中で、気持ちよく感じる体験を数多くさせながら繰り返し指導し、しっかりと身に付けさせるようにすることが求められる。

(2) 幼い人や高齢者など身近にいる人に温かい心で接し、親切にする。

他の人に接するときの基本的姿勢に関するものであり、相手に対する思いやりや親切な心をもち実践のできる児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の2の(2)及び第5・6学年の2の(2)と深くかかわっている。

よい人間関係を築くには、相手に対する思いやりが不可欠である。思いやりとは、相手の立場を推し量り、自分の思いを相手に向けることである。そして、それは、具体的には温かく見守り、接することや、相手の立場に立った励ましや援助などを含む親切な行為などとして表れることが期待される。特に学校においては、多様な人との直接的なかかわり合いの機会を多くし、人間愛を根底とした思いやりや親切な行為の意義を実感できる機会をつくっていくことが重要である。

この段階においては、身近な人に広く目を向け、だれに対しても温かい心で接し、親切にするための大切さについて考えを深められるよう指導する必要がある。特に、身近にいる幼い人や高齢者等との触れ合いの中で、相手のことを考え、優しく接し、具体的に親切な行為ができるようにすることが求められる。

(3) 友達と仲よくし、助け合う。

友達関係において基本とすべき精神を述べたものであり、友達との間に信頼と友情及び助け合いの精神をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4

学年の2の(3)及び第5・6学年の2の(3)と深くかかわっている。

友達は家族以外で特にかかわりを深くもつ存在であり、遊び仲間などとして影響し合いながら生活をしている。また、世代が同じ者同士として、似た体験や共通の話題、互いの考え方などを交え、豊かに生きるための大切な存在として、成長とともにその影響力を拡大させていく。このようなよい友達関係を築くには、互いを認め合い、学習活動や生活の様々な場面を通して理解し合い、協力し、助け合い、信頼感や友情をはぐくんでいくことが大切である。

この段階においては、幼児期の自己中心性がまだ残り、友達の立場を理解したり自分と異なる考えを受け入れたりすることは難しいことも多い。しかし、学級の生活を共にしながら仲よく遊んだり、困っている友達のことを心配し助け合ったりする経験を積み重ね、友達のよさをより強く感じるようになる。このことを踏まえ、特に身近にいる友達と仲よく活動し、助け合うことの大切さを実感できるようにすることが重要である。

(4) 日ごろ世話になっている人々に感謝する。

広く人々や自己の生活の成り立ちに対する尊敬と感謝の念をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の2の(4)及び第5・6学年の2の(5)と深くかかわっている。

よい人間関係を築くためには、互いを認め合うことが大切であるが、その根底には、相手に対する尊敬と感謝の念が必要である。人々に支えられ助けられて自分が存在するという認識に立つとき、相互に尊敬と感謝の念が生まれてくる。そして、それは、日々の生活、さらには自分が存在することに対する感謝へと広がり、生命尊重や人間尊重の精神を支えることになる。さらに、人々や公共のために役に立とうとするとところまで指導を深めていくことが大切になる。

この段階においては、日常の指導などにおいて、身近で日ごろ世話になっている人々の存在に気づき、それらの人々の善意に感謝する気持ちを具体的な言葉に表し、行動に表す指導が求められる。その際、その人々が自分に寄せてくれた善意について考え、そのときに自分が感じた感謝の念について改めて考えることができるようにすることが大切である。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(1) 生きることを喜び、生命を大切にすることを。

生命の大切さに関するものであり、生命あるすべてをかけがえのないものとして尊

重し，大切に育てようとする内容項目である。主に，第3・4学年の3の(1)及び第5・6学年の3の(1)と深くかかわっている。

生命の大切さはどれだけ強調してもし過ぎることはない。すべての道徳性は，生命が大切にされてはじめて成り立つものだからである。ここでは，主として人間の生命の尊さについて考えを深めることになるが，生きているものすべての生命の尊さにも価値を置きながら考えなければならない。すなわち，社会的なかかわりの中での生命や，自然の中での生命，さらには，生命の尊厳性など，多面的な視点から考えを深めていくことが重要である。

この段階においては，生命の尊さを知的に理解するというより，生活経験の中で生きていることを感じ取ることが中心になると考えられる。例えば体にはぬくもりがあり，心臓の鼓動が規則的に続いている。夜はぐっすり眠り，朝は元気に起きられる。おいしく朝食が食べられる。学校に来てみんなと楽しく学習や生活ができる。このような極めて当たり前のことで見過ごしがちな「生きている証」を実感し，そのことに喜びを見いだすことによって生命の大切さを自覚できるようにすることが求められる。

(2) 身近な自然に親しみ，動植物に優しい心で接する。

自然や動植物とのかかわりに関するものであり，自然や動植物を愛し大切に育てようとする内容項目である。主に，第3・4学年の3の(2)及び第5・6学年の3の(2)と深くかかわっている。

古来日本人は，自然の恵みに感謝し，自然との調和を図りながら暮らしてきた。自然に親しみ，動植物が自然の中でたくましく生きてきた知恵や巧みに学び，自然と一体になりながら動植物を愛護し，豊かな情操を育ててきたのである。動植物は自然環境の中で生きており，それぞれの環境に適応して生活を営んでいる。人間も地球に住む生物の一員であり，環境とのかかわりを抜きにしては生きていけない存在である。ところが，科学技術の進歩等に伴う物の豊かさ，便利さは，人間が本来もっていた感性や資質を弱くしてしまっているとも言われる。自然や動植物を愛し，自然環境を大切にしようとする態度は，地球全体の環境の悪化が懸念されている現在，特に身に付けなければならないものである。

この段階においては，特に身近な自然の中で遊んだり，動植物の飼育栽培などを経験し自然や動植物などと直接触れたりすることを通して，それらに対するやさしい心を養うことが求められる。動物や植物のもつ不思議さ，生命の力，そして，共に生きていることの愛おしさなどを感じることによって，自然や動植物を大事に守り育てようとする気持ちが強くはぐくまれる。

(3) 美しいものに触れ、すがすがしい心をもつ。

美しいものや崇高なもの、人間の力を超えたものとのかかわりに関するものであり、それらに対して感動する心や畏敬の念をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の3の(3)及び第5・6学年の3の(3)と深くかかわっている。

科学が万能であるかのような錯覚を生みかねない今日の社会において、科学の発展を期待し理性の力を信じるとともに、人間の説明を超えた美への感動や、崇高なものに対する尊敬や畏敬の念をもち、人間としての在り方を見つめ直すことが求められている。美しいものに触れて素直に感動する気持ちや、気高いものや崇高なものに出会ったときの尊敬する気持ちを、児童の心の中に一層育てることが大切である。

この段階においては、特に、児童の生活の中に存在している身近な自然の美しさや心地よい音や音楽などに触れて夢を描き、物語などに語られている美しいものや清らかなものに素直に感動するような体験を通して、すがすがしい心をもつように指導していく必要がある。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

(1) 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に使う。

児童が生活する上で必要とされる社会規範を守るとともに、公德心をもち、それらの精神を日々の生活の中に生かしていく児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の4の(1)及び第5・6学年の4の(1)と深くかかわっている。

児童が成長することは、同時に社会や集団の様々な規範を身に付けていくことでもある。まず、約束やきまりを守ることができるようにすることが必要である。その過程で公德心を養い、さらに、社会の法やきまりのもつ意義について考えるとともにそれを遵守し、自他の権利を尊重するとともに義務を大切に使う精神をしっかりと身に付けるように指導する必要がある。規範意識を児童に育てるためには重要な内容項目であるといえる。

この段階においては、まだ自己中心性が強く、自分勝手な行動をとることが多い。このことを考慮して、身近な社会生活における出来事なども取り上げながら、約束やきまりをしっかりと守る態度を育てることが大切である。それとともに、公共物や公共の場所に意識を向けて、みんなで使う物など、具体的な物や場所を大切に使う心から公德心がはぐくまれるよう指導することが大切である。

(2) 働くことのよさを感じて、みんなのために働く。

仕事に対して誇りや喜びをもち、働くことの意義を自覚し、進んで社会に役立とうとする心をもった児童を育てる内容項目である。主に、第3・4学年の4の(2)及び第5・6学年の4の(4)と深くかかわっている。

人間として生きていくには、仕事に誇りと喜びを見だし、将来や社会に対する夢と希望、そして生きがいをもって仕事に取り組めることが大切である。働くことは、単に自分が生活していくためだけでなく、自分に課された社会的責任を果たすという意味においても重視する必要がある。そのことを通して、社会に対する奉仕や公共の役に立つ喜びをも味わうことができる。働くことの意義や役割を理解し、それを現在の自分が学んでいることとのつながりでとらえることは、将来の社会的自立に向けて勤労観や職業観をはぐくむ上でも重要なことである。

この段階においては、みんなのために働くことを楽しく感じている児童が多い。その実態を生かし、働くことで役に立つうれしさ、やりがい、自分の成長などを感じられるようにすることが大切である。特に、学級の清掃や給食などの当番活動、家庭や地域での決められた仕事など、実際の場での意欲や態度に結び付けていくことが求められる。

(3) 父母、祖父母を敬愛し、進んで家の手伝いなどをして、家族の役に立つ喜びを知る。

家族集団とのかかわりに関するものであり、家族や家庭を愛する心をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の4の(3)及び第5・6学年の4の(5)と深くかかわっている。

児童の人格形成の基盤は家庭にあると言ってよい。家庭で身に付ける道徳性が、様々な集団とのかかわりの基盤にもなる。そのような家族一人一人についての理解を深めれば、父母や祖父母を敬愛する心が一層強くなる。また、家族の中での自分の立場や役割を知ることから、その一員として積極的に役に立とうとする精神が芽生え、家族のために役に立つ喜びが実感できるようになる。このような家族や家庭を愛する心の指導が大切である。

この段階においては、日頃の父母や祖父母の様子を知ることから敬愛の念を育て、家の手伝いなどを行って積極的に家族と交わり、家族の一員として役に立つ喜びが実感できるように指導していくことが大切である。なお、多様な家族構成や家庭状況があることを踏まえ、十分な配慮を欠かさないようにする。これは、この後の学年段階

における指導においても同様である。

(4) 先生を敬愛し、学校の人々に親しんで、学級や学校の生活を楽しくする。

学校や学級の集団とのかかわりに関するものであり、先生や学校の人々を敬愛し、学校を愛する心をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の4の(4)及び第5・6学年の4の(6)と深くかかわっている。

児童は、まず、先生に対するあこがれにも似た敬愛の心もち、学級での生活を通して学校への愛着をもつようになる。そして、自分を支え励ましてくれる学校のさまざまな人々へ目を向け、感謝と敬愛の念を深めていく。そこで、さまざまな活動におけるかかわりを通して学級や学校全体に目を向けさせ、役立っている自分への実感とともに学校を愛する心を深められるようにし、自分の役割と責任を自覚して、よりよい学校をつくろうと努力する児童を育てることが大切である。

この段階の児童にとって、教師からの影響は特に大きい。そこで、教師が児童一人一人と愛情のある触れ合いをすることなどによって、教師を敬愛する心がはぐくまれるようにすることを大事にする必要がある。また、様々な学習活動を通して上級生に親しみをもったり、学校で働く人々の様子を知ったりすることで敬愛の心を育て、学級や学校の生活を自分たちで一層楽しくしようとする態度を育てる必要がある。

(5) 郷土の文化や生活に親しみ、愛着をもつ。

郷土とのかかわりに関するものであり、郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもった児童を育てようとする内容項目である。主に、第3・4学年の4の(5)、4の(6)及び第5・6学年の4の(7)、4の(8)と深くかかわっている。

自分の育った郷土は、自己の形成に大きな役割を果たすとともに、一生にわたって大きな精神的な支えとなるものである。郷土との積極的で主体的なかかわりを通して、郷土を愛する心を育て、郷土をよりよくしていこうとする態度を育成する必要がある。

この段階においては、遊びや生活科などの学習を通して、家庭や学校を取り巻く郷土に目が向けられるようになる。このことを考慮して、郷土の自然や文化に触れ、人々との触れ合いを深めることで、郷土への愛着を深め、親しみをもって生活できるようになることが大切である。

2 第3学年及び第4学年の内容

この段階においては、次の18の内容項目を示している。

1 主として自分自身に関すること

(1) 自分でできることは自分でやり、よく考えて行動し、節度のある生活をする。

この段階においては、それまで以上に自らの行動について考えることができるようになる。そこで、他から言われるのではなく、自ら考えて度を過ぎさない節度のある生活ができるよう、生活面における自立を重視した指導を進めていくことが大切である。なお、第1・2学年にある基本的な生活習慣に関する具体的な事項については、この段階では表現上は省略されているが、児童の状況に応じて適宜、継続的に指導していく必要がある。

(2) 自分でやろうと決めたことは、粘り強くやり遂げる。

この段階においては、自分がやらなければならないことだけではなく、更に自主性を発揮し、自分でやろうと決めたことに対しても積極的に取り組み、粘り強くやり遂げる精神を育てることが大切になる。そのためには、あきらめずに取り組むことの意義や、今よりよくなりたいと願い、努力しようとする姿について考えを深めていくことが求められる。そのためには、教師の励ましや賞賛が一層重要になる。

(3) 正しいと判断したことは、勇気をもって行う。

この段階においては、児童は認識能力を高め、正しいことや正しくないことについての判断力も高まってくる。しかし、正しいことと知りつつもそのことをなかなか実行できなかったり、悪いことと知りつつも回りに流されたり、自分の弱さに負けたりしてしまう時期でもある。そこで、正しいことを行えない時の後ろめたさや後悔の念と、勇気を発揮したときの自信と誇りについて考えることなどを通して、正しいと判断したことは勇気をもって行い、正しくないと判断したことは勇気をもってやめる態度を育てる必要がある。

(4) 過ちは素直に改め、正直に明るい心で元気よく生活する。

この段階においては、特にうそをついたりごまかしをしたりしないことも含めて自分自身に正直であることの快適さを自覚できるようにする必要がある。さらに、過ちを犯したときには素直に反省し、すぐにでも正直に伝えるなどして改めようとする気持ちをはぐくむことも求められる。正直であるからこそ、明るい生活が実現できることを理解し、この段階の活動的な特徴を生かし、児童それぞれが元気よく生活できるよう指導していくことが望まれる。

(5) 自分の特徴に気付き、よい所を伸ばす。

個性の伸長を図るために積極的に自分のよさを伸ばす児童を育てようとする内容項目である。主に、第5・6学年の1の(6)と深くかかわっている。

個性の伸長とは、自分のよさを生かすことであり、自分らしさを発揮しながら調和のとれた自己を形成していくことである。児童が自分らしい生活や生き方について考えを深めていく視点からも、極めて重視されなければならない内容である。また、ここでの特徴とは、他と比べて特に自分の目立つ点であり、長所だけではなく短所も含むものである。したがって、自分の特徴を知るとは、その両面を見いだすことであって、短所や不得意なものを努力によって望ましい方向へ改め、自分のよさを一層伸ばしていくことが大切にされなくてはならない。なお、このような態度は、第1・2学年の段階においても、例えば、勉強や仕事をしっかりと行うことや、よいことを進んで行うことなどに関する指導を通じてはぐくまれている。

この段階において自分の特徴に気付くとは、自分のよい所や悪い所などに気付くことであると考えられる。その上で、よい所をさらに伸ばしていき、自分の個性を伸ばすようにするのである。そのためには、児童が多様な個性や生き方に触れる中で自分の特徴に気付くようにしたり、友達との交流の中で認め合う場をつくったりして、よい所を伸ばそうとする意欲を引き出すことが求められる。

2 主として他の人とのかかわりに関すること

(1) 礼儀の大切さを知り、だれに対しても真心をもって接する。

この段階においては、児童は相手の気持ちを自分におきかえて自らの行動を考えることができるようになってくる。例えば、あいさつや言葉遣いなど、相手の気持ちに

応じた対応ができるようになる。そのことを十分考慮して、礼儀の大切さを指導する必要がある。しかしまた、この段階の児童は、気の合う友達同士で仲間集団をつくりがちであるため、特にだれに対しても真心をもって接する態度を育てることが重要である。

(2) 相手のことを思いやり、進んで親切にする。

この段階においては、相手の気持ちをより深く理解できるようになるため、温かい心とともに、相手に対する思いやりの心を育てることが一層重要になる。相手の現在の状況、困っていること、大変な思いをしていることなどを想像することによって相手のことを考え、親切な行為を自ら進んで行うことができるように指導していくことが大切である。

(3) 友達と互いに理解し、信頼し、助け合う。

この段階においては、気の合う友達同士で仲間をつくって自分たちの世界を確保し、楽しもうとする傾向があり、集団での活動などがこれまでになく盛んになる。しかし、自分の利害に基づく衝突が強くなることも見られる。このような特性から、この段階においては、健康的な仲間集団を積極的に育成していくことが大切であり、友達のことを互いによく理解し、信頼し、助け合うことを中心として指導する必要がある。

(4) 生活を支えている人々や高齢者に、尊敬と感謝の気持ちをもって接する。

この段階においては、感謝する対象を、日ごろ世話になっている人々から日々の生活を支えている様々な人々へと広げる指導が求められる。特に、私たちの生活のために働く人々や、長く私たちの生活を築き、支え、努力を重ねてきた高齢者に対する理解を深め、尊敬と感謝の念をもって接することができるようにすることが大切である。

3 主として自然や崇高なものとのかわりに関すること

(1) 生命の尊さを感じ取り、生命あるものを大切にする。

この段階になると、現実性をもって死を理解できるといわれる。特にこの時期に、生命の尊さを感じ得るように指導する必要がある。例えば、誕生の話から生を受けたことの素晴らしさを感じたり、病気やけがの様子から自分の生命の尊さを知ったり

して、同様に生命あるものすべてを大切にしようとする心を育てることができる。

(2) 自然のすばらしさや不思議さに感動し、自然や動植物を大切にする。

この段階においては、特に自然に親しみながら自然のもつ美しさやすばらしさに感動するとともに、その恐ろしさや不思議さなどを含めて感じ取ることができるように指導する必要がある。それらを踏まえて、自然やその中に生きる動植物を大切にする心を更に深めていくことが求められる。

(3) 美しいものや気高いものに感動する心をもつ。

この段階においては、美しいもののみならず気高いものにも気付き、意識的に触れようとする態度を育てることが大切である。それは、想像する力や感じる力がより豊かになっていくからである。自然の美しさや気高いものに触れて、素直に感動する心を育てていくことが求められる。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

(1) 約束や社会のきまりを守り、公德心をもつ。

この段階においては、気の合う仲間の間できまりをつくり、自分たちで決めたことを大切にする傾向がある。そのような発達的特質を生かし、一般的な約束や社会のきまりについて理解し、それらを守るように指導していくことが大切である。さらに、公共物や公共の場所とのかかわりにおいても、みんなで使う物を大切にするにとどまらず、社会生活の中で守るべき道徳としての公德を大切にする態度にまで広げていく必要がある。

(2) 働くことの大切さを知り、進んでみんなのために働く。

この段階においては、働くことの楽しさや喜びの体験を積むことによって、自分の役割を果たし、力を合わせて仕事をするものの大切さを理解できるようにするとともに、進んで働こうとする態度を育てる必要がある。特に、今の生活の中で、みんなのためにできることについて考え、仕事を見付けたり、それに参加したりして、実践に結び付けていくことができるような指導が重要になる。

(3) 父母、祖父母を敬愛し、家族みんなで協力し合って楽しい家庭をつくる。

この段階においては、父母や祖父母への敬愛の念を深めるとともに、家庭生活により積極的にかかわろうとする態度を育てることが大切である。そのためには、自分が具体的に家族の役に立つことができ、家族に喜ばれるという実感をもたせることが必要である。自分が家庭における重要な一員であることの自覚を深めることによって、協力し合って楽しい家庭をつくらうとする積極的な姿勢をもつことができる。

(4) 先生や学校の人々を敬愛し、みんなで協力し合って楽しい学級をつくる。

この段階においては、特に学級が自分たちのものであるという自覚をもち、この時期の特徴である明るさや活力を前面に押し出した楽しい学級をみんなで協力し合ってつくっていくことができるように指導する必要がある。また日々世話になっている学校の人々とのかかわりにも目を向けて、学校全体を見渡せるようにし、よりよい学校生活をつくることに関心を深められるようにしていくことも大切である。

(5) 郷土の伝統と文化を大切にし、郷土を愛する心をもつ。

この段階においては、特に地域での生活が活発になるのに伴い、地域の行事や活動に興味をもち、積極的にかかわろうとする態度を育てることが求められる。地域の人々や生活、文化、伝統に親しみ、それを大切にすることを通して、郷土を愛する心を育てる必要がある。

(6) 我が国の伝統と文化に親しみ、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化に関心をもつ。

国とのかかわりに関するものであり、我が国の伝統と文化を大切にし、国を愛する心をもつとともに、外国の人々や文化にも関心をもった児童を育てようとする内容項目である。

国を愛する心は、そこではぐくまれた我が国の伝統と文化に関心をもち、それらと現在の自分とのかかわりを理解する中から芽生えてくるといえよう。それは、さらに、我が国に課せられている役割と責任を自覚し、世界の人々から信頼と尊敬を得られるように努めようとするものでなければならない

この段階においては、特に我が国の伝統と文化とのかかわりから視野を広げて、我

が国の伝統と文化に関心を持ち、国を大切に愛する心を育てるとともに、外国の人々や文化にも関心をもつことができるようにしていくことが大切である。

3 第5学年及び第6学年の内容

この段階においては、次の22の内容項目を示している。

1 主として自分自身に関すること

(1) 生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直し、節度を守り節制に心掛ける。

この段階においては、基本的な生活習慣はほぼ身に付けていると期待される。そこで、そのような生活習慣は、私たちの日々の生活を維持していく上で大切なものであることに理解を深め、そのことをもとに、児童一人一人が自分の生活を振り返り、改善すべき点などについて見直しながら、望ましい生活習慣を積極的に築くとともに、自ら節度を守り節制に心掛けられるように継続的に指導することが求められる。

(2) より高い目標を立て、希望と勇気をもってくじけないで努力する。

この段階は、児童がそれぞれに高い理想を追い求める時期だといわれる。ある人物の生き方にあこがれたり、自分の夢や希望がふくらんだりする。同時に、自信がもてなかったり、夢と現実との違いを意識したりする時期でもある。このような時期であるからこそ、様々な生き方への関心を高めるとともに、計画的に努力目標を立て、くじけずに希望と勇気をもって取り組み、その理想に向かって着実に前進していこうとする強い意識と実行力を育てる必要がある。その際、希望をもつことの大切さや挫折感を克服する人間の強さについて考えられるようにするとともに、第3・4学年の段階までの勇気に関する内容との関連において、勇気ある姿や真の勇気と蛮勇との違いについて指導することが重要である。そのことを通して、児童の中により積極的な自己が形成される。

(3) 自由を大切にし、自律的で責任のある行動をする。

自由を大切にするとともに、それに伴う自律性や責任を大切にすることを育てようとする。

する内容項目である。

自己を高めていくには何ものにもとらわれない自由な考えや行動が大切である。しかし、その自由は放縦とは区別される。自由には、例えば、自分の正しい意思の伴ったものと、自由のはき違えともいふべきものがある。自由には、自分で自律的に判断し、行動したことによる自己責任が伴う。自分の自由な意思によっておおらかに生きながらも、そこには内から自覚された責任感の支えによって、自ら考え、判断し、実行するという自律性が伴っていることが求められる。

この段階の児童は、自主的に考え、行動しようとする傾向が強まる時期である。しかし、一方で、自由のとらえ違えをして自分勝手なふるまいをしてしまうことも見られる。自由な考えや行動のもつ意味やその大切さ、さらに、それに伴う自分の責任を踏まえた自律的な行動について理解を深める指導を心掛ける必要がある。

(4) 誠実に、明るい心で楽しく生活する。

この段階においては、自分に対する誠実さが一層求められる。特にその誠実さが内に充溢するだけでなく、外に向けて発揮されるように配慮する必要がある。そのことが、より明るい心となって表れ、真面目さを前向きに受け止めた生活を大切にし、自己を向上させることにもつながっていく。さらに、一人一人の誠実な生き方を大切にしながら、みんなと楽しい生活ができるように指導していくことが大切である。

(5) 真理を大切にし、進んで新しいものを求め、工夫して生活をよりよくする。

自己をより創造的に発展させ、新しく進歩したものを積極的に取り入れ、創造し、工夫する態度をもった児童を育てようとする内容項目である。それは、科学的な探究心とともに、物事を合理的に考え、真理を大切にしようとする態度を養う中で育つものである。

児童は、知らないことを知りたいという欲求をもっている。しかし、物事への興味・関心が薄れ、教えてくれることを待つ受け身の傾向が強まることも見られる。児童が疑問を大事にし、物事のわけをよく考えたり確かめたりして、個性ある考え方が認められるような経験を積み重ねることが重要であり、そのような中で、真理を愛する心や、生活を改善していこうとする態度がはぐくまれると考えられる。特に、今日の変化の激しい社会においては、主体性をもって柔軟に対応し、科学的な探究心を育て、新たな自己をつくっていくことが求められる。なお、このような態度は、第3・4学年の段階においても、例えば、正しいと判断したことを勇気をもって行うことなどに関する指導を通じてはぐくまれている。

第5・6学年にもなると、児童は次第に現状に甘える傾向も見せる。その殻を破って、児童の感じ方や考え方をより創造的で可能性に富むものにしていかなければならない。特にこの段階においては、真理を求める態度を大切にし、創造的で知的な活動を通して興味や関心を刺激し、意欲を喚起させ、物事を多様な発想で捉えるとともに、自分の生活を少しでもよくできないかと考え、工夫できるよう指導することが大切である。

(6) 自分の特徴を知って、悪い所を改めよい所を積極的に伸ばす。

この段階においては、自己の生き方を見つめ、自分の特徴を多面的にとらえることが必要である。そうすることにより、よい所と悪い所の両面が見えてくる。その際、まず、自分が気付いたよい所を積極的に伸ばそうとする態度を育てる必要がある。そして同時に自分の悪い所などもしっかりと見きわめ、それを課題として改めることが自分を伸ばすために大切であることを理解して、そのように心掛けられるようにすることも重要である。

2 主として他の人とのかかわりに関すること

(1) 時と場をわきまえて、礼儀正しく真心をもって接する。

この段階においては、特に礼儀作法について正しく理解し、時と場をわきまえた適切な言動が求められる。この段階は、礼儀の意義については理解できていても、恥ずかしさなどもあり、時として心のこもったあいさつができない場面も出てくることが考えられる。礼儀の形にこめられた相手を尊重する気持ちを考えさせることなどを通して、自然な言動として相手の立場に立って心のこもった接し方ができるように指導していくことが大切である。

(2) だれに対しても思いやりの心もち、相手の立場に立って親切にする。

この段階においては、特に相手の立場に立つことを強調する必要がある。どのように接し、対処することが相手のためになるのかをよく考えた言動が求められる。また、人間関係の深さの違いや意見の相違などを乗り越え、思いやりの心とそれが伴った親切な行為を、児童が接するすべての人に広げていく指導も大切である。そのためには、児童が多様な他者と触れ合い、助け合って何かをするような機会を増やすとともに、それらの体験を生かし、思いやりの心をもつことの大切さについて深く考えられるよ

うに工夫する必要がある。

(3) 互いに信頼し、学び合って友情を深め、男女仲よく協力し助け合う。

この段階においては、これまで以上に友達を意識し、仲のよい友達との絆を深めていき、若者の流行などにも敏感になり、趣味や嗜好を同じくする閉鎖的な仲間集団を作る傾向も生まれてくる。そのため、疎外感を感じたり、友達との間で悩んだりすることが今まで以上に見られるようになり、健全な友達関係を育てていくことが一層重要になる。友達同士の相互の信頼の下に、協力して学び合う活動を通して互いに磨き合い、高め合うような、真の友情を育てていくことが強く求められる。

また、特にこの段階は、第二次性徴期に入るため、心身の発達には個人差があるものの、異性に対する関心が強まり、これまでとは異なった感情を抱くようになる。このことは自然な成長の姿である。それとともに、この男女間の在り方も根本的には同性間におけるものと同様、互いの人格の尊重を基盤としている。異性に対しても、信頼を基にして、正しい理解と友情を育て、協力して助け合おうとすることに配慮して指導することが大切である。

(4) 謙虚な心を持ち、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にする。

広がりや深まりのある人間関係を築くために必要な、謙虚な心と広い心をもった児童を育てようとする内容項目である。

寛大な心をもって他人の過ちを許すことができるのも、自分も過ちを犯すことがあるからと自覚しているからであり、自分に対して謙虚であるからこそ他人に対して寛容になることができる。しかし、私たちは、自分の立場を守るため、つい他人の失敗や過ちを一方向的に非難したり、自分と異なる意見や立場を受け入れようとしなかったりするなど、自己本位に陥りやすい弱さをもっている。自分自身が成長の途上にあり、至らなさをもっていることなどを考え、自分を謙虚に見て、他人の過ちを許す態度や相手から学ぶような広い心をもつことが大切である。今日の重要な教育課題の一つであるいじめの問題に対応するとともに、いじめを生まない風土や環境を醸成するためにも、このような態度を育てることが重要である。なお、このことは、第3・4学年の段階においても、例えば、相手を思いやり親切にすることや、友達と信頼し合い助け合うことなどに関する指導を通じてはぐくまれている。

この段階においては、互いのものの見方、考え方の違いをそれまで以上に意識するようになる。そのような時期だからこそ、相手の意見を素直に聞き、なぜそのような意見や立場をとるのかを、相手の立場に立って考える態度を育てることが求められる。

それとともに自分と異なった意見や立場，相手の過ちなどに対しても，広い心で受け止め，対処できるよう指導することが大切である。

(5) 日々の生活が人々の支え合いや助け合いで成り立っていることに感謝し，それにこたえる。

この段階においては，感謝の対象が人のみならず，多くの人々の支え合いや助け合いで成り立っている日々の生活そのもの，更にはそのような中で自分が生きていることに対する感謝にまで広げることが必要である。そして，それにこたえて，自分は何をすべきかを自覚できるようにし，進んで実践できるところまで指導することが求められる。さらに，このようなことを通して，自分の心の中の感謝の気持ちが相手の心に届き，潤いのある人間関係が築かれるものであることを自覚できるようにすることが大切である。

3 主として自然や崇高なものとのかかわりに関すること

(1) 生命がかけがえのないものであることを知り，自他の生命を尊重する。

この段階においては，生命の誕生から死に至るまでの過程を理解することができる。また，さまざまな人々との支え合いの中で一人一人の生命がはぐくまれることがわかる。さらに，生命が祖先から自分そして子孫へと受け継がれていくことをより深く理解するようになる。それらを通して，生命のかけがえのなさを自覚できるようにすることが重要である。人間の誕生の喜びや死の重さ，生きることの尊さ，共に生きることの素晴らしさなどを考えることから，自他の生命を尊重し力強く生きぬこうとする心を育てるとともに，生命に対する畏敬の念を育てることが大切である。

(2) 自然の偉大さを知り，自然環境を大切にす。

この段階においては，さらに，人間の力が及ばない自然の偉大さを理解し，自然に学ぶ態度を身に付ける必要がある。そして，自然環境と人間とのかかわりから，人間も自然の中で生かされていることを考え，人間と自然や動植物との共存の在り方を積極的に考え，自分にできる範囲で自然環境をよくしようとする態度をはぐくむようにすることが望まれる。

(3) 美しいものに感動する心や人間の力を超えたものに対する畏敬の念をもつ。

この段階においては、人間のもつ心の崇高さや偉大さに感動したり、真理を求める姿や自分の可能性に挑戦する人間の姿に心を打たれたり、芸術作品の内に秘められた人間の業を超えるものに気付いたり、大自然の摂理に感動しそれを包み込む大いなるものに気付いたりすることなどを通して、それらに畏敬の念をもつことが求められる。そして、人間としての在り方をより深いところから見つめ直すことができるように指導することが大切である。

4 主として集団や社会とのかかわりに関すること

(1) 公德心をもって法やきまりを守り，自他の権利を大切にしながら進んで義務を果たす。

この段階においては、社会生活上のきまりや基本的なモラルなどの倫理観を育成する観点から、児童が法やきまりの意義を理解し、^{じゅん} 遵法の精神をもつところまで高めていく必要がある。また、それとともに、他人の権利を尊重し、自分の権利を正しく主張するとともに、権利ばかりを主張して義務を遂行しなければ社会は維持できないことについても考えを深め、義務を大切にし、自分に課された義務をしっかりと果たす態度を育成することも重要である。

(2) だれに対しても差別をすることや偏見をもつことなく公正，公平にし，正義の実現に努める。

民主主義社会の基本的な価値である社会正義の実現に努め、公正，公平にふるまう児童を育てようとする内容項目である。

社会正義は、社会的な認識能力と人間の平等観に基づく人間愛が基本にならない。公正，公平にすることは、私心にとらわれず誰にも分け隔てなく接し、偏ったものの見方や考え方を避け、社会的な平等が図られるように振る舞うことである。しかし、このような社会正義の実現を妨げるものに人々の差別や偏見がある。よりよい社会を実現するためには正義を愛する心が不可欠であり、自他の不正や不公平を許さない断固とした姿勢をもち、力を合わせて積極的に差別や偏見をなくそうとする努力が重要である。特にかけがえのない生命の自覚や他の人とのかかわりに関する内容項目の指導の積み重ねを基に、広い視野から指導していく必要がある。なお、このような態度は、第3・4学年の段階においても、例えば、約束や社会のきまりを守ることなどに関する指導を通じてはぐくまれている。

特に、この段階においては、いじめなどの身近な差別や偏見に気づき、公正で公平な

態度を養うことを通して、不正な行為を絶対に許さないという断固たる態度を育てることが大切である。また、社会的な差別や不公正さなどの問題について考え、社会正義についての自覚を深めていく指導を適切に行うことが大切である。

(3) 身近な集団に進んで参加し、自分の役割を自覚し、協力して主体的に責任を果たす。

集団と個のかかわりの基本を述べたものであり、身近な集団の中で自分の役割と責任を主体的に果たす児童を育てようとする内容項目である。

人間は社会的な存在であり、家族や学校をはじめとする様々な集団や社会に属して生活を営んでいる。それらにおける集団と個の関係は、集団の中で一人一人が尊重され生かされながら、主体的な参加と協力の下に集団全体が成り立ち、その向上が図られるものでなければならない。そのためには、集団に属する一人一人が、集団の活動に積極的に参加し、集団の意義に気付き、その中で自分の位置や役割を自覚して責任を果たすとともに、主体的に協力して全体の向上に役立とうとする態度をもつことが重要である。なかでも小学校段階では、集団のまとまりを意識し、集団への所属感を高めていくことができるようにすることが求められる。そのためにも、一緒に活動する楽しさや、集団の役に立つ喜びを感じとらせながら、主体的な活動への意欲を高めることが大切である。なお、このような態度は、第3・4学年の段階においても、例えば、進んでみんなのために働くことなどに関する指導を通じてはぐくまれている。

特にこの段階においては、身近な集団をまとまりのあるものとしてとらえ、いくつかの集団に属しながら、それぞれの目標にあわせて活動することができることから、学校や地域の中でも、学級、クラブ活動などの異年齢集団、遊び仲間や各種少年団体などの身近な集団において、自分の立場や全体の動きを自覚できる活動に主体的、積極的に参加できるようにしていく必要がある。それらを通して自分の役割と責任を果たすとともに、成員相互のかかわりの大切さや、協力して目標を達成することのよさに気付くことができるよう指導することが大切である。

(4) 働くことの意義を理解し、社会に奉仕する喜びを知って公共のために役立つことをする。

この段階においては、特に勤労を尊ぶ心を育てながら、働くことの意義を理解して社会の役に立つことができるように指導する必要がある。つまり、勤労が自分のためだけではなく、社会生活を支えるものであることを理解し、社会への奉仕活動など公共のために役立つ活動に目を向け、積極的に取り組むことができるようにすることが

重要である。また、そのことから得られる喜びを基に、社会に奉仕し、公共のために役に立とうとする心構えを育てることが望まれる。

(5) 父母，祖父母を敬愛し，家族の幸せを求めて，進んで役に立つことをする。

この段階においては、一層積極的に家庭生活にかかわることが求められる。すなわち、家族の幸せのために自分には何ができるのかを考えて、家庭での自分の役割を自覚し、家族のために、積極的に役に立つことができるよう指導することが必要である。そのためにも、家族が相互に信頼関係と深い絆で結ばれていることについて考えを深めることなどの指導の工夫が望まれる。

(6) 先生や学校の人々への敬愛を深め，みんなで協力し合いよりよい校風をつくる。

この段階においては、小学校の最高学年段階の児童としての自覚をもち、学校を愛する心を具体化する指導を心掛ける必要がある。特に、学校の一員としての自分の役割を自覚し、みんなで協力して自分たちの学校をよりよくしようとする心を育て、より素晴らしい校風をつくるために積極的に取り組む態度を養い、具体的に実践できるよう指導することが大切である。そうすることで、校風を担っている自分への気付きと先生や学校の人々への敬愛の念が一層深められていく。

(7) 郷土や我が国の伝統と文化を大切にし，先人の努力を知り，郷土や国を愛する心をもつ。

この段階においては、郷土を愛する心が日本全体に開かれたものへと発展し、国を愛する心が児童の内面から自覚されることが大切である。そのためには、郷土や我が国の発展に尽くし伝統と文化を育てた先人の努力を知り、自分もまたそれを継承し発展させていくべき責務があることを自覚し、そのために努めようとする心構えを育てる必要がある。

(8) 外国の人々や文化を大切にする心をもち，日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努める。

国際理解と親善の心をもった児童を育てようとする内容項目である。

国際化への対応は、今後一層重要になってくる。まず、外国の人々や自分の回りの

文化とは異なる文化に対する理解と尊敬の念が重視されなければならない。各国には、その国独自の伝統と文化があり、各国民はそれに対して誇りをもち、大切にしている。そのことを、我が国の伝統と文化に対する尊敬の念と併せて理解できるようにしていく必要がある。また、単に国際理解にとどまることなく、日本人としての自覚をもって、積極的に外国の人と接したり、交流の場に参加するなどして、国際親善に努めることが大切である。そして、それらを更に人類愛にまで深めていくことが求められる。

この段階においては、特に社会的認識能力の発達や社会科等での学習との関連を考え、国際理解と親善の心を育てることが重要である。その際、外国の人々が、我が国と同じようにそれぞれの国の伝統と文化に愛着や誇りをもちながら生きていくことを理解し、これを尊重するとともに、同時に、我が国の伝統と文化についての理解を深め、尊重する態度をもって考えを深めたり、交流したりしようとするのが大切である。

第4章 道徳の指導計画

第1節 指導計画作成の方針と推進体制の確立

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画作成と内容の取扱い」の1）

1 各学校においては、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開するため、次に示すところにより、道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画作成するものとする。

道徳の指導計画については、「第3章 道徳」の第3の1において、各学校においては、「道徳教育の全体計画と道徳の時間の年間指導計画作成するものとする」としている。したがって、学校では、校長が道徳教育の方針を明確にし、指導力を発揮して、全教師が協力して道徳教育を展開するため、道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心として、「道徳教育の全体計画」とそれに基づく「道徳の時間の年間指導計画」を作成する必要がある。また、全体計画を各学年や学級で具体的に推進するための指針として「学級における指導計画」を作成していくことが望まれる。

1 校長の方針の明確化

道徳教育は、「第1章 総則」に示すように、学校の教育活動全体で取り組むものであり、校長は学校の道徳教育の基本的な方針を全教師に明確に示すことが求められる。校長は道徳教育の充実・改善の方向を視野におきながら、児童の道徳性にかかわる実態、学校の道徳教育推進上の課題、社会的な要請や家庭や地域の期待などを踏まえ、学校の教育目標とのかかわりにおいて、道徳教育の基本的な方針等を明示する必要がある。

このことにより、全教師が道徳教育の重要性についての認識を深めるとともに、学校の道徳教育の重点や推進すべき方向について共通に理解することができる。また、示されたその方針が、全教師が協力して学校の道徳教育の諸計画を作成し、展開し、その不断の改善、充実を図っていく上でのよりどころにもなる。

2 道徳教育推進教師を中心とした協力体制の整備

(1) 協力体制の充実

校長の方針の下、道徳教育は、学校の教育活動全体で取り組まれ、個々の教師の責任ある実践に託されていくものである。学校が組織体として一体となって道徳教育を進めるために、全教師が力を発揮できる体制を整える必要がある。例えば、道徳主任などの道徳教育推進教師の役割を明確にするとともに、機能的な協力体制のもと、道徳教育を充実させていく必要がある。

協力体制をつくるに際しては、まず、全教師が参画する体制を具体化するとともに、そこでの道徳教育の推進を中心となって担う教師を位置付けるようにする。例えば、道徳の時間の指導、各教科等における道徳教育、家庭や地域との連携等の推進上の課題にあわせた組織や、各学年段階ごとに分かれて推進するための組織のそれぞれが機能するような体制をつくるなど、それぞれの教師が主体的にかかわることができる体制とすることが大切である。道徳教育推進教師を中心とした道徳教育推進のためのチームをつくり、学校全体の教科等や生徒指導、保健指導等の各部門と関連を図った体制とすることなども考えられる。

(2) 道徳教育推進教師の役割

機能的な協力体制にするためには、このような体制における道徳教育推進教師の役割を明確にしておく必要がある。その役割としては、以下に示すような事柄が考えられる。各学校においては、その実態や課題等に応じて、学校として推進すべき事項を明らかにした上で、その役割について押さえておくことが重要になる。道徳教育推進教師が全体を掌握しながら、全教師の参画、分担、協力の下に道徳教育が円滑に推進され、充実していくように働きかけていくことが望まれる。

- ア 道徳教育の指導計画の作成に関すること
- イ 全教育活動における道徳教育の推進、充実に関すること
- ウ 道徳の時間の充実と指導体制に関すること
- エ 道徳用教材の整備・充実・活用に関すること
- オ 道徳教育の情報提供や情報交換に関すること
- カ 授業の公開など家庭や地域社会との連携に関すること
- キ 道徳教育の研修の充実に関すること
- ク 道徳教育における評価に関すること など

なお、もとより、各教師がそれぞれの役割意識をもち、自らの役割を進んで果たすことが求められることは言うまでもない。学校全体で一つの道徳教育上の課題に取り組むようなときも、全教師が共通の課題意識をもって進めることができるように、機能的な協力体制にすることが大切である。

第2節 道徳教育の全体計画

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

(1) 道徳教育の全体計画の作成に当たっては、学校における全教育活動との関連の下に、児童、学校及び地域の実態を考慮して、学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえた各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示す必要があること。

1 全体計画の意義

道徳教育の全体計画は、学校における道徳教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。

学校における道徳教育は、全教育活動が有機的に関連し合って進められなければならないが、その中軸となるのは、学校の設定する道徳教育の基本方針である。全体計画は、その基本方針を具現化する上で、学校として特に工夫し、留意すべきことは何か、各教育活動がどのような役割を分担するのか、家庭や地域社会との連携をどう図っていくのかなどについて総合的に示すものでなければならない。

このような全体計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(1) 豊かな人格形成の場として各学校の特色や実態及び課題に即した道徳教育が展開できる

各学校においては、様々な教育の営みが豊かな人格形成につながっていることを意識し、特色があり、課題を押さえた道徳教育の充実を図ることができる。

(2) 学校における道徳教育の重点目標を明確にして取り組むことができる

学校としての重点目標を明確にし、それを各教師が共有することにより、学校の教育活動全体で行う道徳教育に方向性をもたせることができる。

(3) 道徳教育の^{かなめ}要として、道徳の時間の位置付けや役割が明確になる

道徳の時間で進めるべきことを押さえるとともに、教育活動相互の有機的な関連を図ることができる。また、全体計画は、道徳の時間の年間指導計画を作成するよりどころにもなる。

(4) 全教師による一貫性のある道徳教育が組織的に展開できる

全教師が全体計画の作成に参加し、その活用を図ることを通して、道徳教育の方針やそれぞれの役割等についての理解が深まり、組織的で一貫した道徳教育の展開が可能となる。

(5) 家庭や地域社会との連携を深め、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を可能にする

全体計画を公表し、家庭や地域社会の理解を得ることにより、家庭や地域社会と連携し、その協力を得ながら道徳教育の充実を図ることができる。

2 全体計画の内容

全体計画は、各学校において、校長の方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の参加と協力により、創意と英知を結集して作成されるものである。作成に当たっては、上記の意義を踏まえて次の事項を含めることが望まれる。

(1) 基本的把握事項

まず、計画作成に当たって把握すべき事項として、次の内容が挙げられる。

ア 教育関係法規の規定、時代や社会の要請や課題、教育行政の重点施策

イ 学校や地域の実態と課題、教職員や保護者の願い

ウ 児童の実態と課題

(2) 具体的計画事項

把握した事項を踏まえ、各学校が全体計画の作成に当たり、計画に示すことが望まれる事項として、次の諸点を挙げるができる。

ア 学校の教育目標、道徳教育の重点目標、各学年の重点目標

イ 道徳の時間の指導の方針

年間指導計画を作成する際の観点や重点目標にかかわる内容の指導の工夫、校長や教頭等の参加、他の教師との協力的な指導等を記述する。

ウ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道徳教育の指導の方針、内容及び時期

重点的指導との関連や各教科等の指導計画を作成する際の道徳教育的な観点を記述する。また、各教科等の方針に基づいて進める道徳性の育成にかかわる指導の内容及び時期を整理して示す。

エ 特色ある教育活動や豊かな体験活動における指導の方針、内容及び時期

学校や地域の特色を生かした取組や集団宿泊活動、ボランティア活動、自然体験活動などの体験活動や実践活動における道徳性育成の方針を示す。また、その内容及び時期等を整理して示すことも考えられる。

オ 学級，学校の人間関係，環境の整備や生活全般における指導の方針
日常的な学級経営を充実させるための具体的な計画等を記述する。

カ 家庭，地域社会，他の学校や関係機関との連携の方法
協力体制づくりや道德の時間の授業の公開，広報活動，保護者や地域の人々の
参加や協力の内容及び時期，具体的な計画等を記述する。

キ 道德教育の推進体制

道德教育推進教師の位置付けも含めた学校の全教師による推進体制を示す。

ク その他

例えば，次年度の計画に生かすための評価の記入欄をつくったり，研修計画や
重点的指導に関する添付資料等を記述したりする。

なお，全体計画を一覧表にして示す場合は，必要な各事項について文章化したり，
具体化したりしたものを加えるなどの工夫が望まれる。

例えば，各教科等における道德教育にかかわる指導の内容及び時期を整理したもの，
道德教育にかかわる体験活動や実践活動の時期等が一覧できるもの，道德教育の推進
体制や家庭や地域等との連携のための活動等が分かるものを別葉にして加えるなどし
て，年間を通して具体的に活用しやすいものとするのが考えられる。

また，このようにして作成した全体計画は，家庭や地域の人々の積極的な理解と協
力を得るとともに，様々な意見を聞き一層の改善に役立てるために，他の教育計画と
同様，その趣旨や概要等を学校通信に掲載したり，ホームページで紹介したりするな
ど，積極的に公開していくことが求められる。

3 全体計画作成上の創意工夫と留意点

全体計画の作成に当たっては，理念だけに終わることなく，具体的な教育実践に生
きて働くものになるよう，体制を整え，全教師で創意工夫を生かして，特に次のこと
に留意しながら作業を進めることが大切である。

(1) 校長の方針の下に道德教育推進教師を中心として全教師の協力・指導体制を整える

学校における道德教育は，人格の基盤となる道德性を育成するものであり，学校の
教育活動全体において取り組み，家庭や地域社会との連携の下に進めねばならないこ
とから，特に校長が指導力を発揮し，道德教育推進教師が中心となって全教師が全体
計画の作成に主体的に参画するよう体制を整える必要がある。

(2) 道德教育や道德の時間の特質を理解し，教師の意識の高揚を図る

全教師が，道德教育及び道德の時間の重要性や特質について理解が深められるよう，

関係する教育法規や教育課程の仕組み，時代や社会の要請，児童の実態，保護者や地域の人々の意見等について十分研修を行い，教師自身の日常的な教育実践の中での課題が明確になるようにする。そのことを通して，全体計画の作成にかかわる教師の意識の高揚を図ることができ，その積極的な活用につなげることができる。

(3) 各学校の特色を生かして重点的な道德教育が展開できるようにする

全体計画の作成に当たっては，学校や地域社会の実態を踏まえ，各学校における課題を明らかにし，道德教育の重点目標や各学年の指導の重点を明確にするなど，各学校の特色が生かされるよう創意工夫することが大切である。

学習指導要領の第3章の第3の1の(3)には，今日的課題と低・中・高学年ごとの発達上の課題を踏まえて重点的な指導を行う観点を示されている。各学校においては，それぞれの実態に応じて，各学年段階ごとに第2の内容に示す内容項目の指導を通して，全体としてこれらの観点の指導が充実するよう工夫する必要がある。

(4) 学校の教育活動全体を通じた道德教育の相互の関連性を明確にする

各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動などにおける道德教育を，道德の内容との関連でとらえ，道德の時間が要^{かなめ}としての役割が果たせるよう，計画を工夫する。

また，学校教育全体において，豊かな体験活動がなされるよう計画するとともに，体験活動を生かした道德の時間が効果的に展開されるよう工夫する。

(5) 家庭や地域社会，近隣の幼稚園や保育所，小・中・高等学校，特別支援学校，関係諸機関，企業などとの連携に心掛ける

全体計画を具体化するには，児童，保護者，地域の人々の協力が不可欠である。また，近接の幼稚園や保育所，小・中・高等学校，特別支援学校などとの連携や交流を図り，共通の関心の下に指導を行うとともに，福祉施設，企業等との連携や交流を深めることも大切である。それらが円滑に行われるよう体制づくり等を工夫する。

(6) 計画の実施及び評価・改善のための体制を確立する

全体計画は，学校における道德教育の基本を示すものである。したがって，しばしば変更されることは望ましくないが，評価し，改善の必要があればただちにそれに着手できる体制を整えておくことが大切である。また，全教師による一貫性のある道德教育を推進するためには，校内の研修体制を充実させ，全体計画の具体化や評価・改善にあたって必要となる事項についての理解を深める必要がある。

第3節 道徳の時間の年間指導計画

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

(2) 道徳の時間の年間指導計画の作成に当たっては、道徳教育の全体計画に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動との関連を考慮しながら、計画的、発展的に授業がなされるよう工夫すること。その際、第2に示す各学年段階ごとの内容項目について、児童や学校の実態に応じ、2学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を行うよう工夫すること。ただし、第2に示す各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年においてすべて取り上げること。なお、特に必要な場合には、他の学年段階の内容項目を加えることができること。

1 年間指導計画の意義

年間指導計画は、道徳の時間の指導が、道徳教育の全体計画に基づき、児童の発達に即して計画的、発展的に行われるように組織された全学年にわたる年間の指導計画である。具体的には、道徳の時間に指導しようとする内容について、児童の実態や多様な指導方法等を考慮して、学年段階に応じた主題を構成し、この主題を学年別に年間にわたって適切に位置付け、配列し、展開の大要等を示したものである。

なお、道徳の時間の主題は、指導を行うに当たって、何をねらいとし、どのように資料を活用するかを構想する指導のまとまりを示すものであり、「ねらい」とそれを達成するための「資料」によって構成される。

このような年間指導計画は、特に次の諸点において重要な意義をもつ。

(1) 6年間を見通した計画的、発展的な指導を可能にする

児童、学校及び地域の実態に応じて、年間にわたり、また6年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導を可能にする。

(2) 個々の学級において道徳の時間の学習指導案を立案するよりどころとなる

学級の児童の実態にあわせて、年間指導計画における主題の構想を具体化し、指導の手立てなどを具体的に考える際に依拠するものとなる。

(3) 学級相互、学年相互の教師間の研修などの手掛かりとなる

計画を踏まえて事前に指導方法を検討したり、情報を交換したり、授業を実際に参観し合ったりするときの基本的な情報として生かすことができる。

2 年間指導計画の内容

年間指導計画は、各学校で創意工夫をして作成するものであるが、上記の意義に基づいて、特に次の内容を明記しておくことが望まれる。

(1) 各学年の基本方針

全体計画に基づき、道德の時間における指導について、学年ごとの基本方針を具体的に示す。

(2) 各学年の年間にわたる指導の概要

具備することが望まれる事項としては、次のものがある。

ア 指導の時期

学年又は学級ごとの実施予定の時期を記載する。

イ 主題名

ねらいと資料で構成した主題を端的に表したものを記述する。

ウ ねらい

ねらいとする道德性の内容や観点を端的に表したものを記述する。

エ 資料

指導で用いる中心的な資料の題名を記述する。なお、その出典等を併記することが望ましい。

オ 主題構成の理由

ねらいに対して資料を選定した理由を簡潔に示す。

カ 展開の大要及び指導の方法

ねらいを踏まえて、資料をどう活用し、どのような手順で学習を進めるかを簡潔に示す。

キ 他の教育活動等における道德教育との関連

特に関連する教育活動や体験活動、学級経営の取組などを示す。

ク その他

例えば、校長や教頭等の参加、他の教師の協力的な指導の計画、保護者や地域の人々の参加・協力の計画、複数の時間取り上げる内容項目の場合は各時間の相互の指導の関連などの構想を示すことが考えられる。

なお、道德の時間の指導の時期、主題名、ねらい及び資料を一覧にした配列表のみでは年間指導計画としては機能しにくい。そのような一覧表を示す場合においても、展開の大要等を含むものなど、各時間の指導の概要が分かるようなものを加えることが求められる。

3 年間指導計画作成上の創意工夫と留意点

年間指導計画を活用しやすいものにし、指導の効果を高めるために、特に創意工夫し留意すべきこととして次のことがあげられる。

(1) 年間授業時数を確保できるようにする

道徳の時間は、年間を通した計画的、発展的な指導によって効果を上げるものである。道徳の時間の意義を十分に理解し、各学年段階ごとの内容項目は相当する各学年ですべて取り上げるとともに、年間にわたって標準授業時数が確保されるよう、学校行事や祝祭日等で計画どおり授業ができなかった場合の対応も含めて年間指導計画を工夫する。

(2) 主題の設定と配列を工夫する

主題（ねらいと資料）の設定においては、特に児童の実態と予想される心の成長、興味や関心などを考慮する。まず、ねらいとしては、道徳的価値の自覚を深めるための根源的なものを押さえておく必要がある。また、資料は、ねらいとの関連において児童の心に響くものを多様に選択する。さらに、主題の配列に当たっては、主題の性格、他の教育活動との関連、学校や社会の行事、季節的変化などを十分に考慮することが望まれる。

(3) 計画的、発展的指導ができるように工夫する

内容相互の関連性や、学年段階ごとの発展性を考慮して、6年間を見通した計画的、発展的な指導が行えるよう心がける。また、児童が進学する中学校における道徳の時間との関連を図るよう工夫することも望まれる。

(4) 内容の重点的指導ができるように工夫する

各学年段階の内容項目の指導については、児童や学校の実態に応じて、2学年間を見通した重点的指導を工夫し、内容項目全体の効果的な指導が行えるよう配慮する必要がある。その場合には、特定の内容項目の指導時間数を増やし、一定の期間において繰り返し取り上げる、何回かに分けて指導するなどの配列を工夫したり、内容項目によっては、ねらいや資料の質的な深まりを図ったり、指導の方法を多様にしたりするなどの工夫が考えられる。なお、それらを添付資料でまとめて示すことも考えられる。

(5) 各教科等、体験活動等との関連的指導を工夫する

年間にわたって位置付けた主題において、各教科等との関連を図ることで指導の効果が高められる場合は、指導の内容及び時期の計画への位置付け等に配慮し、具体的な関連の見通しをもつことができるようにする。

また、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性をはぐくむた

めの体験活動と道徳の時間の時期や内容との関連を考慮し、道徳的価値の一層の自覚を深めるなどの指導の工夫を図ることも大切である。

(6) 複数時間の関連を図った指導を取り入れる

道徳の時間は、一般的に一つの主題を1単位時間で取り扱うが、内容によっては複数の時間の関連を図った指導の工夫などを計画的に位置付けて行うことも考えられる。例えば、一つの主題を2単位時間にわたって指導し、道徳的価値の自覚を一層深める方法、重点的指導を行う内容を複数の資料による指導と関連させて進める方法、中心的な資料を軸にして複数単位時間を計画して進める方法など、様々な方法が考えられる。特に、主題や資料の内容等が深まり、複雑になる高学年の段階からは、主題や資料等の性格に基づき、工夫を図ることが大切である。

(7) 特に必要な場合には他学年段階の内容を加える

道徳の内容が学年段階ごとに児童の発達の段階等を踏まえて示されている意義を理解し、全体にわたる効果的な指導を工夫することを基本とする。なお、特に必要な場合には、学校の特色や実態、課題などに応じて他学年段階の内容を加えることができる。

(8) 計画の弾力的な取扱いについて配慮する

年間指導計画は、学校の教育計画として意図的、計画的に作成されたものであり、指導者の恣意による不用意な変更や修正が行われるべきではない。変更や修正を行う場合は、児童の道徳性の育成という観点から考えて、より大きな効果を期待できるという判断を前提として、少なくとも学年の検討を経ることが望ましい。そして、変更した理由を備考欄などに記入し、今後の検討課題にすることが大切である。

なお、年間指導計画の弾力的な取扱いについては、次のような場合が考えられる。

ア 時期、時数の変更

児童の実態などに即して、指導の時期、時数を変更することは考えられる。しかし、指導者の恣意による変更や、あらかじめ年間指導計画の一部を空白にしておくことは、指導計画の在り方から考えて、避けなければならない。

イ ねらいの変更

年間指導計画に予定されている主題のねらいを一部変更することも考えられる。ねらいの変更は、年間指導計画の全体構想の上に立ち、協議を経て行うことが大切である。

ウ 資料の変更

各主題ごとに主に用いる資料は、ねらいを達成するために中心的な役割を担うものであり、安易に変更することは避けなければならない。変更する場合は、そのことによって一層効果が期待できるという判断を前提とし、少なくとも同一学年の他の教師や道徳教育推進教師と話し合った上で変更することが望ましい。

エ 学習指導過程，指導方法の変更

学習指導過程や指導方法については，児童や学級の実態などに応じて適切な方法を開発する姿勢が大切である。しかし，基本的な学習指導過程についての共通理解は大切なことであり，変更する場合は，それらの工夫や成果を校内研修会などで発表するなど意見の交換を積極的に行うことが望まれる。

(9) 年間指導計画の評価と改善を計画的に行うようにする

年間指導計画が一層効果的に実行されるためには，実施の反省に基づき，上記により生じた検討課題を踏まえながら，全教師の共通理解の下に，年間指導計画の評価と改善を行うことが必要である。そのためには，日常から実施上の課題を記入したり，検討するための資料を収集したりすることにも心掛けることが大切である。

第4節 学級における指導計画

1 学級における指導計画の意義

学校において作成される全体計画は、全教師の参加と協力の下に、創意工夫して作成されるが、実行される基盤は、学年及び個々の学級にある。学校における道德教育を効果的に行い、児童が自己の生き方についての考えを深め、よりよく生きようとする力を育てるには、学年の共通の方針を踏まえながら学級における指導を充実させることが不可欠である。学級を担当する教師は、全体計画に基づいて学年の指導方針のもとに学級における指導をどのように行うのかを具体的に計画し、見通しをもって指導にあたることが大切である。

学級における計画とは、全体計画を児童や学級の実態に応じて具体化するものであり、学級において教師や児童の個性を生かした道德教育を展開する指針となるものである。

2 学級における指導計画の内容

学校における道德教育を効果的に行い、充実させるためには、学級における指導計画の作成が望まれる。それは、学校や学年の道德教育の方針を受け、道德教育の全体計画に基づき、基本的には学級担任の教師が、創意工夫して作成するものである。

計画の作成に際しては、次のような事項を明確にしておくことが望まれる。

(1) 基本的把握事項

- ア 学級における児童の道德性の実態
- イ 学級における児童の願い、保護者の願い、教師の願い
- ウ 学級における道德教育の基本方針

(2) 具体的計画事項

- ア 教師と児童の信頼関係及び児童相互の好ましい人間関係を築く方策
- イ 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道德教育の概要
- ウ 学級生活における豊かな体験活動の概要
- エ 学級における道德教育に関する環境の整備の方針
- オ 基本的な生活習慣に関する指導の方針
- カ 他の学級・学年との連携にかかわる内容と方法
- キ 家庭・地域社会等との連携及び授業公開等にかかわる内容と方法
- ク その他（例えば重点的な指導に関する具体的計画など）

このような計画を表現する形式としては、これらの事項を一覧にしたり、文章化したり、表を添付したりする方法などが考えられる。

また、学級経営案における道德教育の記述との関連を図り、その部分を充実して表現するような方法も考えられる。

3 学級における指導計画作成や活用上の創意工夫と留意点

学級における指導計画等を作成し、学級経営に生かすにあたっては、教師や児童及び保護者の願いが具体的な形で生かされ、一人一人のよさを引き出し育てるための方策が示され、学級はもちろんのこと、家庭でも有効に活用されるように工夫する必要がある。そのために、特に次の事項に留意して創意工夫することが望まれる。

- (1) 学級担任の教師の個性を重視し、伸び伸びとした学級経営を行う基盤となるよう心掛ける。
- (2) 学校の各教師が相互に見ることができるようになるとともに、保護者にも示して理解を求めるようにする。
- (3) 他の教師や保護者などの意見を取り入れ、改善したり付け加えたりする。
- (4) 網羅的になることを避け、精選した内容にする。
- (5) 基本的な内容を分かりやすく図式化し、児童や保護者も記述できる部分を設けるなど、学級や家庭で日常的に活用できるように工夫する。

第5節 指導内容の重点化における配慮と工夫

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

(3) 各学校においては、各学年を通じて自立心や自律性、自他の生命を尊重する心を育てることに配慮するとともに、児童の発達^{発達}の段階や特性等を踏まえ、指導内容の重点化を図ること。特に低学年ではあいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないこと、中学年では集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に付けること、高学年では法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮し、児童や学校の実態に応じた指導を行うよう工夫すること。また、高学年においては、悩みや葛藤^{かつとう}等の心の揺れ、人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、自己の生き方についての考えを一層深められるよう指導を工夫すること。

道徳教育を進めるにあたっては、児童の発達^{発達}の段階や特性等を踏まえるとともに、学校、地域等の実態や課題に応じて、学校全体及び各学年段階の指導内容ごとの重点化を図ることが大切である。このことについては、前節までの計画の作成上の留意点等で示している。

どのような内容を重点的に指導するかについては、最終的には、各学校において児童や学校の実態を踏まえ工夫するものであるが、社会的な要請や今日的課題についても考慮し、次のような配慮を行うことが求められる。

1 各学年を通じて配慮すること

小学校においては、生きる上で基盤となる道徳的価値観の形成を図る指導を徹底するとともに自己の生き方についての指導を充実する観点から、各学年を通じて、子どもの自立心や自律性、生命を尊重する心の育成に配慮することが大切である。

自立心や自律性は、児童が自己実現を目指し、人格を形成していく上で核となるものであり、自己の生き方を広げ、人間関係を広げ、社会参画をしていく上で基盤となる重要な要素である。特に、小学校の段階においては、児童が自己を肯定的に受け止め、自分の生活を見直し、自立した生活をつくり、将来に向けて夢や希望をもち、よ

りよい生活や社会をつくり出していこうとする態度の育成が求められている。その際、児童が自己理解を深め、自己を肯定的に受け止めることと、自己に責任をもち、自律的な態度をもつことの両面を調和のとれた形で身に付けていくことができるようにすることが重要である。

生命を尊重する心とは、自他の生命の尊厳さを感じ取り、生命あるすべてのものをかけがえのないものとして大切にしようとする心のことである。その育成は、道德教育の目標に生命に対する畏敬の念を生かすことを示しているように、豊かな心をはぐくむことの根本に置かれる重要な課題の一つである。いじめなどの生命を軽視するような問題行動などが社会的な問題となっている現在、児童が生きることを喜ぶとともに、一方で自他の生命に関する問題として老いや死などについて考え、自他共に生命の尊さについて自覚を深めていくことは、特に重要な課題である。

2 学年段階ごとに配慮すること

また、今日的な課題及び児童の発達の段階や特性等を踏まえ、基本的な生活習慣、規範意識、人間関係を築く力、社会参画への意欲や態度などを育成するといった観点から、各学年段階ごとに取り組むべき重点を示すことが大切である。とりわけ、規範意識の低下やいわゆるキレる子どもの存在など、自己統制の面での課題も指摘されていることから、社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を小学校段階からしっかりと身に付けさせていくことが求められている。

(1) 低学年

低学年の段階では、あいさつなどの基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことについて配慮するようにする。

この段階の児童は、小学校という全く新しい社会での生活を始めることになる。比較的自由にふるまうことができた幼児期と違って、小学校では、様々なきまりや課題が課せられる。この期の児童に対しては、学校での生活に適応していくとともに、例えば、嘘をつかない、人を傷つけない、人のものを盗まないなど、人としてしてはならないことや善悪について自覚でき、基本的な生活習慣や社会生活上のルールなどが身に付くようにしていくことが求められる。特に、幼児教育との接続に配慮するとともに、家庭との連携を密にしながら、自己のよりよい生活についての考えを深めることなどに結び付く基本的な道徳的価値を繰り返し指導することが大切である。

(2) 中学年

中学年では、集団や社会のきまりを守り、身近な人々と協力し助け合う態度を身に

付けることに配慮することが求められる。

この段階の児童は、児童期の中でも最も活発になるといわれる。学校生活に慣れ、行動範囲や人間関係が広がり、いたずらをすることが多く見られるようになるといわれる。他方、社会的認識能力をはじめ思考能力が発達し、視野が拡大するとともに、内省する心も育ってくる。感性や情操も更に発達する。低学年の重点を踏まえた指導の充実を基本として、特に身近な人々と協力し助け合う態度への配慮が求められる。

(3) 高学年

高学年では、法やきまりの意義を理解すること、相手の立場を理解し、支え合う態度を身に付けること、集団における役割と責任を果たすこと、国家・社会の一員としての自覚をもつことなどに配慮することが大切になる。

この段階は、小学校における最高学年段階に当たる。小学校教育の完成期であり、学校における最高学年段階の児童としての自覚ある行動が求められる。なかでも、^{じゆん}遵法意識をはじめとする社会生活を送る上で人間としてもつべき最低限の規範意識を確実に身に付けさせることが求められている。この時期の児童は、知識欲も旺盛で、集団における自己の役割の自覚もかなり進む。そこで、自己や社会の未来への夢や目標を抱き、理想を求めて主体的に生きていく力の育成が期待される。低学年及び中学年における指導に基づいて、中学校段階との接続も視野に入れ、特に国家・社会の一員としての自覚を育てることを重視した適切な指導を行う必要がある。

また、この段階においては、^{かつとう}悩みや葛藤等の心の揺れ、心理的な側面も含めた人間関係の理解等の課題を積極的に取り上げ、道徳的価値の自覚の中で自己の生き方についての考えを一層深められるような指導の工夫への配慮も重要になる。

思春期にさしかかる時期であり、自己のこれからの生活や進路への不安、友達関係や親子の関係等の中での行き違いなど、^{かつとう}悩みや葛藤等を感じたりすることが多くなる。人間としての生き方についての自覚を深めていく中学校段階との接続を意識した指導への配慮が求められる時期でもある。このような観点から、指導内容の重点化とともに、教材や指導方法についての工夫に配慮することが一層求められる。

第5章 道徳の時間の指導

第1節 指導の基本方針

〔第3章 道徳〕の「第1 目標」 後段の再掲

道徳の時間においては、以上の道徳教育の目標に基づき、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、計画的、発展的な指導によってこれを補充、深化、統合し、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深め、道徳的実践力を育成するものとする。

道徳の時間においては、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動における道徳教育と密接な関連を図りながら、年間指導計画に基づき、児童や学級の実態に即して、人間味のある適切な指導を展開しなければならない。そのためには、以下に述べるような指導の基本方針を確認する必要がある。

(1) 道徳の時間の特質を理解する

道徳の時間は、児童一人一人が、一定の道徳的価値の含まれるねらいとのかかわりにおいて自己を見つめ、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを発達段階に即して深め、内面的資質としての道徳的実践力を主体的に身に付けていく時間である。このことを共通に理解して授業を工夫する。

(2) 信頼関係や温かい人間関係を基盤におく

道徳の時間の指導は、学級での温かい人間関係が基盤にあってこそ効果を発揮する。教師と児童の信頼関係や児童相互の人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現することができる雰囲気や日常の学級経営の中でつくるようにする。また、それを生かした授業をすることによって、人間関係を一層育てていくようにすることが大切である。

(3) 児童が自己への問い掛けを深め、未来に夢や希望をもてるようにする

授業の全体において、資料とのかかわりや教師と児童及び児童相互のかかわりなどを通して、児童自らが自分自身への問い掛けを深めていくことによって、自らの成長を実感することができ、自己や社会の未来に夢や希望をもち、意欲的に生きていくための力を身に付けていくことができるようにする。

(4) 児童の発達や個に応じた指導を工夫する

児童には、年齢相応の発達の課題があるとともに、個人差も大きいことに留意し、

一人一人の感じ方や考え方を大切にしたい授業を工夫する。そして、児童が自分の生活や自己の生き方を主体的に考えられるようにする。

(5) 道徳の時間が道徳的価値の自覚を深める^{かなめ}要となるよう工夫する

学校の教育活動全体で行う道徳教育の^{かなめ}要として、それらを補充、深化、統合する役割を果たす道徳の時間の特質を踏まえ、ねらいに含まれる道徳的価値の側面から他の教育活動との関連を把握し、それを生かした授業を工夫する。

また、内面に根ざした道徳的実践力が効果的に育成されるよう、児童の日常的な体験はもちろんのこと、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の関係施設等との交流活動など、多様な体験活動を生かした授業を工夫し、道徳的価値のもつ意味や大切さについて深く考えられるようにする。

(6) 道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する

道徳の時間の指導を計画的に推進し、また、それぞれの授業を魅力的なものとして効果を上げるためには、学校の全教師が協力しながら取組を進めていくことが大切である。校長の方針を明確にし、道徳教育推進教師を中心に指導体制の充実を図るとともに、道徳の時間への校長や教頭などの参加、他の教師との協力的指導、保護者や地域の人々の参加や協力などが得られるように工夫する。

(7) 児童と共に考え、悩み、感動を共有し、学び合うという姿勢をもつ

道徳は、児童のみではなく、教師自身の課題でもある。児童に教え込もうとするのではなく、教師自らが児童と共に考え、悩み、感動を共有しながら、学んでいくという姿勢で授業に臨むことが大切である。また、学級での日常生活においても教師の道徳的な在り方が求められる。

第2節 学習指導案の内容とその作成

1 学習指導案の内容

道徳の時間における学習指導案とは、授業をしようとする教師が、年間指導計画に位置付けられたそれぞれの主題を指導するに当たって、児童や学級の実態に即して、教師自身の個性を生かして作成する指導計画である。具体的には、主題のねらいを達成するために、児童がどのように学んでいくのかを十分に考慮し、何を、どのような順序、方法で指導し、評価し、更に指導に生かすのかなど、学習指導の構想を一定の形式に表現したものである。

学習指導案は、教師の指導の意図や構想が最も適切に表現されることが好ましく、各教師の創意工夫が期待される。したがって、その形式に特に決まった基準はないが、一般的には次のような事項が取り上げられている。

(1) 主題名

原則として年間指導計画における主題名を記述する。

(2) ねらいと資料

原則として年間指導計画におけるねらいと資料を記述する。

(3) 主題設定の理由

年間指導計画における主題構成の背景などを再確認するとともに、(ア) ねらいや指導内容についての教師の考え方、(イ) それと関連する児童の実態と教師の願い、(ウ) 使用する資料の特質や取り上げた意図及び児童の実態とかかわらせた指導の方策などを記述する。

記述にあたっては、児童の肯定的な面やそれを更に伸ばしていこうとする観点からの積極的なとらえ方を心掛けるようにする。また、抽象的なとらえ方をするのではなく、児童の学習場面を予想したり、発達の段階や指導の流れを踏まえたりしながら、より具体的で積極的な生かし方を記述するようにすることが大切である。

(4) 学習指導過程

ねらいに含まれる道徳的価値について、児童が自覚を深めていくための教師の指導と児童の学習の予想される手順を示すものである。一般的には、学習指導過程を導入、展開、終末の各段階に区分し、児童の学習活動、主な発問と予想される児童の発言や心の動き、指導上の留意点や支援の観点、指導の方法、評価の観点などを指導の流れに即して記述することが多い。

(5) 他の教育活動などとの関連

特に関連のある教育活動や体験活動，日常生活との関連，事前の指導や事後の指導の工夫などについて記述する。

(6) その他

例えば評価の観点，資料分析，板書，場の設営，個別指導との関連，家庭や地域社会との連携，校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導，保護者や地域の人々の参加や協力など，学習の特質に応じて授業が円滑に進められるよう必要な事柄を記述する。

なお，重点的に取り上げる内容や複数の時間にわたって関連をもたせて指導する場合は，全体的な指導の構想とその中における本時の位置付けなどについて記述することが望まれる。

2 学習指導案作成の主な手順

学習指導案の作成の手順は，それぞれの状況に応じて異なるが，おおむね次のようなものが考えられる。

(1) ねらいを検討する

指導の内容や教師の指導意図を明らかにする。

(2) 指導の要点を明確にする

ねらいに関する児童の実態と，それを踏まえた教師の願いを明らかにし，各教科等での指導との関連を検討して，指導の要点を明確にする。

(3) 資料を吟味する

資料について，ねらいとのかかわりで道徳的価値がどのように含まれているかについて検討する。例えば，人物が登場する読み物資料の場合，資料中の登場人物の行為や心の動き，資料に対する児童の感じ方や考え方などを分析し，どのようにすれば児童の学習意欲を高め，道徳的価値の自覚を深めることができるかなどについて多面的に検討する。

(4) 学習指導過程を構想する

ねらい，児童の実態，資料の内容などをもとに，授業の展開について考える。その際，児童がどのような問題意識をもって学習に臨み，ねらいとする価値を追求し，多様な感じ方や考え方によって学び合うことができるかを具体的に予想しながら，それが効果的になされるための発問や授業の全体の展開を構想する。

(5) 一人一人を生かす方法を考える

様々な表現活動，書く活動，グループでの話し合い，意図的指名など，一人一人の感

じ方や考え方が生かされ、学び合うことのできる方法を工夫する。

(6) 板書を生かす計画を立てる

多くの授業で黒板を使うと考えられるが、板書を生かす授業にあっては、ねらいにかかわって、指導の意図や資料の内容、児童の感じ方や考え方の違いなどを視覚的に整理して生かすための工夫を検討する。

(7) 事前、事後の押さえや指導について考える

豊かな体験活動や日常的な指導、各教科等での指導との関連をはじめ事前の実態把握や事後の個別的な指導、家庭や地域社会との連携をも含めて検討する。

3 学習指導案作成上の創意工夫

学習指導案の作成に当たっては、これらの手順を基本としながらも、更に児童の実態、指導の内容や意図等に応じて工夫していくことが求められる。特に、重点的な指導や体験活動を生かす指導、複数時間にわたる指導、多様な資料の活用、校長や教頭などの参加、他の教師との協力的な指導、保護者や地域の人々の参加や協力などの工夫が求められることから、多様な学習指導案を創意工夫していくことが求められる。

また、特に重点的な指導内容については、ねらいそのものを道徳の時間の複数の時間にわたって位置付け、それぞれの関連を密にもたせた学習指導案や、他の教育活動との関連を位置付けながら一連の学習過程をまとめるような学習指導案を工夫することも考えられる。

さらに、学習指導案は、学校の教師の共通財産ともいうべきものであり、だれが見てもよく分かるように形式や記述を工夫するとともに、研修等を通じてよりよいものへと改善し、次回の指導に生かせるよう学校として蓄積していくことも大切である。

第3節 学習指導の多様な展開

1 道徳の時間の特質を生かした指導

道徳の時間の指導においては、児童一人一人が道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることで道徳的実践力を育成するという特質を十分考慮し、それに応じた学習の指導過程や指導方法を工夫することが大切である。それとともに、児童が自らの道徳的な価値観の変化や成長を実感できるように工夫することが求められる。

道徳の時間の学習指導過程は、一般的には、以下のように、導入、展開、終末の各段階を設定することが広く行われている。このような指導を基本とするが、いたずらに固定化、形式化することなく、弾力的に扱うなどの工夫をすることが大切である。

(1) 導入の工夫

導入は、主題に対する児童の興味や関心を高め、ねらいの根底にある道徳的価値の自覚に向けて動機付けを図る段階であるといわれる。

具体的には、本時の主題にかかわる問題意識をもたせる導入、資料の内容に興味や関心をもたせる導入、学習への雰囲気作りを大切にした導入などが考えられる。

(2) 展開の工夫

展開は、主題のねらいを達成するための中心となる段階であり、中心的な資料によって、児童一人一人が、ねらいの根底にある道徳的価値についての自覚を深める段階であるといわれる。

具体的には、児童の実態と資料の特質を押さえた発問をするとともに、資料に描かれている道徳的な価値と児童一人一人の感じ方や考え方を生かし、児童がどのような問題意識をもち、どのようなことを中心にして話し合うのかについての主題が明確になった話合いとするように心掛ける。そのためにも、事前に中心的な発問の場面等を軸として一体となった発問の構成をすることが重要になる。

(3) 終末の工夫

終末は、ねらいの根底にある道徳的価値に対する思いや考えをまとめたり温めたりして、今後の発展につなぐ段階であるといわれる。

この段階では、学習を通して考えたことや新たに分かったことを確かめたり、学んだことをさらに深く心に留めたり、これからへの思いや課題について考えたりする学習活動などが考えられる。

2 多様な学習指導の構想

道徳の時間の学習指導を構想する際には、指導する学級の実態、児童の発達段階、指導の内容や意図、資料の特質、他の教育活動との関連などに応じて柔軟な発想をもつことが大切である。そのことによって、例えば、次のような学習指導を構想することができる。

(1) 多様な読み物資料を生かした指導

道徳の時間では、登場人物の道徳的な行為を含んだ読み物資料を用いることが広く見られる。しかし、同じ読み物資料でも、詩、長文の物語や伝記、劇、実話、意見文などがあり、多様な形式のものを用いることができる。その資料を学習指導で効果的に生かすには、登場人物への共感を中心とした展開にするだけでなく、資料に対する感動を大事にする展開にしたり、迷いや葛藤を大切にしたりした展開、知見や気づきを得ることを重視した展開、批判的な見方を含めた展開にしたりするなど、資料の特徴を生かした指導の手順や学習過程の工夫が求められる。

(2) 体験の生かし方を工夫した指導

児童は、日常の生活や学校の全教育活動において様々な体験をしている。その中で、様々な道徳的価値に触れ、感じ、考え、心を動かしている。その心の動きと道徳の時間における指導とが響き合うようにしていくことが大切である。道徳の時間においては、児童が日常の体験を想起し実感を深めやすい資料を生かしたり、体験を想起して発表することができるような発問を工夫したり、実物の観察等を生かした活動、コミュニケーションを深める活動、模擬体験や役割演技等の表現活動を取り入れたりすることなどが考えられる。

また、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの学校として行う体験活動を生かす指導の工夫も重要である。そのことについては、次節に示している。

(3) 各教科等と関連をもたせた指導

例えば、国語科における物語文の学習、社会科における郷土や地域の学習、体育におけるチームワークを重視した学習、特別活動における集団形成の学習など、各教科等と道徳の時間の指導のねらいが同じ方向をもつとき、学習の時期を考慮したり、相互に関連を図ったりして指導を進めると、効果を一層高めることができる。その際、各教科等と道徳の時間それぞれの特徴が大切にされた関連となるように配慮することが大切である。

(4) 複数時間の関連を図った指導

重点的な主題の学習を進める場合や、主題や資料の性格等を考慮した結果によっては、一つの主題について複数時間扱いの指導になることが考えられる。その場合、複

数の資料を連結させて用いていく進め方，中心的な資料をもとに複数時間かけて深めていく進め方など，資料の位置付けの仕方によって多様な学習指導過程が考えられる。また，年間にわたって複数時間取り上げる内容項目については，相互の関連を工夫することによって各時間の学習指導を多様に組むことができる。

(5) 学級経営と関連をもたせた指導

学級の人間関係にかかわる内容や学級の日常生活上の課題とかかわりをもたせるなど，学級経営との関連を図った学習指導の工夫も考えられる。その際，学級での生活が道徳の時間の学習に生かされ，道徳の時間の学習が日常生活に生きてはたらくような指導過程の工夫が大切になる。学級生活における問題は直接的には特別活動における学級活動等で取り上げられ，改善に向けた指導が行われる。内容によってはそれらとの関連を図った指導も考えられる。

(6) 家庭や地域社会との連携を図った指導

家庭や地域の題材を資料として生かした学習，家庭や地域での話合いや取材を生かした学習，地域の人や保護者の参加を得た学習など，家庭や地域社会との連携を図った指導を工夫することも考えられる。例えば，保護者からの手紙を生かす，地域の人による資料提示を生かす，地域の人に向けて願いを伝えるなど，指導の工夫も多様に広げられる。また，家庭や地域に道徳の時間の授業を日常から公開していくことは，この意味においても重要なことである。

(7) 図書館等の施設や校外の場所を生かした指導

道徳の時間での児童の学習により広がりをもたせるために，例えば，学校図書館や公共図書館，博物館などの施設を生かした指導を構想することもできる。そこでは，例えば，児童が実物に触れたり，資料を探し，調べたりすることなどを含む発展的な学習が促される。また，ねらいとする内容によっては，例えば，豊かな自然のある環境や伝統の深さを感じられる環境を生かすことで思わぬ効果をもたらすこともある。なお，校外の施設や場所を利用する指導については，校外学習の計画の中に位置付け，学習時間の運用が効率的になるようにするなどの配慮が必要である。

3 道徳の時間に生かす指導方法の工夫

道徳の時間に生かす指導方法には多様なものがある。ねらいを効果的に達成するには，児童の感性や知的な興味などに訴え，児童が問題意識をもち，意欲的に考え，主体的に話し合うことができるように，ねらい，児童の実態，資料や学習指導過程などに応じて，最も適切な指導方法を選択し，工夫して生かすことが必要である。

そのためには，教師自らが多様な指導方法を理解し，身に付けておくとともに，指

導に際しては、児童による学習がより効果的に生み出されるように、児童の発達の段階などをとらえ、指導方法を吟味した上で生かすことが重要である。

指導方法の工夫の例としては、次のようなものがあげられる。

(1) 資料を提示する工夫

資料提示の方法としては、教師による読み聞かせが一般に行われる。その際、例えば、紙芝居のように提示したり、影絵、紙人形などを生かして劇のようにして提示したり、音声や音楽の効果を生かしたりする工夫などが考えられる。そのことが、特に低学年などでは理解の手助けとなる。また、ビデオなどの映像も、提示する内容を事前に吟味した上で生かすことによって効果が高められる。

なお、多くの情報を提示することが必ずしも効果的だとは言えず、選り抜かれた情報の提示が想像を膨らませる上で効果的な場合もあることに留意する。

(2) 発問の工夫

教師による発問は、児童の思考や話し合いを深める重要な鍵になる。発問によって児童の問題意識や疑問などが生み出され、多様な感じ方や考え方が引き出される。そのためにも、児童の意識の流れを予想し、それに沿った発問や、考える必然性や切実感のある発問、自由な思考を促す発問などを心掛けることが大切である。その際、授業での発問は重要なものに絞られていくことになる。

発問を構成する場合には、授業のねらいに強くかかわる中心的な発問をまず考え、次にそれを生かすためにその前後の発問を考え、全体を一体的にとらえるようにするという手順が有効な場合が多い。その中で、児童が自ら問いを発したり、学級に問題を提起したりするようなこともあってよい。

(3) 話し合いの工夫

話し合いは、児童相互の考えを深める中心的な学習活動であり、道徳の時間においても重要な役割を果たす。意見を出し合う、まとめる、比較する、決めるなどの目的に応じて効果的に話し合いが行われるよう工夫する。座席の配置を工夫したり、討議形式で進めたり、グループやペアによる話し合いを取り入れたりするなどの工夫も望まれる。また、名札の活用、同じ考えをもつ児童同士が集まるように座席の移動を行うことなどによる一人一人の立場を明確にした話し合いも効果的である。

その際、教師が話し合いの全体を調整したり、それを進行したりする役割も重要であるが、児童の話し合いの能力の高まりとともに、児童相互に聞き合い、討論することができるように工夫することが大切である。

(4) 書く活動の工夫

書く活動は、児童が自ら考えを深めたり、整理したりする機会として、重要な役割をもつ。この活動においては、必要な時間を確保することで、児童は自分のもつ速さ等でじっくりと考えることができる。また、学習の中で個別化を図り、児童の感じ方

や考え方をとらえ、個別指導を進める重要な機会にもなる。さらに、一冊に綴じられたノートなどを活用することによって、児童の学習を継続的に深めていくことができ、心の成長の記録として活用することもできる。

(5) 表現活動の工夫

児童が表現する活動の方法としては、発表したり書いたりすることの他に、児童に特定の役割を与えて即興的に演技する工夫、動きやせりふの真似をして理解を深める工夫、音楽、動作、表情などで自分の考えを表現する工夫などがよく試みられる。低学年では、児童が人形やペープサートなどを手に持って演ずることも効果的である。さらに、実際の場面の追体験、実験や観察、調査等による表現物を伴った学習活動も実感的な理解につながり、効果的である。

(6) 板書を生かす工夫

道徳の時間は学級で黒板を生かして行うことが多く、板書は児童にとって思考を深める重要な手がかりとなる。板書は教師の伝えたい内容を示したり、その順序や構造を示したり、内容の補足や補強をしたりするなど、多様な機能をもっている。

その機能を生かすために重要なことは、思考の流れや順序を示すような順接的な板書だけでなく、違いや多様さを対比的、構造的に示す工夫、中心部分を浮き立たせる工夫などを凝らすことである。特に低学年においては、黒板を劇の舞台のようにして生かすことなども考えられる。また、教師が児童の考えを取り入れ、児童と共に作っていくような創造的な板書となるように心掛けることも大切である。

(7) 説話の工夫

説話とは、教師の体験や願い、あることについての感じ方や考え方などを語ったり、日常の生活問題、新聞、雑誌、テレビなどで取り上げられた問題などを盛り込んで話したりすることによって、ねらいの根底にある道徳的価値を一層主体的に考えられるようにしようとするものである。教師が意図をもってまとまった話をするのは、児童が思考を一層深めたり、考えを整理したりするのに効果的である。

教師が自らを語ることによって児童との信頼関係が増すとともに、教師の人間性がにじみでる説話は、児童の心情に訴え、深い感銘を与えることができる。

第4節 道徳の時間の指導における配慮とその充実

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

3 道徳の時間における指導に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

学習指導要領には、その「第3章 道徳」の第3の3において上記のように示した後、道徳の時間の指導の一層の創意工夫と充実を図るために、配慮すべき観点について示している。

1 道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

(1) 校長や教頭などの参加，他の教師との協力的な指導などについて工夫し，道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実すること。

道徳の時間は、主として学級担任が計画的に進めるものであるが、学校や学年として一体的に進めるものでなくてはならない。そのために、指導に際して教職員が協力し合う環境をつくるなどの指導体制を充実することが大切になる。道徳教育全体の推進に当たって道徳教育推進教師を中心とした指導体制を充実する上で配慮すべきことについては第4章の第1節に示したが、道徳の時間の計画的な推進とその充実のためにも指導体制の充実は肝要である。

(1) 協力的な指導などについての工夫

道徳の時間の指導体制を充実するための方策としては、まず、道徳の時間における指導について実際の指導の場面において他の教師の協力を得ることが考えられる。校長や教頭などの管理職、他の教職員とのチーム・ティーチングなどの協力的な指導を行うことや、指導内容によっては、養護教諭や栄養教諭などの協力を得ることが効果的な場合もあると考えられる。学校の教職員が協力して指導に当たることができるような計画作りなどを、学校としての方針の下に道徳教育推進教師が中心となって進めることが大切である。

また、道徳の時間を実施しやすい環境づくりに努めることも重要である。道徳の時間に用いる教材や図書の準備、掲示物の充実、資料コーナー等の整備などを全教師が分担して進められるように道徳教育推進教師が呼びかけをしたり、具体的な作業の場を作ったりすることが考えられる。

これらの他にも、例えば、授業を実施する上での悩みを抱える教師の相談役になったり、情報提供をしたりして支援することや、道徳の時間に関する授業研修の実施、道徳の時間の授業の公開や情報発信などを、道徳教育推進教師が中心となって協力して進めることも考えられる。

道徳教育推進教師を中心とした推進体制については第4章の第1節で示しているとおりにあるが、道徳の時間においてその充実を図る際にも、学校として道徳教育推進教師の位置付けを明確にするとともに、その推進を一人の教師に任せるというのではなく、そのリーダーシップや連絡、調整のもとで、全教師が主体的な参画意識をもってそれぞれの役割を担うように努めることが重要である。

(2) 指導体制の充実と道徳の時間

このような指導体制の充実によって、次のような多様な利点や効果を生み出すことができると考えられる。

第一は、学校としての道徳の時間の指導方針が具体化され、指導の特色が明確になることである。毎時間の指導は、学校としての年間指導計画に基づいて計画的、発展的に指導するものであることを、全教師が考慮しながら進めることができる。

第二は、授業を担当する全教師が、児童の実態や授業の進め方などに共通の関心や問題意識をもって授業に臨むことができることである。その中で、教師相互の学習指導過程や指導方法等の学び合いが促され、道徳の時間の指導の質が高められる。

第三は、学校に所属する多くの教職員が一つの学級や一人一人の児童に関心を持ち、学校全体で児童の道徳性を高めようとする意識を高めるようになることである。道徳の時間の指導の充実が、学校全体で進める道徳教育を一層充実させる力となるのである。

各学校においては、道徳の時間の実施状況やそこに見られる課題を押さえた上で、このような利点や効果が広く生み出されるように、道徳教育推進教師を中心として見通しをもった取組を推進することが望まれる。

2 体験活動を生かすなどの指導の充実

(「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3)

(2) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの体験活動を生かすなど、児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

学習指導要領には、「第1章 総則」の第1の2の後段において、道徳教育を進める上での配慮事項として、「集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの

豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない」と示している。

学校では、これらの他にも、伝統や文化にかかわる体験、勤労生産にかかわる体験などを、総合的な学習の時間や特別活動等で進めている。また、低学年の段階では、生活科等の中で多様な体験を通じた学習が進められる。これらの活動は、活動するだけで終わらせることなく、事前に体験活動を行うねらいや意義を子どもに十分に理解させ、活動についてあらかじめ調べたりすることなどにより意欲をもって活動できるようにするとともに、事後に感じたり気付いたりしたことを自己と対話しながら振り返り、まとめたり、伝え合ったりすることなどにより他者と体験を共有したり、広い認識につなげたりする。このことは、それぞれの学習活動での工夫を図ることを通して一層の充実が図られなければならない。

(1) 道德の時間と体験活動

これらの体験活動の中では、その活動の内容に応じて様々な道德性がはぐくまれている。道德の時間においては、この体験活動を効果的に生かすことによって、道德的価値の自覚を深める指導が一層充実する。道德の時間は体験活動を踏まえて、児童が様々な道德的価値に気づき、その意味や大切さについて考えを深める^{かなめ}要の時間として重視していくべきであり、道德の時間で直接的な体験活動そのものを行うのではないことに留意する必要がある。

(2) 体験活動を生かすなどの道德の時間の指導

道德の時間で体験活動を生かす方法は多様に考えられ、各学校で児童の発達の段階等を考慮して計画に位置付け、実施できるようにすることが大切である。

例えば、ある体験活動の中で感じたことや考えたことを道德の時間の話合いに生かすことで、指導の場をつなげ、子どもの関心を深める方法などが考えられる。学校が計画的に実施する体験活動によって児童は体験を共有することができ、学級の全児童が共通の関心などをもとに問題意識を高めて学習に取り組むことが可能になる。また、体験活動の活動内容と似た題材等を道德の時間で生かし、それぞれの指導相互の効果を高める工夫も考えられる。

低学年では、生活科等の中で、身近にいる多様な人々とかかわったり、自然への関心を強めたりしており、その直接体験の機会につなげた道德の時間の指導が考えられる。また高学年になると、集団宿泊活動等が行われ、その中で協力する体験、交流する体験、自然に親しむ体験などが多様に行われる。そのような体験における活動の深まりを、道德の時間での資料に基づく話合いに意図的に生かしたりする。このように、発達の段階等を考慮して創意工夫ある指導を行うことが大切である。

3 魅力的な教材の開発や活用

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

(3) 先人の伝記，自然，伝統と文化，スポーツなどを題材とし，児童が感動を覚えるような魅力的な教材の開発や活用を通して，児童の発達の段階や特性等を考慮した創意工夫ある指導を行うこと。

道徳の時間の目標の達成を図り，児童に充実感をもたらすような生き生きとした指導を進めるためには，道徳の時間の資料となる魅力的な教材を多様に開発し，その効果的な活用に努めることが大切である。

(1) 道徳の時間に生かす教材

道徳の時間に生かす教材は，児童が道徳的価値の自覚を深めていくための手がかりとして極めて大きな意味をもっている。また児童が人間としての在り方や生き方などについて多様に感じ，考えを深め，互いに学び合う共通の素材として重要な役割をもっている。

したがって，道徳の時間に用いられる教材の具備すべき要件として，まず次の点を満たすことが大切である。

- ア 人間尊重の精神にかなうもの
- イ ねらいを達成するのにふさわしいもの
- ウ 児童の興味や関心，発達に応じたもの
- エ 多様な価値観が引き出され深く考えることができるもの
- オ 特定の価値観に偏しない中立的なもの

また，教材を選定する教師自身が感動を覚えてこそ，よい教材であるといえる。児童がより学習に意欲的に取り組み，学習への充実感をもち，道徳的価値の自覚を深めることができるようにするために，更に次のような要件を具備する教材を選択するよう心掛ける。

- ア 児童の感性に訴え，感動を覚えるようなもの
- イ 人間の弱さやもろさに向き合い，生きる喜びや勇気を与えられるもの
- ウ 生や死の問題，先人が残した生き方の知恵など人間としてよりよく生きることの意味を深く考えさせられるもの
- エ 体験活動や日常生活等を振り返り，道徳的価値の意義や大切さを考えることができるもの
- オ 悩みや葛藤^{かつとう}等の心の揺れ，人間関係の理解等の課題について深く考えることができるもの

カ 多様で発展的な学習活動を可能にするもの

道徳の時間において、児童が道徳的価値の自覚を深めるとともに、そのことを通して自己の生き方についての考えを一層深めることができるように、これらの要件を備えた多様な教材の開発と活用が期待される。

(2) 教材の開発と活用の創意工夫

教材の開発に当たっては、日常から報道や書籍、身近なできごと等に強い関心をもつとともに、柔軟な発想をもち、教材を広く求める姿勢をもつことが大切である。

具体的には、先人の伝記、自然、伝統と文化、スポーツなどを題材として、児童が感動を覚えるような教材の発掘に努めることが求められる。

先人の伝記には、多様な生き方が織り込まれ、生きる勇気や知恵などを感じることができるとともに、人間としての弱さを吐露する姿などにも接し、生きることの魅力や意味の深さについて考えを深めることができる。また、自然を題材としたものには、自然の偉大さや生命の尊さなど、感性に訴えるものが多く、伝統と文化を題材としたものには、その有形無形の美しさに郷土や国への誇り、愛情を感じさせるものが多いと考えられる。そして、スポーツを題材としたものは、今、実際に活躍するアスリートなどのチャレンジ精神や力強い生き方、苦悩などに触れて道徳的価値や生き方についての自覚を深めることができる。

これらの他にも、例えば、名作、古典、随想、民話、詩歌などの読み物、地域の文化やできごと等に取材した郷土資料、地域住民が実際に児童に語り聞かせるなどの生きた教材、映像ソフト、映像メディアやインターネットなどの情報通信ネットワークを利用した教材、実話、写真、劇、漫画、紙芝居などの多彩な形式の教材、児童自らが話し合いをつくっていくことができる教材、複数時間にわたる指導に生かすことができる教材など、多様なものが考えられる。

また、児童が身に付ける道徳の内容をわかりやすく表し、道徳的価値について自ら考えるきっかけとなるものとして作成された「心のノート」の適切な活用が望まれる。

教材の開発に当たっては、道徳の時間の特質を生かした展開が可能となるよう、活用を視野に入れた工夫が求められる。

このような教材が多様に開発されることを通して、その生かし方もより創意あるものになり、児童自身のその主体的な活用が促される。例えば、地域の人を招いて協力しながら学習を進める、情報機器を生かして学習する、疑似体験活動を取り込んで学習する、授業の展開に中心的に位置付ける教材だけでなく補助的な教材を組み合わせることでそれらの多様な性格を生かし合うなど、様々な創意工夫が生み出される。そのためにも、開発された教材については、その内容や形式等の特徴を押さえ、授業に資料として位置付けたとき、児童がその内容をどのように受け止めるかを予想するなどして、提示の工夫、発問の仕方の工夫等を併せて検討しておくことが大切である。

4 言葉を生かし考えを深める工夫

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

（4）自分の考えを基に，書いたり話し合ったりするなどの表現する機会を充実し，自分とは異なる考えに接する中で，自分の考えを深め，自らの成長を実感できるよう工夫すること。

学校の教育活動全体で言葉を生かした教育の充実が求められている。言葉は，知的活動だけでなく，コミュニケーションや感性，情緒の基盤である。道徳の時間においても，その言葉を生かした教育についての充実が図られなければならない。

（1）道徳の時間における言葉

道徳の時間の学習では，中心的な資料が生かされ，児童の体験や資料に対する感じ方や考え方を交えながら話し合いを深めることが学習活動の中心となることが多い。その意味からも，道徳の時間における言葉の役割はきわめて大きいといえる。

国語科では言葉にかかわる基本的な能力が培われるが，道徳の時間は，このような能力を基本に，体験などから感じたこと，考えたことをまとめ，発表し合ったり，討論や討議などにより，意見の異なる人の考えに接し，協同的に議論したり，意見をまとめたりする。例えば，資料の内容や登場人物の気持ちや行為の動機などを考える。友達の考えを聞いたり，自分の考えを伝えたり，話し合ったり，書いたりする。さらに，学校内外での様々な体験を通して感じ，考えたことを，道徳の時間に言葉を用いて生かし合ったりする。これらの中で，言葉の能力が生かされ，一層高められている。

したがって，道徳の時間においては，このような言葉の能力を総動員させて学習に取り組ませることが，ねらいを達成する上できわめて重要であると考えられる。

（2）自分の考えを基に表現する機会の充実

話し合いは，道徳の時間に最もよく用いられる指導方法であるが，話し合いを深めるためには，児童それぞれに自分の考えをもたせ，効果的に表現させるなどの工夫が必要である。

ア 児童に自分の考えをもたせる

児童に自分の考えをもたせるためには，何について考えるのかを指導者が明確に示す必要がある。例えば，読み物資料であれば，どの場面での，どの登場人物の，どのような行為や，判断，動機などの何について考えるのかをよりの確に，より具体的に示さなければならない。そのためには，指導者自身が，読み物資料の構造や表現の意図，そこに含まれる道徳的価値や人間観を深く理解し，さらに，児童の発達段階や実態を考慮に入れ，児童一人一人が資料の内容をつかみ，自

分の考えをもつことができるようにすることが大切である。

イ 自分の考えを基に書いたり話し合ったりする

自分の考えをもっている児童がそれを表現できるかという点、必ずしもそうではない。したがって、日頃から、何でも言い合え、何でも認め合える学級の雰囲気をつくるとともに、教師が受容的な姿勢をもつことが大切であり、場合によっては話合いの一定のルールなどを身に付けさせることも必要になる。また、自分とは異なった考えに接する中で学習が深まるということ、日頃の経験を通して実感させるように努めることが求められる。

また、話合いとともに、書くことも重要である。児童は書きながら考えており、児童にとって書くことは考えることであると言える。また、そのことによって、それまで曖昧であった自分の考えが徐々に整理されたり、日頃は忘れていた体験や自分自身のことを思い出したりする。これらの意義を意識した活動を取り入れることにより、児童は道徳的価値をより強く自分とのかかわりでとらえることができるようになる。

これらの活動を深めるには、先に示した話合いの工夫、書く活動の工夫、表現活動の工夫等、指導方法の多様な創意工夫を効果的に生かすことが望まれる。

(3) 児童が自ら成長を実感できるようにする工夫

児童が道徳的な成長を自ら実感する場合、一単位時間の指導の中での成長について実感するとき、以前の自分自身と比較しての長期にわたる自己の成長を実感するときがある。長期にわたる成長は、例えば書いた内容などの一定期間の変化等によって実感することができるが、道徳の時間の一時間の指導の中において児童が自己の成長を実感することは難しい場合が多い。そこで、学習を通して児童が何に気付いたり、何を理解したり、どのような考えや思いが深まったりするのかを予想して授業に臨むようにすることが重要になる。

実際の指導に当たっては、効果的な方法を生かして成長が実感できるように工夫することが望まれる。例えば、学習を通して、はじめの段階と自分がどう変わったか分かるような書く活動の工夫、児童が想定したもう一人の自己に問いかけて考えを深める自己内対話の工夫などが考えられる。また、事前に以前の様子を想起できるような具体的な材料を収集したり、児童に収集させたりしておき、それを生かして学習を進める工夫なども考えられる。

5 情報モラルの問題に留意した指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の3）

（5）児童の発達段階や特性等を考慮し、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえ、情報モラルに関する指導に留意すること。

社会の情報化が進展し、コンピュータや携帯電話等が普及することにより、情報の収集や表現、発信などが容易にできるようになったが、その一方で、情報化の影の部分が深刻な社会問題になっている。児童は、学年があがるにつれて、次第にそれらを日常的に用いる環境の中に入っており、学校や児童の実態に応じた対応が学校教育の中で求められる。これらは、学校の教育活動全体で取り組むべきものであるが、道徳の時間においても同様に、情報モラルに関する指導に配慮していかなくてはならない。

（1）情報モラルと道徳の内容

情報モラルとは情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度ととらえることができ、その内容としては、個人情報保護、人権侵害、著作権等に対する対応、危険回避やネットワーク上のルール、マナーなどが一般に指摘されている。

道徳の時間においては、第2に示す道徳の内容との関連を踏まえて、例えば、情報モラルに関する題材を生かしたり、情報機器のある環境を生かすなどして指導に留意することが求められる。道徳の内容との関連を考えるならば、例えば、ネット上の書き込みのすれ違いなど他者への思いやりや礼儀の問題及び友人関係の問題、情報を生かすときの法やきまりの^{じゆん}遵守に伴う問題など、多岐にわたっている。特に、情報機器を使用する際には、自分のことを明らかにしなくとも情報のやりとりができるという匿名性に伴って、使い方によっては相手を傷つけるなど、人間関係に負の影響を及ぼすこともある。小学生の段階も、少しずつそのような環境の中に入っていく時期であることを押さえて指導上の配慮をしていく必要がある。

各学校においては、児童や地域の実態等を踏まえ、指導に際して配慮すべき内容について検討していくことが重要である。

（2）情報モラルへの配慮と道徳の時間

情報モラルに関する指導について、道徳の時間では、その特質を生かした指導の中での配慮が求められる。

指導に際しては、情報モラルにかかわる題材を生かして話を深めたり、コンピュータによる疑似体験を授業の一部に取り入れたり、児童の生活体験の中の情報モラルにかかわる体験を想起させたりする工夫などが考えられる。創意ある多様な工夫が生み出されることが期待される。

具体的には、例えば、相手の顔が見えないメールと顔を合わせた会話との違いを理解し、メールなどが相手に与える影響について考えるなど、インターネット等に起因する心のすれ違いなどを題材とした指導が考えられる。また、ネット上の法やきまりを守れずに引き起こされた出来事などを題材として授業を進めることも考えられる。その際、その問題の根底にある他者への共感や思いやり、法やきまりのもつ意味などについて児童が考えを深めることができるように働き掛けることが重要になる。

なお、道徳の時間は、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めることを通して道徳的実践力を育成する時間であるとの特質を踏まえ、例えば、情報機器の使い方やインターネットの操作、危険回避の方法やその際の行動の具体的な練習を行うことにその主眼をおくのではないことに留意する必要がある。

第6章 教育活動全体を通じて行う指導

第1節 指導の基本方針

〔第1章 総則〕の〔第1 教育課程編成の一般方針〕の2 再掲)

2 学校における道德教育は、道德の時間を^{かなめ}要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり、道德の時間はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて、児童の発達^{かなめ}の段階を考慮して、適切な指導を行わなければならない。

(中略)

道德教育を進めるに当たっては、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めるとともに、児童が自己の生き方についての考えを深め、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して児童の内面に根ざした道德性の育成が図られるよう配慮しなければならない。その際、特に児童が基本的な生活習慣、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないようにすることなどに配慮しなければならない。

学校における道德教育は、道德の時間を^{かなめ}要とし、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動などあらゆる教育活動を通じて、児童一人一人の道德性の育成を図るものである。各学校においては、児童が自らはぐくむ道德性が自己の生き方の指針として統合されるように、教育活動全体を通じて行う道德教育と、それらを補充、深化、統合する道德の時間の指導とが、十分に関連をもって機能するようにしなければならない。学校の教育活動全体を通じて行う道德教育は、それぞれの活動の特質に応じて効果的に展開される。そのための全体を通じての指導の基本方針としては、特に次の諸点が挙げられる。

(1) 各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動の特質に応じた道德性の育成を図る

各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動には、それぞれ固有の目標や内容がある。しかし、それらはすべて、児童の豊かな人格の形成につながるものである。したがって、教育活動全体を通じて行う道德教育では、それぞれの教育活動の特質に応じて、道德的な心情や判断力、実践意欲と態度などの道德性の育成に努める必要がある。

(2) 教師と児童の信頼関係と児童相互の人間関係の充実を図る

学校教育のあらゆる場を通して、教師と児童の信頼関係をはぐくみ、児童相互の人間関係の充実を図ることは、道徳教育の基本である。教師には、すべての教育活動において、一人一人の児童に温かく接し、共に考え、悩み、夢や感動を共有するという基本姿勢が求められる。そして、各教育活動の特質に応じて児童相互の交流を深め、互いに節度を持ち、伸び伸びと生活する中で、認め合い、助け合い、励まし合い、協力し合う態度を育てることが重要である。

(3) 児童自ら道徳性をはぐくみ、自己の生き方についての考えを深めるようにする

児童は、様々な場面で道徳性をはぐくんでいる。学校教育全体において、各教育活動の特質に応じて、児童の豊かな心を育てる指導を一層充実させる必要がある。そのためには、共に学ぶ楽しさや自己の成長に気付く喜びを大切にして、自らが成長を実感し、これからの課題や目標が見付けられるような指導を工夫することにより、各教科等の学習が自らの生き方に深くかかわることを実感できるようにするなど、道徳教育に資する学習を充実させなければならない。そして、それらの学習と道徳の時間における道徳的価値の自覚を深める学習とが関連し合うようにすることが大切である。

(4) 豊かな体験活動を通して児童の内面に根ざした道徳性を育成する

小学校段階は、道徳的成長のために直接的な体験を必要とする時期である。集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動など、児童が体全体で対象に働きかけ、かかわることにより、心が動かされ、新たな気付きや見方の広がりをもたらすような豊かな体験の充実が求められる。各教育活動の特質や児童の興味・関心に応じた豊かな体験を通して、調和のとれた形で児童の内面に根ざした道徳性が育成されるようにすることが大切である。

(5) 社会生活上のきまりや基本的なモラルについての指導を充実する

学校の教育活動全体を通して人間としてよりよく生きていくための道徳性を育成する視点に立って、基本的な生活習慣や社会生活上のきまり、基本的なモラルの育成などにかかわる道徳的実践の指導を心掛けなければならない。小学校では、特に低学年段階から、社会生活上のきまりを身に付け、善悪を判断し、人間としてしてはならないことをしないことなどについて考えられるように、全教育活動を通じて繰り返し指導する必要がある。そして、日常生活の中で児童自らが自律的で責任ある行動をとることができるように、家庭や地域社会とも連携を図って指導していくことが大切である。

(6) 学級や学校の環境の充実・整備による指導を充実する

児童の道徳性の育成において、環境の与える影響は極めて大きい。児童が日々生活する学級や学校の環境は、道徳性の育成に直接、間接に影響するものである。学校や学級における道徳教育の基本方針が反映されるような望ましい雰囲気醸成し、適切な環境を整備することが必要である。

第2節 各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動 における指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

2 第2に示す道徳の内容は，児童が自ら道徳性をはぐくむためのものであり，道徳の時間はもとより，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間及び特別活動においてもそれぞれの特質に応じた適切な指導を行うものとする。その際，児童自らが成長を実感でき，これからの課題や目標が見付けられるよう工夫する必要がある。

学習指導要領では，各教科，外国語活動，総合的な学習の時間，特別活動のそれぞれにおいて，道徳教育の目標に基づき，道徳の内容について，各教科等の特質に応じて適切な指導をすることとしている。各教科等は，よりよい人格形成のためのものであり，各教科等の目標に基づいてそれぞれに固有の指導を充実させる過程で，道徳性をはぐくまれる。そのことを考え，見通しをもって指導することが重要である。

各教科等の指導を通じて児童の道徳性を養うための視点として，以下の3点をあげることができる。

(1) 道徳教育と各教科の目標，内容及び教材とのかかわり

道徳教育の目標や内容と各教科等の目標，内容及び教材とのかかわりを通じた道徳性の育成が考えられる。

各教科等の目標や内容には，児童の道徳性の育成に関係の深い事柄が直接，間接に含まれている。各教科等において道徳教育を適切に行うためには，まず，それぞれの特質に応じて道徳教育にかかわる側面を明確に把握する必要がある。それらに含まれる道徳的価値を意識しながら指導することにより，道徳教育の効果も一層高めることができる。

(2) 学習活動や学習態度への配慮

各教科等では，それぞれの学習場面において，活動への取組の姿勢がはぐくまれ，学習態度や学習習慣が育てられていく。その視点から，児童が伸び伸びとかつ真剣に学習に打ち込めるよう留意し，学級の雰囲気や人間関係が思いやりがあり，自主的かつ協力的なものになるよう配慮することが大切である。話合いの中で自分の考えをしっかりと発表すると同時に友達の見解に耳を傾けること，各自で，あるいは協同して課題に最後まで取り組むことなどは，各教科等の学習効果を高めるとともに，望ましい道徳性を育てることにもなる。さらに，未来に向けて，児童が直面する課題に主体

的に取り組む姿勢を育てるためにも、このような学習態度の習慣化が必要になる。

(3) 教師の態度や行動による感化

日常の各教科等の指導における教師の態度や行動は、児童の道徳性の育成に大きな影響を与える。教師の用いる言葉や児童への接し方などは、児童の道徳性が育つよりよい学級の雰囲気や環境をつくるとともに、児童の人格の形成に直接、間接に影響をもつものである。また、教師の授業に臨む姿勢や熱意は、授業中の様々な態度や行動となって現れる。それは、児童の態度や行動にも反映し、学級の雰囲気をつくる。たとえば、真理を学ぶことへの姿勢は、教師の姿から学ばれることが多い。それは、教師の内にある探究心や真理に対する謙虚さが、児童の実践意欲を触発するからである。教師は、授業内容の指導に力を入れると同時に、道徳の目標や内容に示されている精神を自らが授業の中で実践するよう心掛ける必要がある。

1 各教科及び外国語活動における指導

(「第2章 各教科」の第1節から第9節及び「第4章 外国語活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1)

※以下は国語科の事例。他教科等も同様に示している

(7) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、国語科の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 道徳教育と各教科及び外国語活動

学習指導要領には、第2章の各教科の節における第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の1に、共通して上記のように示された。学習指導要領に示されている各教科等の目標と道徳教育との関連をみると、特に次のような点を指摘することができる。

ア 国語科

国語科においては、目標を「国語を適切に表現し正確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力及び言語感覚を養い、国語に対する関心を深め国語を尊重する態度を育てる。」と示している。

国語による表現力と理解力とを育成するとともに、人間と人間との関係の中で、互いの立場や考えを尊重しながら言葉で伝え合う力を高めることは、学校の教育活動全体で道徳教育を進めていく上で、基盤となるものである。また、思考力や想像力及び言語感覚を養うことは、道徳的心情や道徳的判断力を養う基本になる。さらに、国語を尊重する態度を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくん

できた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。

なお、第2章「第1節 国語」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」3(2)には、教材選定の観点として、道徳性の育成に資する項目を国語科の特質に応じて示している。

イ 社会科

社会科においては、目標を「社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。」と示している。

地域の社会生活及び地域の発展に尽くした先人の働きなどについての理解を図り、地域社会に対する誇りと愛情を育てることや、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育てることは、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛することなどにつながるものである。また、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者としての自覚をもち、自他の人格を尊重し、社会的義務や責任を重んじ、公正に判断しようとする態度や能力などの公民的資質の基礎を養うことは、主として集団や社会とのかかわりに関する内容などと密接なかかわりをもつものである。

ウ 算数科

算数科においては、目標を「算数的活動を通して、数量や図形についての基礎的・基本的な知識及び技能を身に付け、日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てるとともに、算数的活動の楽しさや数理的な処理のよさに気付き、進んで生活や学習に活用しようとする態度を育てる。」と示している。

児童が日常の事象について見通しをもち筋道を立てて考え、表現する能力を育てることは、道徳的判断力の育成にも資するものである。また、数理的にものごとを考えたり処理したりすることを生活や学習に活用しようとする態度を育てることは、工夫して生活や学習をしようとする態度を育てることに資するものである。

エ 理科

理科においては、目標を「自然に親しみ、見通しをもって観察、実験などを行い、問題解決の能力と自然を愛する心情を育てるとともに、自然の事物・現象についての実感を伴った理解を図り、科学的な見方や考え方を養う。」と示している。

栽培や飼育などの体験活動を通して自然を愛する心情を育てることは、生命を尊重し、自然環境を大切にす態度の育成につながるものである。また、見通しをもって観察、実験を行うことや、問題解決の能力を育て、科学的な見方や考え方を養うことは、道徳的判断力や真理を大切にしようとする態度の育成にも資するものである。

オ 生活科

生活科においては、目標を「具体的な活動や体験を通して、自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりに関心を持ち、自分自身や自分の生活について考えさせるとともに、その過程において生活上必要な習慣や技能を身に付けさせ、自立への基礎を養う。」と示している。

自分と身近な人々、社会及び自然と直接かかわる活動や体験を通して、自然に親しみ、生命を大切にするなど自然とのかかわりに関心をもつこと、自分のよさや可能性に気付くなど自分自身について考えさせること、生活上のきまり、言葉遣い、振る舞いなど生活上必要な習慣を身に付け、自立への基礎を養うことなど、いずれも道徳教育と密接なかかわりをもつものである。

カ 音楽科

音楽科においては、目標を「表現及び鑑賞の活動を通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育てるとともに、音楽活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」と示している。

音楽を愛好する心情や音楽に対する感性は、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、音楽による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

なお、音楽の共通教材は、我が国の伝統や文化、自然や四季の美しさや、夢や希望をもって生きることの大切さなどを含んでおり、道徳的心情の育成に資するものである。

キ 図画工作科

図画工作科においては、目標を「表現及び鑑賞の活動を通して、感性を働かせながら、作り出す喜びを味わうようにするとともに、造形的な創造活動の基礎的な能力を培い、豊かな情操を養う。」と示している。

作り出す喜びを味わうようにすることは、美しいものや崇高なものを尊重する心につながるものである。また、造形的な創造による豊かな情操は、道徳性の基盤を養うものである。

ク 家庭科

家庭科においては、目標を「衣食住などに関する実践的・体験的な活動を通して、日常生活に必要な基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けるとともに、家庭生活を大切にする心情をはぐくみ、家族の一員として生活をよりよくしようとする実践的な態度を育てる。」と示している。

日常生活に必要な基礎的な知識や技能を身に付け、生活をよりよくしようとする態度を育てることは、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。また、家庭生活を大切にする心情をはぐくむことは、家族を敬愛し、楽しい家庭をつくり、家族の役に立つことをしようとするにつながるものである。

る。

ケ 体育科

体育科においては、目標を「心と体を一体としてとらえ、適切な運動の経験と健康・安全についての理解を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の基礎を育てるとともに健康の保持増進と体力の向上を図り、楽しく明るい生活を営む態度を育てる。」と示している。

集団でのゲームなど運動することを通して、粘り強くやり遂げる、きまりを守る、集団に参加し協力する、といった態度が養われる。また、健康・安全についての理解は、生活習慣の大切さを知り、自分の生活を見直すことにつながるものである。

コ 外国語活動

外国語活動においては、目標を「外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、外国語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養う。」と示している。

外国語を通じて、言語や文化について体験的に理解を深めることは、日本人としての自覚をもって世界の人々と親善に努めることにつながるものである。

(2) 道徳の時間と各教科及び外国語活動

次に、道徳教育の^{かなめ}要としての道徳の時間の指導と各教科等における指導との関連を考慮する必要がある。

各教科等における指導の目標、内容や教材が、道徳の時間の指導のねらい、主題、資料とのかかわりが見られ、関連を図ることにより効果を高めることが期待できる場合などは、指導時期の配慮などを通して指導の工夫を図ることが大切である。また、道徳の時間で取り上げたことに関係のある内容や教材を各教科等の時間で扱う場合には、道徳の時間における指導の成果を生かすように工夫しながら指導することも考えられる。そのためにも、道徳の時間及び各教科等の年間指導計画の作成などに際して、道徳教育の全体計画との関連、指導の内容及び時期等に配慮し、両者が相互に効果を高め合うようにすることが大切である。

2 総合的な学習の時間における指導

(「第5章 総合的な学習の時間」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1)
(9) 第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、総合的な学習の時間の特質に応じて適切な指導をすること。

(1) 道徳教育と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間においては、目標を「横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育て、自己の生き方を考えることができるようにする。」と示している。

総合的な学習の時間の内容は、各学校で定めるものであるが、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代社会の課題や、児童の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題などが考えられる。児童が横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、このような現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。

また、総合的な学習の時間においては、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることも重要であり、このような資質や能力及び態度の育成は道徳教育につながるものである。

(2) 道徳の時間と総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して道徳性の育成が図られる。一方、道徳の時間では、道徳的価値の自覚及び自己の生き方についての考えを深めるという視点から基本的な道徳的価値の全般にわたって自覚を図る授業が展開される。総合的な学習の時間における学習活動を通して、道徳の時間における道徳的価値の自覚が深まる場合や、道徳の時間の授業において、取り扱う主題と総合的な学習の時間の学習活動とを関連付け、道徳的価値の自覚を図る場合などが考えられる。

児童の道徳性がより発展的、調和的に育っていくよう、道徳の時間と総合的な学習の時間における道徳教育との関連を図り、全体として道徳教育を充実していく必要がある。

3 特別活動における指導

（「第6章 特別活動」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1）

（4）第1章総則の第1の2及び第3章道徳の第1に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第3章道徳の第2に示す内容について、特別活動の特質に応じて適切な指導をすること。

（1）道徳教育と特別活動

特別活動においては、目標を「望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。」と示している。この目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、自己の生き方についての考え、自己を生かす能力など道徳教育がねらいとする内容と共通している面が多く含まれており、道徳教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における道徳的実践の指導をする重要な機会と場であり、道徳教育に果たす役割は大きい。

具体的には、例えば、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、みんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して身に付けたい道徳性である。また、児童の悩み、学級や学校生活における葛藤などの道徳性に関する問題は、学級活動における指導と深いかかわりがある。

特に、学級活動の内容に示した〔第1学年及び第2学年〕の「仲良く助け合い学級生活を楽しくする」や〔第3学年及び第4学年〕の「協力し合って楽しい学級生活をつくる」、〔第5学年及び第6学年〕の「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる」は、第3章道徳の第2に示す「2 主として他の人とのかかわりに関すること」や、「4 主として集団や社会とのかかわりに関すること」のうち、かかわりの深い内容項目を踏まえたものである。また、学級活動の指導計画の作成に当たっては、「第3章道徳の第3の1の(3)に示す道徳教育の重点などを踏まえること」と示している。このように学級活動においては、〔共通事項〕の(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上を示してい

る。この活動は、児童がよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な活動である。このような児童による自発的、自治的な活動は、望ましい人間関係の形成やよりよい生活づくりに参画する態度などにかかわる道徳性を身に付けることができる。

また、学級活動の〔共通事項〕の(2)の「日常の生活や学習への適応及び健康安全」の内容としては、希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成や望ましい人間関係の形成、清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、努力して健全な生活態度を身に付けようとすることは、道徳性の育成に密接なかわりをもっている。

そのほか、児童会活動においては、児童会の計画や運営、異年齢集団による交流、学校行事への協力などを通して、学校生活の充実と向上を図る活動が行われる。異年齢の児童が学校におけるよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な児童会活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画する態度などにかかわる道徳性を身に付けることができる。

クラブ活動においては、クラブの計画や運営、クラブを楽しむ活動、クラブの成果を発表する活動など、異なる学年や学級の児童により、共通の興味・関心を追求する活動が行われる。異年齢の交流を深め、協力して共通の興味・関心を追求する自発的、自治的なクラブ活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成や個性の伸長、よりよいクラブ活動づくりに参画する態度などにかかわる道徳性を身に付けることができる。

学校行事においては、学校生活に秩序と変化を与え、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる指導がなされる。特に、ボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児、高齢者や障害のある人々などとの触れ合いや文化や芸術に親しむ体験を通して、望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などにかかわる道徳性の育成を図ることができる。

(2) 道徳の時間と特別活動

特別活動は、道徳の時間に育成した道徳的実践力について、よりよい学級や学校の生活や人間関係を築こうとする実践的な活動の中で実際に言動に表すとともに、集団の一員としてのよりよい生き方についての考えを深めたり、身に付けたりする場や機会でもある。そして、児童が特別活動における様々な活動において経験した道徳的行為や道徳的な実践について、道徳の時間にそれらについて取り上げ、学級の児童全体

でその道徳的意義について考えられるようにし、道徳的価値として自覚できるようにしていくこともできる。さらに、道徳の時間での指導が特別活動における具体的な活動場面の中に生かされ、具体的な実践や体験などが行われることによって、道徳の実践力と道徳の実践との有機的な関連を図る指導が効果的に行われることにもなる。

特に、今回の学習指導要領の改訂によって、特別活動の目標に、道徳の時間の目標と共通に、「自己の生き方についての考えを深め」を示したことを踏まえ、それぞれの指導方法などの違いを十分に理解した上で、道徳の時間との関連を図って日常生活における道徳の実践の指導の充実を図る必要がある。

特別活動における「自己の生き方についての考えを深める」とは、実際に児童が実践活動や体験的な活動を通し、現在及び将来にわたって希望や目標をもって生きることについてや、他者と共生しながら生きていくことなどについての考えを深め、集団の一員としての望ましい認識をもてるようにすることであり、読み物資料などを通して自己の生き方についての考えを深める道徳の時間とは区別して指導する必要がある。

なお、道徳の時間と特別活動との安易な関連付けは、逆に双方の学習効果を低めることになりかねない。両者の特質をしっかりと理解した上で、それぞれの特質を生かして関連付けることが必要である。

具体的には、例えば、集団宿泊活動において、実際に寝食を共にする体験やよりよい生活を築くための話し合い活動を繰り返し行った際に、他者と共生しながら生きていくことなどについての考えを深め、「楽しく生活するためには、誰とでも仲良くし、協力することが大切だ」とか、「集団としての意見をまとめるためには、広い心で自分と異なる意見や立場を大切にすることが必要だ」などの望ましい認識がもてるようにするとともに、このような認識に基づいて実際に行動や態度に表すことができるよう指導することなどが考えられる。

これらは、特別活動において道徳性の育成にかかわる実践的な活動や体験的な活動を積極的に取り入れ、活動そのものを充実させることによって道徳性の育成を図ろうとするものである。そして、このような体験活動における道徳的価値の大切さを自覚し、自己の生き方についての考えを深めるという視点から実践的な活動や体験的な活動を考えることができるように道徳の時間を工夫し、連携を図っていく必要がある。

第3節 その他の教育活動における指導

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

- 4 道徳教育を進めるに当たっては、学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに、学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。（以下略）

1 日常的な生活の場面における指導

日常生活の全体が児童の道徳性をはぐくむ機会である。学校における授業以外の日常的な生活の場面には朝の始業前、休憩時間、放課後の時間などのように児童が自由に行動できるものと、給食の時間、朝や帰りの話合いの時間、清掃の時間などのある一定の行為が課されているものがある。しかし、児童にとっては、授業と比べてどちらもありのままの姿を出しやすい状態におかれ、教師と自由に話すことのできる機会も多い。この場を活用し、児童の実態を把握したり、児童の発達^きの段階や特性等に応じて、あいさつなどの基本的な生活習慣、礼儀等の生活上のきまり、人間としてしてはならないことをしないことなどを身に付けたり、教師と児童及び児童相互の人間関係を深めたりすることが大切である。また、自由に行動できる時間であっても、教師が共感的な姿勢で接したり、毅然とした態度を示したりするなど、内面に根ざした指導をすることも大切である。このような経験が道徳性の育成にとって大きな役割を果たす。

例えば、朝や帰りの時間に、読書の時間や歌、スピーチ、簡単なゲーム、嬉しかったことの発表などを取り入れたり、教師自身も嬉しかったことや願い、夢や希望などを語っていくようにする。そのような工夫をすることによって、学級全体が温かな心の通い合うものになっていくと同時に、道徳的価値のたがやし^きがなされることになる。

また、給食の時間や清掃の時間等の当番活動などのときには、児童の自発性を引き出し、与えられた仕事をしっかりとやり遂げることを通して、みんなのために働き工夫して生活することなど、社会参画の態度につながる素地を培うことができる。

休憩時間や放課後の時間などは、児童がほっとする時間でもあるため、自由に行動できるようにすることが大切であるが、教師が児童に個別に対応できる絶好の機会でもある。例えば、授業において、気になる発言をしたり、いつもと違う様子の児童がいるがそのままになっているとか、その発言を取り上げたいが時間がないとか、児童

と心の交流を図る上で、授業後に対応しなければならないと思うことがある。また、児童が危険なことや人間関係の中でしてはならないことをしているようなときは、強く戒めたり、諭したりする。そのような個別的で共感的な対応や毅然とした対応を休憩時間等を活用して行うことによって、信頼関係も深まっていく。

このような日常的な場面は、児童一人一人において家庭や地域社会での日常生活と連続している。大切なことは、学校と家庭や地域社会とが共通の方針に基づいて基本的な生活習慣や規範意識等をはぐくむことである。そのためにも、相互が共通理解しながら連携し、協力していくことも重要である。

2 人間関係の充実

児童の道徳性は、日々の人間関係の中で培われる。学校や学級における人的な環境は、主に教師と児童及び児童相互のかかわりにおいて形成される。人間関係に関する指導においては、特に道徳の内容の2の視点「主として他の人とのかかわりに関すること。」に含まれる内容項目が実践できるような状況をつくるように心掛ける必要がある。

(1) 教師と児童の人間関係

教師と児童の人間関係においては、教師に対する児童の尊敬と、児童に対する教師の教育的愛情、そして相互の信頼が基本になる。したがって、教師には児童を尊重し受容する態度及び児童の成長を願う教育的愛情とが不可欠である。また、教師自身がよりよく生きようとする姿勢をもつことによって、自己を常に向上させようとしている児童の強い共感を呼び、それが信頼関係の強化につながる。これらのためにも、教師と児童が共に語り合うことのできる場を日常から設定し、児童を理解する有効な機会となるようにしていくことが大切である。

(2) 児童相互の人間関係

児童相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。児童一人一人が、互いに認め合い、助け合い、励まし合い、学び合う場と機会を積極的に設けるとともに、児童の人間関係が常に変化していることを踏まえ、座席やグループの指導の在り方などについて不断の見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流を図ることは、児童相互による道徳教育の機会を増すことになる。

(3) 様々な人との人間関係

学校における人間関係として、これらの他に、学校で働く人や学校に訪問する保護者や地域の人々などと児童との交流がある。学校では、学年や学校全体、さらに家庭

や地域社会と連携して、幅広い人とのかかわりをを生み出していくことが求められる。様々な人と触れ合い、多様な人間関係を体験すること自体が、相手への配慮や思いやり、協力や感謝の気持ちなどの道徳性を高める重要な機会となる。そのことを意識した指導が望まれる。

3 教室や校舎，校庭等の環境の整備

校舎・校庭や教室などの物的な環境は、上記の人的な環境とともに児童の道徳性の育成に深くかかわっている。児童が日々目にするものが、心に深く刻まれるからである。児童が学級や学校を学習し生活する場として自覚し、そのための環境整備に努めることが、まず基本的に求められる。それらにおいては、児童が豊かな心を育て、学校の風土をつくり、道徳的実践への意欲を高めるのに役立つものになるよう、次のような工夫が望まれる。

(1) 環境美化や整理整頓^{とん}

環境美化や整理整頓^{とん}の指導においては、まず、それらを自分たちの問題としてとらえることができるようにすることが大切である。自分たちの環境を自分たちで整える態度は望ましい社会参画への第一歩でもある。また、やり終えた後の心地よさを味わわせることも忘れてはならない。清掃の時間、全校美化活動などによる環境美化、緑化のための栽培活動なども見通しをもって行うことが大切である。

掃除が行き届いた教室や廊下、季節ごとの花が咲く学校園、教材教具がきちんと納められている棚などは、子どもに安心感と心の温かさを生み出すことができる。

(2) 愛校心や郷土への愛着を深める環境作り

学校には、学校や地域の歴史、卒業生の作品、古くから大事にされている記念碑など、様々な環境がある。また、教師や保護者をはじめ、地域の人々や先輩などが児童に託する願いを表した掲示や作品の設置、児童が共同制作した作品や様々な学習の成果の展示を工夫することができる。それらは、児童が学校の仲間への所属感を高めるとともに、学校への親愛の情や地域や郷土への愛着を深めることにもつながる。

(3) 道徳性の育成にかかわる情報などの掲示

また、学校や学級においては、道徳的な学習情報に関する展示を工夫することも望まれる。例えば、学校や学級の目標やきまりに関する掲示、児童の考えや意見に関する掲示、道徳の学習内容に関する資料等の掲示など様々な工夫が考えられる。特に児童が積極的にかかわることのできる応答的な環境をつくることが求められる。また、掲示による図書の紹介、生活の合い言葉や標語の紹介などを通して、言語環境を整えたり豊かにしたりしていくことも大切である。

さらに、音楽や造形など美的な情報を養うことを主とした環境、社会的な問題への関心を高める報道資料を生かした環境、自己の生き方と重ねて考えを深めることができる先人のメッセージなどを生かした環境なども、児童の道徳性をはぐくむ環境として効果的である。

第7章 家庭や地域社会との連携

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」再掲部分を含む）

4 道徳教育を進めるに当たっては、（中略）学校の道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにする必要がある。また、道徳の時間の授業を公開したり、授業の実施や地域教材の開発や活用などに、保護者や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深め、相互の連携を図るよう配慮する必要がある。

道徳教育は、学校、家庭、地域社会の三者がそれぞれの役割を果たすことによって、その充実を一層図ることができる。社会における価値観の多様化が一層進んでいるといわれる現在、道徳教育における三者の連携はますますその重要性を増している。

学校は、まず、家庭や地域社会が道徳教育において果たす役割を十分に認識する必要がある。そして、そのことを踏まえ、家庭や地域社会との交流を密にし、協力体制を整えるとともに、具体的な連携の在り方について多様な方法を工夫していくことが必要である。

第1節 家庭や地域社会における道徳教育とその役割

児童の道徳性は家庭や地域社会を含めた全ての環境の影響によってはぐくまれるものであり、とりわけ、基本的な生活習慣の確立や規範意識などの基本的な倫理観の育成、道徳的実践の指導の面では家庭や地域社会の果たす役割は大きい。

1 家庭における道徳教育

家庭は、人格の基礎を形成する場として重要である。子どもは、乳幼児期からの具体的な体験を通して、保護者に愛着をもつとともに、基本的信頼感をはぐくみそれに基づいて心が発達する。家庭で身に付ける基本的な生活習慣や価値観は、その後の学校生活や社会への適応などにも大きな影響を与える。

(1) 人間らしい生き方の基本の学習

家庭は子どもの人格形成の源となる場であり、主体性をはぐくむ上で心の支えとなる場所である。子どもたちは、礼儀、感謝、思いやりなど人間としての生活に必要な

基本的な道徳的価値を身に付ける。また、家の仕事の分担など子ども自身が担うべき役割を責任をもって行うことにより、家族の役に立つ喜びや満足感を得ることができる。そして、主として学校生活の中で、社会性や協調性、社会生活上のルールや基本的モラルなどのより幅広い道徳的価値を身に付けていく。学校におけるそうした学習などを定着させ、より積極的に取り組もうとする姿勢を温かく支えるのは、家庭である。

しかし、子どもを取り巻く環境の急激な変化と価値観の多様化が家庭生活にも及び、子どもの心は不安定になっている。学校が家庭と共に補い合い連携しながら、一貫した道徳教育を進めることが、特に重要である。

(2) 基本的なしつけ

家庭における道徳教育の基本は、しつけである。しつけの基盤には、保護者の愛情が不可欠である。子どもをかけがえのない人格として尊重し、温かな愛情で包み込むとともに、保護者自身が信念をもち、毅然とした態度で、善悪や正邪の区別などを正し、生命を尊重する心、他者への思いやりや社会性、倫理観や正義感などが身に付けられるよう自ら実践しつつ、保護者として求められるやさしさと厳しさをもって、しつけにあたることが望まれる。

そのためにも、保護者が平素からコミュニケーションを密にして、信頼の絆をはぐくみながら、一貫した態度と信念をもち、おおらかな態度で子どもに接していくことが重要になる。

また、家庭における道徳教育は、親と子など家族間の心の交流が実体験を通して深められることが重要である。したがって、学校からも、家族と一緒に過ごす時間を工夫し、食卓を囲み食事を楽しんだり、読み聞かせをして共に想像の世界を広げたりするなど、家庭内で直接的、間接的に豊かな会話がなされるように働きかけていくことが望まれる。

2 地域社会における道徳教育

地域社会は、様々な人々や集団、多様な文化に触れ、活動しながら、人格を形成していく場として重要である。また、急激な社会の変化とともに、子どもの行動範囲が広がり、多様な情報に接しながら生きている児童の現実を考えると、地域社会が担っている道徳教育の役割は大きい。

(1) 豊かな体験の機会の拡大

子どもの体験不足が様々な問題を招いている現状から、地域社会において豊かな体験の機会を増やしていくことが求められている。例えば近隣のお年寄りとの触れ合い

を通して、高齢者への尊敬や慈しみの心を育てる。近所の子どもたちとの遊びを通して、集団生活の在り方を学ぶ。公園で花を育てたり掃除をしたりすることから、自然愛や公德心を育てる。このような異年齢集団や異世代の人々との交流など、地域社会における体験の場は数多く考えられる。

また、乳幼児との触れ合いや自然の中での動植物との触れ合いなどを通して、生命の尊さや生命を育てることの苦労を実感する機会をもつ。さらに、異年齢集団の中で行われる体験活動、スポーツ・文化活動、青少年団体の活動などに積極的に参加することによって、思いやりや自主性、忍耐力や社会性、規範やルールを学ぶことができる。特に、豊かな自然の中で行われる体験活動は、自然への畏敬の念をはぐくみ、ボランティア活動は、国際協力、環境保護、高齢社会への対応といった社会問題への意識を高めることができる。また、働く人々の様子を実際に見学したり、働く体験をすることを通して、人としての真摯な生き方や人間の創意工夫の素晴らしさ、協働して物を生み出す営みや勤労の大切さを感じ得る機会となる。

地域には、そのような体験の機会を提供したり、活動を支える各種団体があり、ここでは、そのための指導者養成や研修事業の推進、施設の整備充実を図っているはずである。学校としても、それらとの連携を保つとともに、情報提供や援助などの働きかけをしていくことが望まれる。

(2) 保護者が子育てを学ぶ機会の拡大

子どもに伝えるべき価値などに確信をもてない保護者などに対して、同じ地域に住む人々が共に支え合い、子どもを共に育てるために、望ましい子育ての心構えについて考え学ぶ機会を提供していくように働きかけ、協力していくことが望まれる。経験者を交えて保護者同士が学び合ったり、必要に応じて専門家を交えて話し合ったりできるしくみをつくっていくことも大切である。

地域社会における道德教育は、地域の人々との生活の中にある。児童の生活圏に暮らす地域の大人の生活や児童に向けられるまなざしが大きく関与している。学校では、地域の人々の児童理解を深め、多くの子どもたちとかかわりがもてるように地域住民に働きかけることはもちろんのこと、地域の自治会や商店会、青少年委員、各種青少年団体、企業、NPO法人等の関係諸機関などとの連携が深められるようかかわることも求められる。

第2節 家庭や地域社会との連携による道德教育

学校と家庭、地域社会との連携による指導の効果を高めるには、保護者や地域の人々との共通理解が欠かせない。また、地域にある団体や施設、企業や学校等との連携も重要になる。学校で指導した内容は、家庭や地域の生活の中に反映されなければならないし、逆に家庭や地域での生活が学校の生活に生かされなければならない。

1 家庭や地域社会との協力体制

今日の学校は、地域の教育・文化の拠点としての役割を担っている。これからの学校教育は、地域に開かれた教育を積極的に展開し、家庭、地域社会と連携した道德教育を推進する必要がある。そのためには、地域の教育や文化を共に創り育てるという意識の基に、よりよい協力体制をつくっていく必要がある。

(1) 主に学校が中心となる連携の推進

学校と家庭・地域社会との連携を成功させるには、まず、道德教育の意義についての啓発活動を推進することが大切である。その際、共に子どもを育てているという意識がもてるように工夫する。子どもの道德性の育成においては、家庭教育や地域での教育が大切なことを訴え、学校と連携していくことの重要性を理解してもらうことが大切である。

協力体制を充実させていくには、日ごろの交流が不可欠である。互いの願いや活動を理解し合うために、「いつでもどこでも」を合い言葉とした開かれた学校の雰囲気をつくり、授業公開への取組や、広報活動や相互交流の場を増やし定例化していくことなどが望まれる。例えば、PTAや地域の人々との協力によって、道德教育について共に語る会を定例化し、子どもの道德性の発達や願いについて話し合う機会をもつ。そして、それらの話合いから生まれた問題点などに着目した体験活動を企画し、分担しながら運営していくことも効果的である。共通の課題を生み出していくことによって、連携の絆や信頼関係が深まり、真の協力体制がつくられていく。

また、道德性育成にかかわる講演会や道德の時間の授業の公開、地域の人々の参加や協力、地域の諸行事を生かした学校の教育活動等を具体的に進めていくことが、このような協力体制の原動力となる。

(2) 主に家庭や地域社会が中心となる連携への支援

教育の専門機関としての学校は、責任をもって指導していく立場にあるが、常にすべてを担うものではない。家庭における四季折々の習慣的な取組、地域社会における諸行事や活動の機会をとらえて、それと学校の諸活動との関連を図った活動や、学校

が支援する側に回るような取組も必要である。

例えば、学校が家庭と一体となって地域の公共団体や企業等が企画する諸行事に参加したり、共に学んでいく場を設定したりすることなどが考えられる。学校においては、事前に諸活動の実態を把握し、年間の指導計画との関連を図り、各家庭への周知や啓発などの支援をすることが大切になる。

さらに、三者がそれぞれの機能を融合的に発揮する取組も必要である。学校の施設を活用して地域の行事を企画し、その運営にPTAや児童会、地域の企業やNPO法人等の諸団体が共に加わるような取組が可能である。学校やPTAの年間計画と地域の実態との関連を考慮し、各々のねらいと活動の役割分担を明確にして取り組むような配慮が求められる。

(3) 小学校間や異校種等との連携を生かした推進

近隣の学校と連携し、それに基づく交流の機会を充実することも重要になる。道徳教育は、地域が基盤となって、生涯にわたって子どもの生き方を支え続けるものであり、その意味からもこの連携を充実することが大切である。

連携の形としては、例えば、小学校間の連携が考えられる。各学校がある地域の生活文化や伝統、行事等は共通していることが多く、小学校間の共通理解に基づく連携は、地域における道徳教育推進の大きな力となる。

また、幼稚園や保育所、中学校や高等学校、特別支援学校などとの異校種間の連携を図ることによって、各学校を含む地域が一体となって子どもの心をはぐくむ活動を進めることも考えられる。異年齢の子どもの触れ合い、障害のある子どもと障害のない子どもの日常的な交流などの場を積極的につくりだしていくことは、相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現に大きな役割を果たすことにもなる。

2 多様な連携の創意工夫

家庭や地域社会との連携を充実していくには、多様な連携の在り方を考え、学校及び家庭や地域の実態に合った方法を工夫をしていく必要がある。具体的には、次のような事柄が考えられる。

(1) 家庭や地域社会との共通理解を深める工夫

まず、学校の道徳教育と、家庭や地域社会で進める道徳教育との共通理解を図るための工夫が求められる。

ア 方針や様子を伝え要望などを聞く

まず、学校通信や学年通信、インターネットのホームページ等で、学校の道徳教育の方針や諸計画、児童の成長の様子がうかがえるような取組などを伝え、共

に考えるよう呼びかけをしていくことが考えられる。地域の理解を広げるために、それらの内容を地域の掲示板や回覧する情報などに含めることも考えられる。さらに、保護者会などの機会に児童の声を伝えたり、保護者と道德教育に関する考え方を相互交流することも大切である。その際、調査結果を示したり、要望等のアンケートを集めたり、質問に答えるなどして、積極的に心のつながりをつくっていくことが望まれる。重要なのは、双方向からの情報が発信できるように心掛けることである。

イ 道德の時間の授業を公開する

道德の時間は道德教育の要^{かなめ}であり、その授業を公開することは、学校における道德教育への理解と協力を家庭や地域社会から得るためにも、きわめて大切である。実施の方法としては、通常の授業参観の形で行う方法、保護者会等の機会に合わせて行う方法、授業を参観した後に協議会を伴わせる方法などが考えられる。また、保護者が児童と同じように授業を受ける形で参加したり、児童と対話したりするような形式の工夫は、共通理解を一層深めることが期待できる。このような道德の時間の授業の公開を学校の年間計画に位置付け、保護者だけでなく、地域の人々にも呼びかけて、多くの参観を得られるような工夫をすることが望まれる。

ウ 共に学ぶ場をつくる

家庭では、保護者が児童の養育に悩んだり、しつけに困っていたりする場合がある。そこで、PTA等の協力を得るなどして家庭間の情報交換の機会を設定することが考えられる。PTAや地域の団体等が主催する家庭教育にかかわる講習会や講演会等に教師が協力したり、参加したりしていくことも期待される。また、このような企画を、道德の時間の授業の公開と併せて実施することも考えられる。授業の中の児童の様子を話題にしながら道德教育の在り方などについて話し合うことができ、道德教育についての理解の一層の深まりにつなげることができる。

(2) 道德の時間への積極的な参加や協力を得る工夫

道德の時間は家庭や地域社会との連携を進める重要な機会でもある。その実施や教材の開発や活用などに保護者や地域の人々の参加や協力を得られるよう配慮していくことが求められる。

ア 授業の実施への保護者の協力を得る

保護者は児童の養育に直接かかわる立場であり、その協力を得た授業の工夫が考えられる。上記のように、授業に児童と同じ立場で参加してもらうことの他に、講師として、またメッセージを伝える役目としての協力を得ることもある。授業前に、アンケートや児童への手紙等の協力を得たり、事後の指導に関して依頼したりするなどの方法も考えられる。特に、家族愛や基本的な生活習慣をはぐくむ

指導にかかわる授業では生かしたい方法である。

イ 授業の実施への地域の人々や団体等の協力を得る

地域の人々，社会で活躍する人々に授業の実施への協力を得ることも効果的である。例えば，特技や専門知識を生かした話題や児童へのメッセージを語る講師の役割として協力を得る方法がある。青少年団体等の関係者，福祉関係者，自然活動関係者，スポーツ関係者，伝統文化の継承者，国際理解活動の関係者，企業関係者，NPO法人を運営する人などを授業の講師として招き，実体験に基づいて分かりやすく語ってもらう機会を設けることは効果的である。そのために，日頃から，そのような人々の情報を集めたりリスト等を作成しておくことは，こうした活動の円滑化に役立つ。その際，児童が講師の話聞くだけでなく，質問したり考えを伝えたり話し合ったりするなど，一定の時間を確保しておくなどの配慮が大切である。また，見通しのある実施のために計画に位置付けておくことも重要になる。

ウ 地域教材の開発や活用への協力を得る

地域の先人，地域に根付く伝統と文化，行事，民話や伝説，歴史，産業，自然や風土などを題材とした教材を開発する場合に，地域でそれらに関することに従事する人や造詣が深い人などに協力を得ることが考えられる。教材の開発だけでなく，授業でそれを資料として活用する場合にも，例えば，資料を提示するときに協力を得る，話し合いを深めるために解説や実演をしてもらう，児童の質問を受けて回答してもらうなどの工夫が考えられる。

(3) 地域全体で道徳教育を推進する工夫

学校が家庭や地域社会と一体となって取り組む道徳教育についても多様な工夫が考えられる。児童や地域等の実態に応じて，効果的な方法に取り組むことが期待される。

ア 多様な人との交流を深める

多様な人と触れ合い，交流を深めること自体が，道徳教育にとって重要な意味をもつ。学校の諸行事への招待，朝会や集会における講話など，児童が校内で地域の人々と直接かかわる場面を増やしていくことはもとより，学校の外での交流の場を充実することも大切である。地域の高齢者施設や諸団体との交流など，相手の都合にも配慮しながら計画に位置付け，交流を深めることが望まれる。

イ 地域での企画・運営に参加したり諸団体と連携したりする

例えば，地域で行う大会，祭りなどの諸行事に参加し，地域において編成された異年齢集団や異世代集団の一員として参加するような機会が考えられる。また，参加するだけでなく，児童会やPTAと地域の諸団体が協力して企画・運営することもある。具体的には，地域で行う自然体験，防災訓練に学校ぐるみで参加したり，文化施設等の行う学習活動，家庭教育学級の企画などに学校として参加し

たりすることなどが考えられる。その際、地域の行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしておくことが大切である。

また、地域には公民館、図書館、青少年教育施設など様々な社会教育施設がある。そこでは、自然体験、職業体験、スポーツ交流等、多様な企画が提供されている。さらに、地域の各種団体、企業、NPO等が児童の道徳性の育成にかかわる試みを進めている。それらの独立した運営を重視しながら、学校と連携した指導の場をつくっていくことが考えられる。

ウ 家庭や地域と一体となって道徳性を高める実践活動を推進する

地域全体で、生活習慣や礼儀、社会生活上のモラルを身に付けるなど、道徳性を高める実践活動を推進することが考えられる。方法としては、早寝早起きや食事に関する生活習慣等を身に付ける活動、あいさつを促す運動、リサイクルや地域清掃等の環境美化にかかわる活動などがあり、地域の実態に応じて取り組まれる。また、地域が全体としていくつかの約束事や標語を決めて掲示するなど、心を育てる環境作りをすることも考えられる。

特に、情報メディアの急速な普及に伴う問題が子どもの心の成長に負の要因になっているといわれる現在、子どもの心の健全育成に大人の責任として対応していくためにも、地域の人々全体の意識の向上にもつながる活動や運動に協力していくことが求められている。

第8章 児童理解に基づく道徳教育の評価

（「第3章 道徳」の「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」）

5 児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある。ただし、道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする。

第1節 道徳教育における評価の意義

教育における評価は、常に指導に生かされ、結果的に児童の成長につながるものでなくてはならない。「第1章 総則」の「第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項」の2の(11)では、「児童のよい点や進歩の状況などを積極的に評価するとともに、指導の過程や成果を評価し、指導の改善を行い学習意欲の向上に生かすようにすること」と示している。

また、道徳教育における評価については、「第3章 道徳」の第3の5において、「児童の道徳性については、常にその実態を把握して指導に生かすよう努める必要がある」と示している。一人一人の児童の道徳性が道徳教育の目標や内容を窓口として、どのように成長したかを明らかにするよう努めることが大切である。

つまり、道徳教育における評価は、教師が児童の人間的な成長を見守り、児童自身が自己のよりよい生き方を求めていく努力を評価し、それを勇気づけるはたらきをもつものであるといえる。それは、客観的な理解の対象とされるものではなく、教師と児童の温かな人格的な触れ合いやカウンセリング・マインドに基づいて、共感的に理解されるべきものである。

それゆえ、「第3章 道徳」の第3の5に、上記に続けて「道徳の時間に関して数値などによる評価は行わないものとする」と示している。これは、道徳性は、人格の全体にかかわるものであり、数値などによって不用意に評価してはならないことを特に明記したものである。

したがって、教師は、道徳の時間においてもこうした点を踏まえ、それぞれの指導のねらいととのかかわりにおいて児童の心の動きの変化などを様々な方法でとらえ、それによって自らの指導を評価するとともに、指導方法などの改善に努めることが大切である。

第2節 道徳性の理解と評価

1 評価の基本的態度

道徳性は、児童の人格全体にかかわり、人間性が表れたものである。したがって、その理解や評価においては、きわめて慎重な態度が求められる。もちろん教師には、偏見や独断によらず、児童の道徳性をできるだけ正確に理解し評価する目を養うことが要求されるが、いくつかの調査の結果を過信して、児童の道徳性を客観的に理解し評価しえたかのように思い込むことは厳に慎むべきである。それらの調査の結果もまた、教師と児童の関係によって左右されるものだからである。

教師にとって最も重要なのは、児童は一人一人がよりよく生きる力をもっているという信念と、児童の成長を信じ願う姿勢をもつことである。そして、教師自らが心を開き、児童と心と心の触れ合いをもとうと努めることである。児童一人一人がもつよりよく生きる力を信じ、そのような存在としての児童を無条件に尊重し、受容する関係の中で、児童が自己のよりよい生き方を求めていく力は存分に発揮される。

また、その際大切にすべきことは、児童自身が自己の姿をどのように理解し、自己のよりよい生き方を求めていく意欲や努力をどのように評価しているかを児童の立場に即して理解しようとすることである。そうすることで、児童の意欲や努力をその内面から支えていくことが可能になるからである。

道徳性の理解は、このような教師と児童の心の触れ合いの中でなされる共感的な理解によるべきである。後に述べる様々な道徳性の理解や評価の方法によって得られたものも、こうした共感的な理解を豊かなものにする資料として位置付けられる。

2 評価の観点と方法

(1) 評価の観点

道徳性は本来、児童の人格全体にかかわるものであり、いくつかの要素に分けられるものではない。しかし、その理解や評価にあたっては、指導の目標、ねらいや内容をその窓口とするが、それとともに、道徳的心情、道徳的判断力、道徳的実践意欲と態度及び道徳的習慣などの観点から分析することが多い。

道徳的心情については、道徳的に望ましい感じ方、考え方や行為に対して、あるいは逆に、道徳的に望ましくない感じ方、考え方や行為に対して、児童がどのような感情をもっているか等を把握する必要がある。

道徳的判断力については、道徳的諸価値についてどのようにとらえているか、また、

道徳的な判断を下す必要がある問題場面に直面した際に、児童がどのように思考し判断するか等を把握する必要がある。

道徳的実践意欲と態度については、学校や家庭での生活の中で、道徳的によりよく生きようとする意志の表れや行動への構えが、どれだけ芽生え、また定着しつつあるか等を把握する必要がある。

また、道徳的習慣については、特に基本的な生活習慣をどの程度身に付け実践できているかを把握することになる。

(2) 評価の方法

道徳性を理解し評価するためには、そのための資料を収集する必要がある。その方法には多様なものがあるが、学校生活における教師と児童の心の触れ合いを通して、共感的に理解し評価するものでなければならない。その意味で、以下に述べるすべての方法は、児童にとっては自己評価を促すものであり、教師にとっては児童の道徳性の理解を深め、適切に評価し、指導を改善していく手掛かりとなるものである。

これらの方法には一長一短があるので、それぞれの特徴を押さえた上で、その都度適切な方法を生かすように努める必要がある。

ア 観察や会話による方法

児童のあるがままを観察したり、児童との会話の中で得られたものを生かして記録する方法であり、毎日の生活や学習の中で行われる。この方法で大切なことは、観察の積み上げである。指導のねらいや方法に応じて、あらかじめ観察の観点を定めるなどして、計画的、継続的に観察を行う方法もある。また、一緒に活動しながら観察したり、意図的に話しかけたり、授業で意図的に指名をしたりして様子を見るといったことも考えられる。その際、外に表れた言葉や行動からだけで判断するのではなく、態度や表情の微妙な変化からその背景にある心の動きをとらえるなど、児童の内面の理解に努めることが大切である。

イ 作文やノートなどの記述による方法

児童の作文や日記などは、児童が日ごろ感じ考えていることを直接に知ることができる貴重な資料である。しかし、そこに書かれている内容から直ちに道徳的な評価を下すのではなく、行間に込められた思いを共感的に理解する姿勢が大切である。

また、道徳の時間をはじめとする各教科等の学習におけるノートなどへの記述は、その学習のねらいや内容に関する児童の心の動きなどをその内面から理解するための貴重な資料である。それを工夫すれば、学習の前後における児童の感じ方や考え方の変化を知ることができ、児童自身も学習での気付きや自己理解・自己評価を深めることができる。また、それを相互に交換すれば他者理解や相互理解を深めていくことができる。

なお、これらの記述に教師が受容的なコメントを加えて返却することは、教師と児童の心の触れ合いを深め、児童のよりよく生きる意欲を喚起することにもなる。

ウ 質問紙などによる方法

質問紙による方法は、教師があらかじめ作成した質問や児童が直面すると考えられる問題場面での児童の心情、判断やその理由などを回答してもらうことによって必要な情報を収集するものである。作文やノートなどと同様、道徳性にかかわる児童の自己評価を知る上で有効であるのみならず、児童自身が自己理解を深めることにも役に立つ。また、指導の前後に行えば、児童の自己評価の変化などを知ることができ、指導方法を評価し改善するための有益な資料ともなる。

しかし、これらにおける回答の内容は、児童を取り巻く環境や生活の様子、教師との人間関係などによって大きく左右されがちである。そのことを踏まえ、あくまで、児童が道徳性に関して自分自身のことを理解し評価しているかを共感的に理解するための一資料として扱うべきものである。また、質問紙による方法を頻繁に行い、肝心の対応をおろそかにしていると、教師と児童との人間関係が損なわれることもあることに注意する必要がある。

エ 面接による方法

直接に児童と相対して話し合うことで、児童の道徳的な感じ方、考え方などを理解しようとする方法であり、場を明確に設定する場合と随時に行う場合が考えられる。この方法で大切なことは、児童の人格を尊重し、誠実に接しながら、児童自身が自己の内面を語るができるようにすることである。面接での対話が深まることによって、児童の話すことの内容や話し方や表情から、児童の内面をより深く理解できるようになる。そのためには、面接の心構えや方法など、カウンセリングの在り方についての研修を深めるとともに、日常から児童と心の交流を通して親密な人間関係を築き上げる努力を重ねることが大切である。

オ その他の方法

これらの他に、具体的な事例を検討する方法もある。この方法では、道徳的な成長への児童の努力の姿や教師の指導の効果などについて吟味することができ、児童一人一人がもつ課題の理解と指導に有効である。

また、各種のテストを用いる方法もある。その場合は、その目的や注意事項をよく理解して使用する必要がある。

3 評価の創意工夫と留意点

児童の道徳性を理解し評価する場合には、以上のことを踏まえて整理するならば、全体として、次のような点に留意する必要がある。

- (1) 児童との心の触れ合いを通して得られる共感的理解を基盤として、児童自身によりよく生きようとする意欲や努力に目を向けて、道徳性に関する自己理解・自己評価をその内面から理解していくように努める。
- (2) 児童理解の観点を固定的に考えず、児童のよさや個性を積極的に受け止め、多面的で幅広い視点に立った評価を心掛ける。
- (3) 児童一人一人の姿や変化を具体的に記述できるように努力し、個に目を向けた評価となるようにする。
- (4) 自分を表現する得意な面が児童によって違うことなどから、多様な方法を生かしながら評価するように努める。また、可能な場合、複数の人の評価資料を得て評価できるようにする。
- (5) 児童の一時期の様子だけで即断することなく、継続的に観察するなどして、長期的な視点に立った評価を心掛ける。
- (6) 評価の結果を児童の個に応じた指導や学級全体の指導に生かすようにする。特に指導を要する児童に気付けば、直ちに適切な指導を行わなければならない。また、計画を改善し、次の指導で生かすところまでつなげるようにする。

なお、道徳性の理解や評価のための資料の中には、児童の個人の私事に関する内容が含まれていることも多く、資料の収集の仕方及びその結果や収集した資料については慎重に扱う必要がある。

道徳の時間における児童の様子に関する評価においても、これらの留意点を踏まえるとともに、慎重かつ計画的に取り組む必要がある。道徳の時間は、児童の人格そのものに働きかけるものであるため、その評価は難しい。しかし、可能な限り児童の変化をとらえ、それらを日常の指導や個別指導に生かしていくように努めなければならない。

道徳教育における児童についての評価は、児童自身が自己の生き方について価値とのかかわりにおいて自覚を深め、自己のより豊かな心の成長を実感できるように、道徳の時間における評価も生かしながら見通しをもって進めていくことが大切である。